

訂正增補第三版

外國為替詳解

土手金子四郎著



精義集

代國爲替精義

土毛金四種

序

經濟の問題解し易からざるもの少からず而して外國爲替最も難しとなす蓋し本邦外國爲替の業たる尙ほ未だ幼稚にして彼の歐米諸國に於て行はるゝが如き各種の取引を見る能はず且つ夫れ坊間傳ふる所の書亦唯爲替の原理を説くに留り詳細を闕くもの少しとせず此に於てか事の實際に當る者は其理論に審ならず理論を學べる者は實際に疑ひあり著者常に之を歎じ理論と實際との二條を兼有したる外國爲替の解説を作らんことを欲したり然れども筆を執りて按すれば徃々複雑冗長却て讀者の解

序

得を妨げんとするものあり實際の事亦盤錯なり其細目に至りては筆能く之を盡す能はず加ふるに淺學寡聞素より大全を期すべからず庶幾は此書以て外國爲替を研究せんと欲する者の一助たるを得ば著者の望み足らん若し夫れ識者は正補足の勞を惜まずんば誠に望外の幸のみ

明治廿八年一月

著者

土子金四郎謹識

外國爲替詳解索引目錄

第一章 外國爲替の定義及解釋

| | |
|--------------|---|
| 外國爲替の定義 | 一 |
| 外國爲替の目的 | 一 |
| 外國爲替の起因 | 一 |
| 外國爲替起らざる場合 | 五 |
| 四人以下にても爲替行はる | 五 |
| 爲替手形の賣買送受 | 八 |
| 相對爲替第一の不便 | 〇 |
| 第二の不便 | 一 |
| 第三の不便 | 一 |
| 第四の不便 | 二 |
| 以上の不便を除去する法 | 二 |

第二章 外國爲替の定義及解釋(續き)

| | |
|----------------------------------|----|
| 一方の國のみより外國爲替を説くの不都合 | 二〇 |
| 手形を振出す人と送金を待つ人との區別 | 二二 |
| 一方の國のみより手形を振出すとは限らず | 二三 |
| 権利者の中に手形を振出す者と送金を待つ者と二派あり | 二六 |
| 英國の権利者は多く送金を待ち英國に對する権利者は多く手形を振出す | 二七 |
| 富強の國の権利者は多く送金を待ち義務者は多く手形を振宛てらる | 二七 |
| ○第三章 爲替相場 | 二九 |
| 平價打歩割引 | 二九 |
| 平準順逆 | 三〇 |
| 爲替相場變動の原則 | 三〇 |
| 相場の高低に限あり | 三二 |

相場高低の極點

| | |
|----------------------------|----|
| 正金輸送點 | 三四 |
| 正金輸送料は手形振出人之を負擔す | 三五 |
| 手形の需要者も亦正金輸送料を負擔す | 三六 |
| 正金輸送料負擔者に就きての疑問 | 三九 |
| 手形振宛人に於て正金輸送料を負擔することあり | 四〇 |
| 正金輸送料に小差あり | 四一 |
| 正金輸送點畫一ならず | 四二 |
| 平價の起る場合 | 四三 |
| 正金輸送の日數に對する利子 | 四三 |
| 正金輸送の日數に對する利子を算入したる爲替相場の極點 | 四五 |
| 實際の爲替相場は兩極點と平價との間にあるを常とす | 四六 |
| 手形の需要供給の差の多少に従ひて相場の變動する程度 | 四七 |
| 需要多き時の相場騰貴の程度 | 四九 |

供給多き時の相場下落の程度
相場の實際に定まる有様

五〇
五一

○第四章 爲替手形の需要供給を生ずる原因

手形の需要供給を生ずる諸原因

五二

貿易上の原因

五四

株式上の原因

五四

外債上の原因

五六

金融上の原因

五七

外交上の原因

五八

振替上の原因

五八

雜種の原因

五九

相場上の原因

六〇

國際支拂の差に依りて爲替相場變動す

六一

國際支拂の差以外の原因

六二

國際支拂の差と國際貸借の差との區別

六二

○第五章 爲替の順、逆、平準(平價)

爲替の逆、不利と稱する所以

六六

爲替の順、利と稱する所以

六六

順、逆、利、不利といふ語の感ひやすき事

六七

順、逆、利、不利は金融の上より見るなり

六九

爲替の平準と稱する所以

七〇

手形の額面は外國貨幣を以てし之を買ふには我が貨幣を以てす

七〇

日英間の平價

七一

平價の釋義

七二

法定平價

七二

實際の平價には小差あり

七二

正金輸送料の原素となるもの

七三

正金輸送は地金を以てす

七四

金貨と銀貨との間には一定の平價なし 七六
 理論上複本位國と單本位國との間には一定の平價あり 七七
 實際には常に一定の平價を建つること能はず 七八
 複本位國間の平價 七九

第六章 爲替相場の建方

受取勘定の相場支拂勘定の相場 八一
 日本は受取勘定の相場を用ふ 八一
 横濱爲替相場表の解釋 八二
 受取勘定支拂勘定兩種相場の便不便 八三
 受取勘定の相場と支拂勘定の相場とは利不利の關係反對なり 八四
 日本現今の爲替相場は騰貴即ち利下落則ち不利なり 八五
 二國相互の相場の建方に關する便不便 八六
 英國が重に受取勘定の相場を用ふる所以 八九
 第七章 相互の爲替相場 九三

一國の爲替平準なれば相對國の爲替も平準なり 九四
 一國の爲替利なる丈け相對國の爲替は不利なり 九四
 兩國の爲替互に平準となる所以 九六
 一國の爲替不利なる丈け相對國の爲替利なる所以 九九
 一國の爲替利なる丈け相對國の爲替不利なる所以 一〇一
 兩國相場の差違を平均する所以の二 一〇三
 手形の振出方如何に拘らず相場は一なり 一〇六
 同時期に於ける兩國の支拂を一方に纏めて見て相場を建つ 一〇六
 兩國同時期の相場に小差なしとせず 一〇七
 手形を多く振出す國に於て多く相場を支配す 一〇九
 第八章 手形の期限及信用より生ずる爲替相場の差違 一一〇
 參着拂 一一〇
 定期拂 一一〇

| | |
|-----------------------|-----|
| 日付後定期拂 | 一一〇 |
| 一覽後定期拂 | 一一〇 |
| 三種手形の雜形 | 一一一 |
| 拂期日に遅速あるを以て相場に差あり | 一一三 |
| 相場差を生ずる原素 | 一一三 |
| 其二 | 一一四 |
| 其三 | 一一五 |
| 參着拂相場より定期拂相場に換算する法 | 一一六 |
| 相場換算上利子に小差あり | 一一七 |
| 相場差は外國の利子を目安となす所以 | 一一九 |
| 電信爲替相場 | 一二一 |
| 手形に對する信用の度によりて相場に差等あり | 一二二 |
| 信用の度より別けたる手形の種類 | 一二二 |
| 銀行手形 | 一二二 |

| | |
|------------------------|-----|
| 銀行宛商業手形 | 一二三 |
| 商業手形 | 一二三 |
| 擔保付手形(荷爲替手形) | 一二四 |
| 以上四種手形の相場差 | 一二五 |
| 定期拂手形多きを以て定期拂相場を示すを常とす | 一二六 |
| ○第九章 異例の爲替相場 | 一二七 |
| 異例と稱する場合 | 一二七 |
| 國家不穩の場合 | 一二七 |
| 不換紙幣流通の場合 | 一二九 |
| 其一 | 一二九 |
| 其二 | 一三一 |
| 其三 | 一三二 |
| 金銀の比價變動ある場合 | 一三三 |
| 我國現今の爲替相場は金銀相場なり | 一三四 |

貨幣全體に廢滅したる場合

一三六

○第十章 爲替相場と金利との關係

一三七

内國の金利と爲替相場との關係

一三七

外國の金利上れば定期拂爲替相場上り隨て參着拂爲替相場

一三八

上る

外國の金利騰貴の比例に準して爲替相場騰貴するものにあ

一四〇

らず

外國の金利下れば定期拂爲替相場下り隨て參着拂爲替相場

一四三

下る

爲替相場は内國金融の現狀及將來の見込に依りて支配さる

外國の金利高くして爲替相場上らざる場合

一四五

○第十一章 間接爲替裁定爲替

一四八

間接爲替の起因に二種あり

止むを得ざる間接爲替

一四八

其二

一五〇

其三

一五一

英國宛手形の賣れ口宜き理由

一五三

英國か世界の手形交換所たる所以

一五四

間接爲替實際取引の一斑

一五六

正金輸送は間接爲替を利用し盡したる後に起る

一五九

相場の比較より生ずる間接爲替

一六〇

單一裁定

一六〇

重複裁定

一六一

裁定爲替に關する費用

一六四

直接爲替の裁定

一六五

營利的爲替の裁定

一六七

裁定爲替の効

一六九

○第十二章 爲替相場の變動及回復

一七〇

將來の爲替相場を知るの困難 一七〇

諸原因を調査する必要 一七一

爲替相場騰貴すれば復た下落す 一七二

爲替相場下落すれば復た騰貴す 一七三

爲替相場は正金輸送點に達する事少なし 一七五

風説思惑の爲に相場變動す 一七六

金利を上げて爲替を救済す 一七七

右に付ての注意 一七九

日本にては此人意法を施すあたはず 一八〇

外國よりの借入金をして相場を救済す 一八〇

異例の相場は異例たる原因を救済せざるべからず 一八二

第十三章 爲替相場と輸出入品の市價との關係 一八三

爲替相場支拂勘定高ければ輸入品の市價上り同相場低くば同 一八三

市價下る 一八三

爲替相場受取勘定高ければ輸入品の市價下り同相場低くば 一八四

同市價上る 一八四

爲替相場支拂勘定高ければ輸出品の市價外國に於て下り同 一八四

相場低くば同市價上る 一八四

受取勘定の相場の時は前例の反對となるべし 一八五

然るに我が爲替相場騰貴すれば輸出品の市價我國に於て 一八五

下る 一八五

我が爲替相場下落すれば輸出品の市價我國に於て上る 一八六

外國の相場を以て輸出品の市價の本と爲す場合 一八七

外國の相場を以て輸入品の市價の本と爲す場合 一八七

輸入商が爲替相場に注意すべき必要 一八八

輸出商が爲替相場に注意すべき必要 一八九

爲替相場のみを以て輸出入品の市價を變動せしむるもの 一九〇

にあらす 一九〇

第十四章 爲替手形の種類及雛形

| | |
|------------------|-----|
| 手形の關係人 | 一九一 |
| 總て定期拂手形は引受を要す | 一九三 |
| 愛敬日 | 一九三 |
| 拂期日の起算法 | 一九三 |
| 拂期日が休日に當りたる場合 | 一九三 |
| 電信爲替 | 一九四 |
| 指圖人拂手形 | 一九四 |
| 持參人拂手形 | 一九四 |
| 組み手形の雛形 | 一九六 |
| 組み手形は一枚のみ引受を爲すべし | 一九八 |
| 一覽後定期拂組み手形の便 | 一九八 |
| 一號手形引受濟みの二號手形 | 一九九 |
| 荷爲替手形 | 二〇〇 |

荷爲替手形の雛形

| | |
|------------------|-----|
| 荷積證書の雛形 | 二〇二 |
| 擔保證書の雛形 | 二〇三 |
| 「代り金領收候にき付き」の意味 | 二〇五 |
| 自國の貨幣を以て額面としたる手形 | 二〇七 |
| 其雛形 | 二〇八 |
| 爲替信用狀 | 二一一 |
| 其雛形 | 二一一 |
| 爲替信用狀の効用 | 二一二 |
| 爲替信用狀雛形の二 | 二一三 |
| 其三 | 二一五 |
| 其四 | 二一六 |
| 回文爲替狀 | 二一九 |
| 其雛形 | 二二〇 |

| | |
|-------------------------|------|
| 回文爲替狀の効用 | 二二二一 |
| 回文爲替狀振出の手續 | 二二二二 |
| 抵當を取りて回文爲替狀を振出す場合 | 二二二三 |
| 保證人を立たして回文爲替狀を振出す場合 | 二二二四 |
| 小切手銀行小切手 | 二二二四 |
| 小切手銀行小切手の効用 | 二二二五 |
| 保證付爲替手形 | 二二二七 |
| 其難形 | 二二二七 |
| 保證付爲替手形の効用 | 二二二八 |
| 逆爲替手形 | 二二二九 |
| 其難形 | 二二三〇 |
| 第十五章 爲替に関する銀行の實務 | 二二三一 |
| 銀行は仲買人又は平素の得意のみより手形を購入す | 二二三一 |
| 手形仲買人の業務 | 二二三二 |

| | |
|-----------------|-----|
| 買入るべき手形の豫定額 | 二三四 |
| 買入れたる手形の取立及其照會書 | 二三四 |
| 手形賣出の手續 | 二三四 |
| 爲替通知書 | 二三五 |
| 通知を要せざるもあり | 二三六 |
| 面識なき客には手形を賣らず | 二三六 |
| 爲替の賣買の豫約 | 二三七 |
| 爲替の賣買より生ずる銀行の利益 | 二三八 |
| 相場不同 | 二四〇 |
| 相場の変動を豫測する法 | 二四〇 |
| 電信爲替の手續 | 二四一 |
| 以上 | |

外國爲替詳解

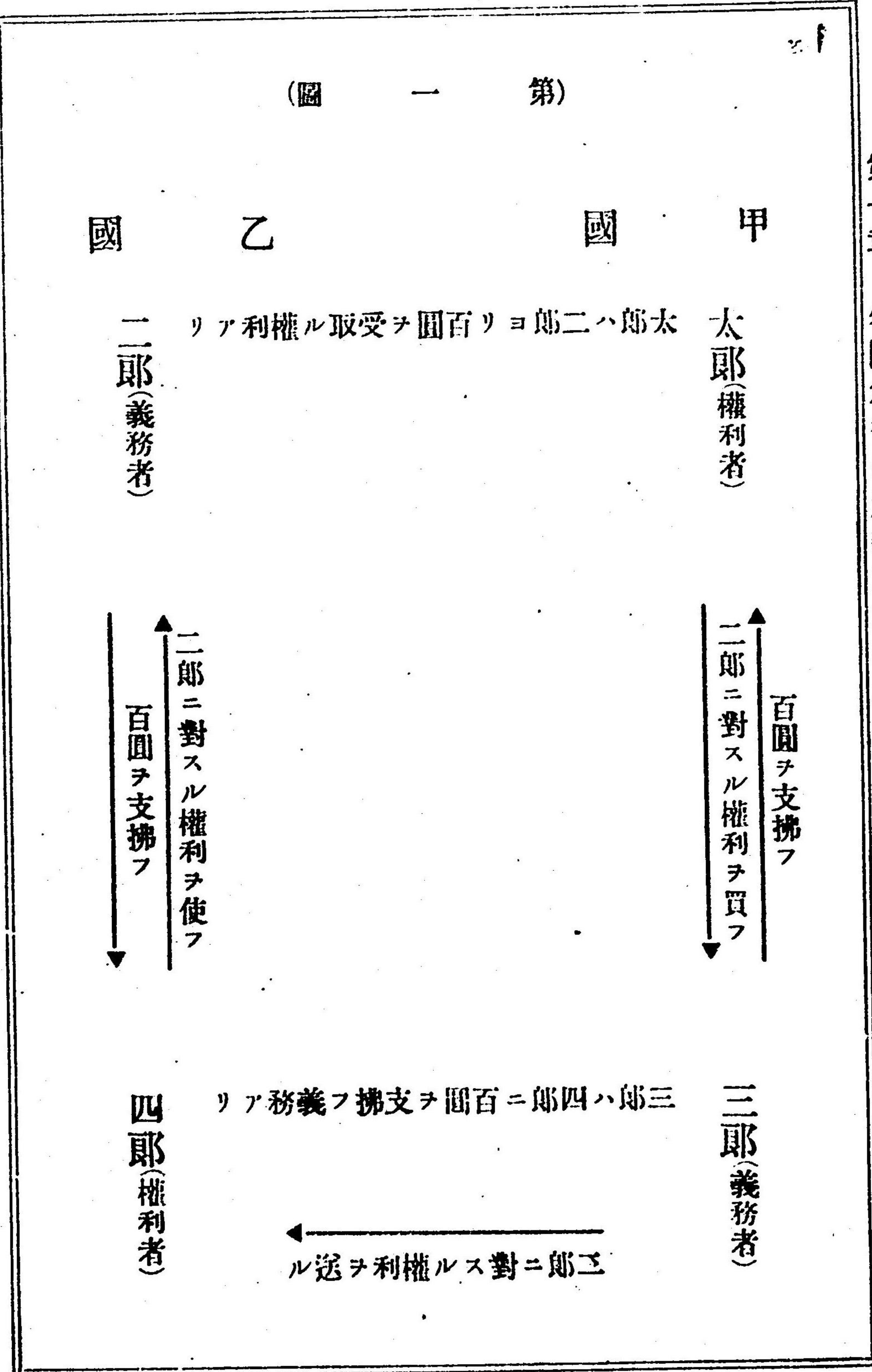
文學士 土子金四郎 著

第一章 外國爲替の定義及解釋

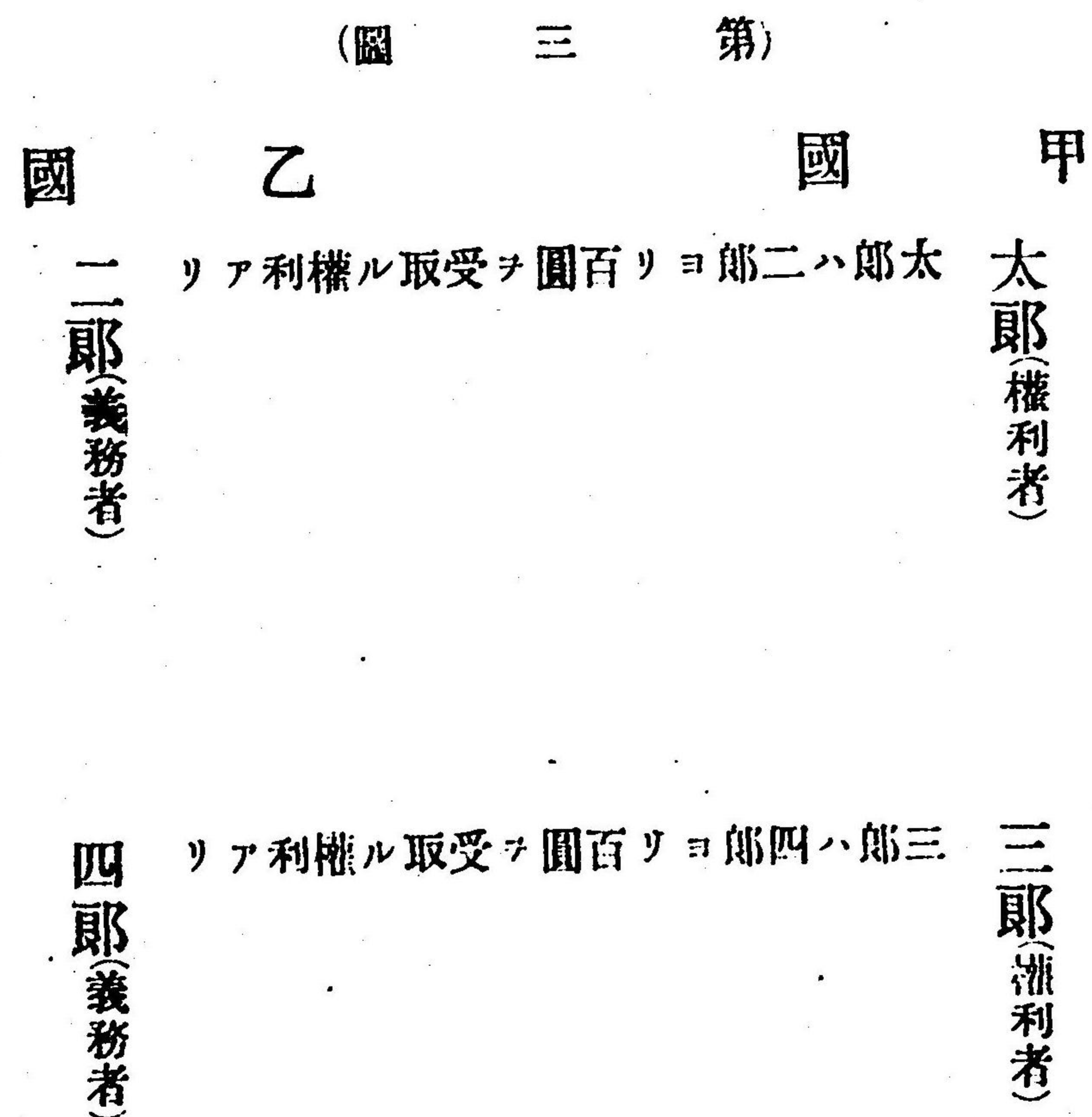
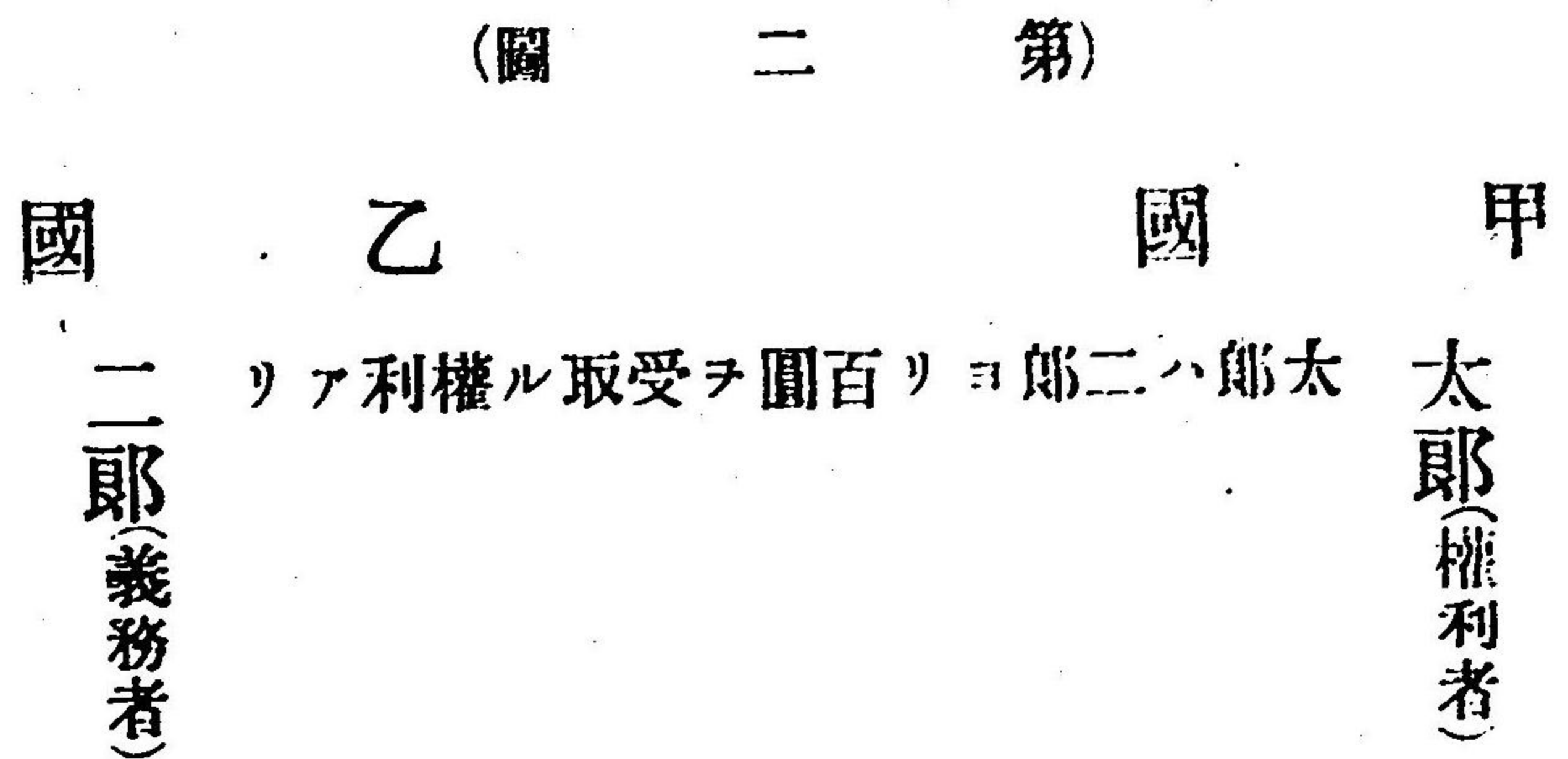
外國爲替とは外國に於ける金錢受取の權利を以て外國に對する金錢支拂の用に
供する法を云ふ換言すれば甲乙二國の間に正金を輸送せずして金錢の受拂をな
す法なり此く正金を受拂せざるが故に正金輸送の爲に要する一切の勞費危険を
省ぶく事是れ爲替の取引を爲す目的なり
抑も外國爲替の事たる一讀容易なるが如くにして解し悪き點少なからざれば詳
に之を説明せんには圖を以て示すを可とす

外國爲替
の定義

外國爲替
の目的



右の圖に據りて甲國と乙國との間に爲替の行はるゝ次第を説明せん甲國の太郎百圓の貨物を乙國の二郎に賣り之に對して百圓を乙國の二郎より受取るべき權利ありと假定し同時に甲國の三郎百圓を乙國の四郎に對して支拂ふべき義務ありと假定せば甲國には乙國に於ける金錢受取の權利を有する太郎と乙國に對して金錢支拂の義務を有する三郎との二人あり此くして三郎正金を四郎に送付する代りに太郎の權利を買ひて之を送くれば四郎は此權利に對する義務者たる二郎より百圓の支拂を受くべし此に於て三郎は百圓を四郎に支拂ひたる勘定となる即ち太郎が外國に於ける金錢受取の權利を以て三郎が外國に對する金錢支拂の用に供せしものなり此取引を一方より見れば太郎は乙國の二郎より正金を受取る代りに内國の三郎より代金を受取りたるを以て恰も外國に對する金錢支拂の義務者をして外國に於ける金錢受取の權利者に對し内國に於て支拂を代辦せしめたる次第なり而して乙國の方に於ては二郎は元來義務者なるが故に終に百圓を支拂ひ四郎は元來權利者なるが故に百圓を受取りたる譯にて甲乙二國間に一錢の正金を輸送せずして互に權利者は金錢を受取り義務者は金錢を支拂ひた



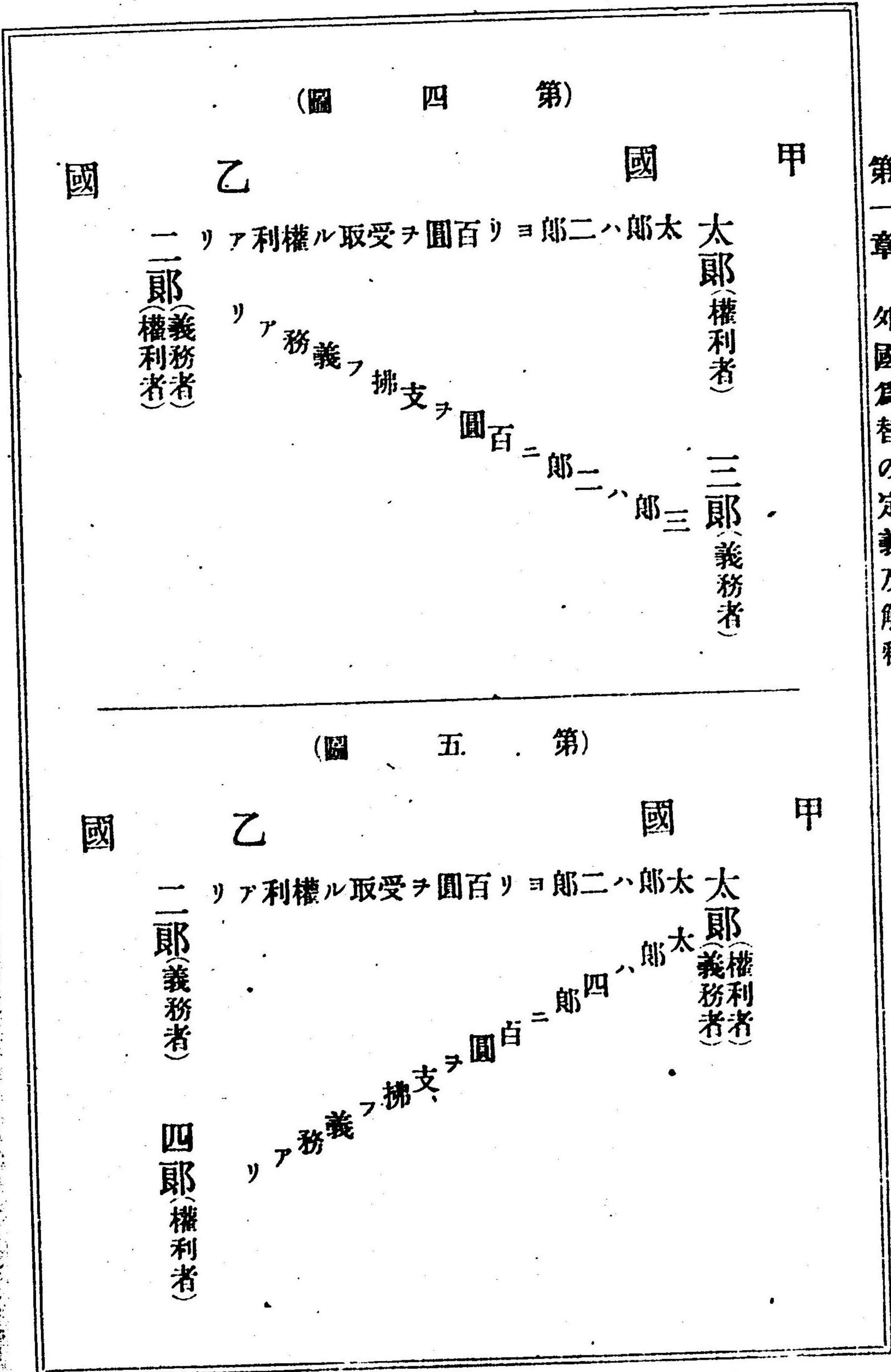
る事となれり之に由て見れば外國爲替は甲乙二國互に外國に於ける金銭受取の權利と外國に對する金銭支拂の義務と並存するが故に生ずるものなり之を外國爲替の起因とす

外國爲替の起因
外國爲替
起らざる
場合

然るに若し第二圖の如く太郎獨り二郎より金銭受取の權利を有する耳にして四郎に支拂の義務を有する三郎なしとする時は太郎の權利を買ひて金銭支拂に使せんとする者なし又第三圖の如く太郎も三郎も共に乙國より金銭を受取るべき權利ありて他に支拂の義務者なしとする時は兩人の權利を買ひて金銭支拂に使用せんとする者なし既に使用せんとする者なければ外國爲替は起らざる道理なり故に甲國に權利者一人ありて義務者一人もなく乙國に義務者一人ありて權利者一人もなく又甲國に權利者二人ありて義務者一人もなく乙國に義務者二人ありて權利者一人もなき時は外國爲替起らざるものと知るべし

以上説きたる所にては太郎(權利者)二郎(義務者)三郎(義務者)四郎(權利者)四人あらざれば外國爲替行はれざる様なれども甲乙二國にして互に權利と義務と並存すれば必しも四人ならずとも可なり

四人以下
替行はる



今三人の場合を示さんに第四圖にあるが如く二郎は太郎に對して義務者となり同時に三郎に向ひて權利者となる時は二郎は一人にして權利者と義務者とを兼ねるものにして畢竟乙國には權利と義務と並存するなり此故に三郎は太郎の權利を買ひて二郎に對する百圓の支拂に使用すれば權利者としての二郎は此權利に對し義務者としての二郎より支拂を受くべし此くすれば甲乙二國間の支拂は矢張り正金を輸送せずして事足るなり之に反して第五圖の如く太郎にして二郎に對し權利あると同時に四郎に向ひて義務ありとすれば太郎は一身にして權利者たる資格と義務者たる位置とを兼有するものにして畢竟甲國に權利と義務と並存する事となる此に於て義務者としての太郎は權利者としての太郎の權利を以て之を四郎に送りて百圓の支拂に供し四郎は二郎より此權利に對して百圓の支拂を受くる事前に説きたるが如くすれば是亦正金を輸送せずして國際の受拂を完結するを得べし

右の理より推せば二人にても爲替は行はるべし例へば甲國の太郎にして權利者と義務者とを兼ね乙國の二郎も亦權利者と義務者とを兼ねものとすれば俗に所

謂差引勘定にして二國の間に正金輸送の事なくして受拂を済す事となるべし
 以上は外國爲替の起る所以を説きたるものなれども權利を以て如何に此權
 み説きては漠として解し易かりざるを以て是より進んで實際に於て如何に此權
 利の賣買送付をなすかを説明せん例へば太郎が百圓の茶を二郎に賣り之を乙國
 に向けて積出すとすれば太郎は同時に二郎に宛て、左の如き爲替手形を振出す

爲替手形
受の賣買送

(圖 六 第)

第何號 一〇〇、〇〇
 一金百圓也
 右金額此手形御一覽次
 第拙者又ハ拙者ノ指圖
 人ニ御支拂相成拙者借
 方勘定ニ御記入有之度
 候也
 甲國何市何町
 年月日 太 郎
 乙國何市何町
 二 郎 殿

なり此手形は即ち太郎の權利を代表したる者にし
 て二郎は此手形を呈示さるれば百圓を支拂ふべき
 義務あり而して太郎は此手形を振出して直接に二
 郎に送れば百圓を受取るを得べき事勿論なれ共此
 くしては乙國より甲國迄態々正金を輸送せざるを
 得ざるを以て甲國の人に此手形を賣りて代金を取
 らんとを欲すべし此時に當りて三郎代金を太郎に
 支拂ひて此手形を買ひ受くるなり太郎は之を三郎
 に賣渡すに及んで第七圖の如く裏書するものとす

此に於て太郎の權利は三郎に移りたるなり偕て又三郎か此手形を四郎に送るに
 及んでは四郎に權利を移さんが爲に第八圖の如く裏書するを要す此く裏書した
 る手形を四郎に送れば四郎は二郎に此手形を呈示して其支拂を請求すべし二
 郎は元來太郎に支拂ふべき義務あるものなれば太郎が指圖したる人に對しては
 何人にて支拂はざるを得ず然るに太郎は三郎に支拂ふへしと裏書し三郎は四

(圖 七 第)

表書之金額三郎殿に御
 支拂相成度候也
 年月日 甲國 太郎

(圖 八 第)

表書之金額三郎殿に御
 支拂相成度候也
 年月日 甲國 太郎
 表書之金額四郎殿に御
 支拂相成度候也
 年月日 甲國 三郎

(圖 九 第)

表書之金額三郎殿に御
 支拂相成度候也
 年月日 甲國 太郎
 表書之金額四郎殿に御
 支拂相成度候也
 年月日 甲國 三郎
 表書之金額正に受取候
 也
 年月日 乙國 四郎

郎に支拂ふへしと裏書したる以上は四郎に支拂ふは即ち太郎の指圖なるを以て異議なく支拂を爲すべし此支拂を受くるに及んで四郎は第九圖の如く裏書するものとす之に由て觀れば權利を買い權利を送るといふは畢竟爲替手形を買い爲替手形を送る事にしてたい空漠たる無形の權利を賣買送受するにあらざるを知るべし

右に説きたるが如く三郎は百圓を四郎に支拂ふに一片の手形を以てすること外國爲替の法なれども實際に就て見れば甲國の人必しも太郎三郎の兩人には限らず幾千幾萬の人口中に乙國に宛て、手形を振出せる者散在する譯なれば三郎より見る時は果して誰が手形を振出し居るか之を探出すこと容易の業にあらず又太郎の方より見るも其振出したる手形を買いはんと欲する者を探出す事亦困難ならずや是れ第一の不便なり好し又三郎にして幾千幾萬の人口中幸に太郎を探出して其手形を買いはんとするも手形の額面必しも百圓なりとも限らず太郎にして百五十圓の茶を賣る事もあるべく又五十圓の茶を賣る事もあるべし然る時は手形の額面は百五十圓若くは五十圓とならん果して然らば三郎は百圓の支拂をな

相對爲替
第一の不便

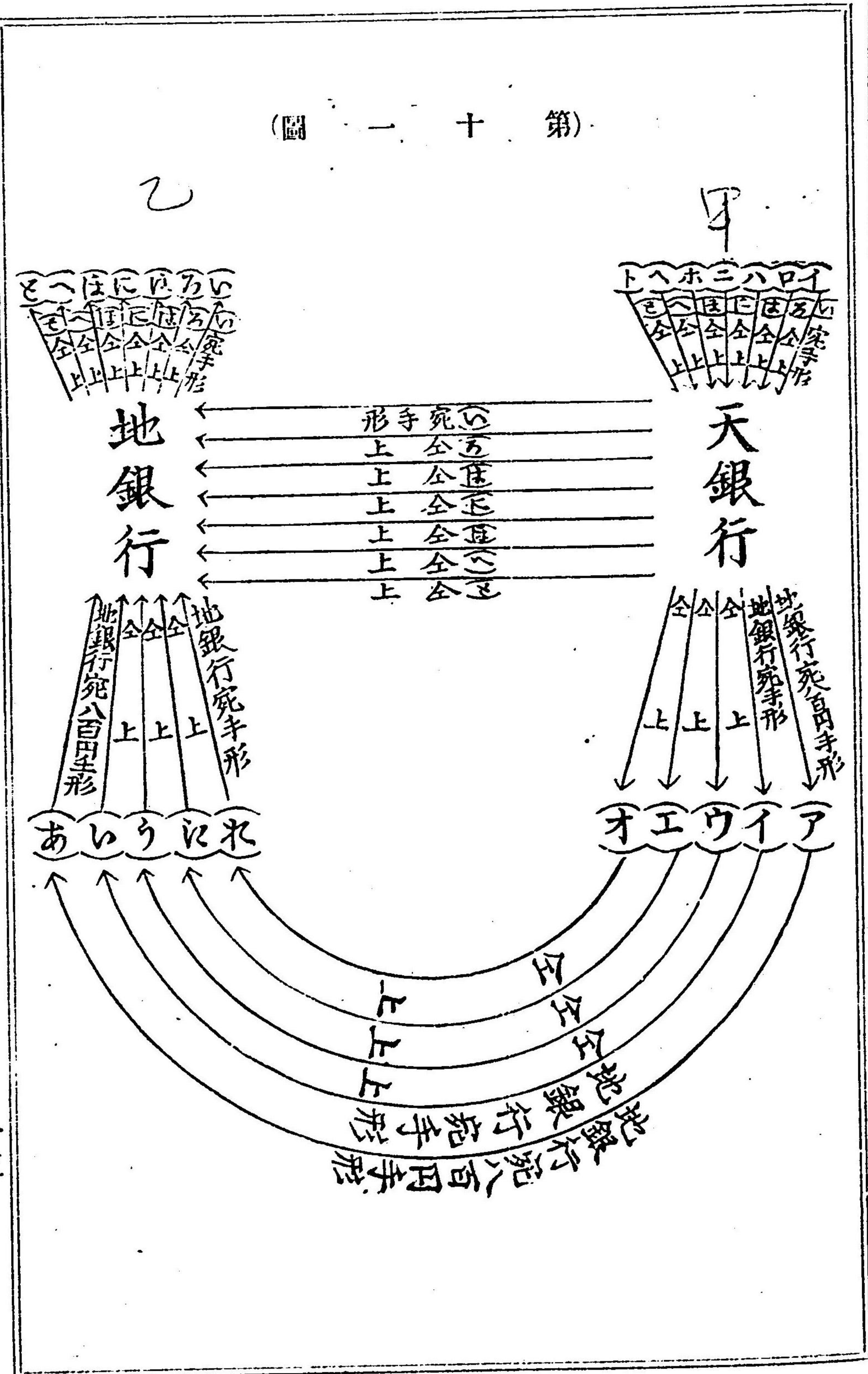
第二の不便

第三の不便

さんとするに百圓の手形を得ること能はずさればとて百五十圓の手形を買ふも無益なり五十圓の手形を買ひては五十圓の正金を添へて乙國に送らざるを得ず是れ甚だ便ならず此に於て三郎は折角手形の賣手を探出しながら満足の手形を得ること能はず又太郎の方より見るも幸に手形の買手に尋ね常りながら手形を賣ることを得ず而して實際には此の如き場合少からざるべし是れ第二の不便なり次に又假令手形の額面恰も百圓なりとするも太郎果して乙國の二郎に茶を賣りたるか二郎果して手形に對して百圓を支拂ふへきか遠き外國の事とて判然せざるべし若し二郎に於て手形の支拂を爲さざる時は其手形を送付されたる四郎は百圓を得ること能はず四郎百圓を得ること能はざれば其手形を三郎に戻すべし乃ち三郎は更に百圓を四郎に支拂はざるべからず而して三郎は太郎に向ひて手形の不都合を責めて前に渡したる代金を取り返さんと欲するも或は太郎既に倒産せりといふ如き場合なしとせす是を思へば三郎は大金を出して太郎より一片の手形を買ふ事頗る不安心ならずやさりとて三郎にして一々太郎の身元二郎の資産等を調査せん事忙がしき商人の堪へざる所なるべし是れ第三の不便なり

右は大體の論なり尙ほ細に實際の有様を示せば甲國の人にして乙國に於ける金
 錢受取の權利あるが故に手形を振出す者は獨り太郎に止まらず第十一圖の如く
 (イ)(ロ)(ハ)(ニ)(ホ)(ヘ)(ト)等幾十幾百の人あり而して是等の人々が振出したる
 手形の額面は素より種々にして百圓もあるべく二百圓もあるべし或は八百圓或
 は五百圓皆振出人の都合に依りて異なるべし是等の人々は其手形を天銀行に賣
 り敢て一々買手を探出すの勞を採らず此くして天銀行は是等の手形を盡く地銀
 行に送付して其取立をなさしむ地銀行は各手形の支拂人(シ)(ろ)(は)(に)(ほ)(へ)
 (と)等に夫々手形を呈示して支拂を受け例へば總額十萬圓を取立て之を天銀行
 より預りたる勘定となし爲替資金として備へ置くなり此に於て天銀行は地銀行
 に對し總額十萬圓を引出すの權利ある事となる即ち地銀行に對し十萬圓を若干
 つゝ幾回にも割りて支拂はせんか爲に爲替手形を振出すの權利あるものとす借
 て又甲國に於て乙國に對し金錢を支拂はんとする者も亦只二郎のみならず(ア)
 (イ)(ウ)(エ)(オ)等幾多の人あるなり而して其金額も素より百圓とは限らず人々
 個々種々異りたるものあらん例せば(ア)といふ人八百圓を乙國の(あ)といふ人

(圖 一 十 第)



に支拂はんとすれば(ア)は天銀行に行きて乙國の(カ)を受取人としたる額面八百圓の手形を需要す天銀行は前述したる如く十萬圓までならば差支なきを以て直に第十二圖の如き地銀行宛八百圓(カ)渡の手形を振出して之を(ア)に賣渡すなり而し

(圖 二十 第)

| | |
|------------------|---------|
| 第何號 | 金八〇〇〇〇〇 |
| 一金八百圓也 | |
| 右金額代リ金額收候ニ付き御一覽次 | |
| 第お殿又ハ其指圖人ニ御支拂相成當 | |
| 銀行借方勘定ニ御記入有之度候也 | |
| 甲國何市何町 | |
| 年月日 | 天 銀 行 |
| 乙國何市何町 | 支配人何某 |
| 地 銀 行 | |
| 御 中 | |

(圖 三十 第)

| |
|-------------|
| 表書之金額正ニ受取候也 |
| 年月日 |
| あ |

て天銀行は地銀行に八百圓(カ)渡の手形を振出したる事を通知し置くものとす(ア)は乃ち此手形を(カ)に送くること猶ほ通常の郵書を送くるが如くして足れり(カ)之を受取りて第十三圖の如く裏書して地銀行に呈示すれば地銀行は天銀行よりの通知に照合し手形と引換に八百圓(カ)に支拂ふものとす

此の如く銀行を媒介として爲替の法を行へば前に擧げたる第一の不便たりし手形の賣買者互に搜索することを要せず何とならば天銀行は世間に知れ渡れるが故に賣方も買方も此に行く事容易なればなり又天銀行は前に説きたる如く幾何の金額にても手形を振出し得るを以て第二の不便たりし手形賣買兩者の間に額面の折合はざるが如き事なし次に又天銀行より賣出したる手形は天銀行自身に振出人となりて地銀行に對して振出したるものなれば萬一地銀行に於て此手形の支拂を爲ざる時は天銀行之を辨償すべし天銀行は巨大の株金を有して公然世間に立つ者なれば前に例したる如き損失の危険殆どなし此故に一片の紙なりとも安心して手形を買ふを得べし此に於て第三の不便はなくなれり然のみならず乙國に於ても地銀行は世間に知れ渡れるものなれば甲國より手形を受取りたる

人例へば前例の四郎又は(あ)が其支拂を要求するにも容易にして且つ安心なり然れば第四の不便も亦除去するを得べし此に至りて終に四不便を掃蕩したりと云べし加之相對にては一時買人なき手形にても銀行なれば常に營業として之を買入れ以て他日手形の需要起る時の準備となすべし此くて又相對にては一時手形の賣人なき場合にても銀行なれば何時にても之を供給する便あり若し手形の需要多くば態々正金を其支店又は「コルレスボンデント」に送り之に對して手形を振出すを以て幾何の手形にても差支なく供給する事を得べし讀者若し若干の金額を紐育の知人に送らんと欲さば横濱正金銀行に行きて手形を買ひ之を郵書に封して送るべしさすれば知人は手形を紐育の正金銀行支店に呈示して現金を受取るものとす豈に便利ならずや

第十一圖に示したるは天地兩銀行のみなれども實際は我國にても横濱正金銀行其他外國銀行の支店二三ありて外國爲替の業を營み歐米にては此類の銀行頗る多く隨て手形取引亦巨額なり而して稱には第十一圖の(ア)(イ)(ウ)(エ)(オ)等の中には銀行に行かすして直接に(イ)(ロ)(ハ)(ニ)(ホ)(ヘ)(ト)等の中より恰好の手形

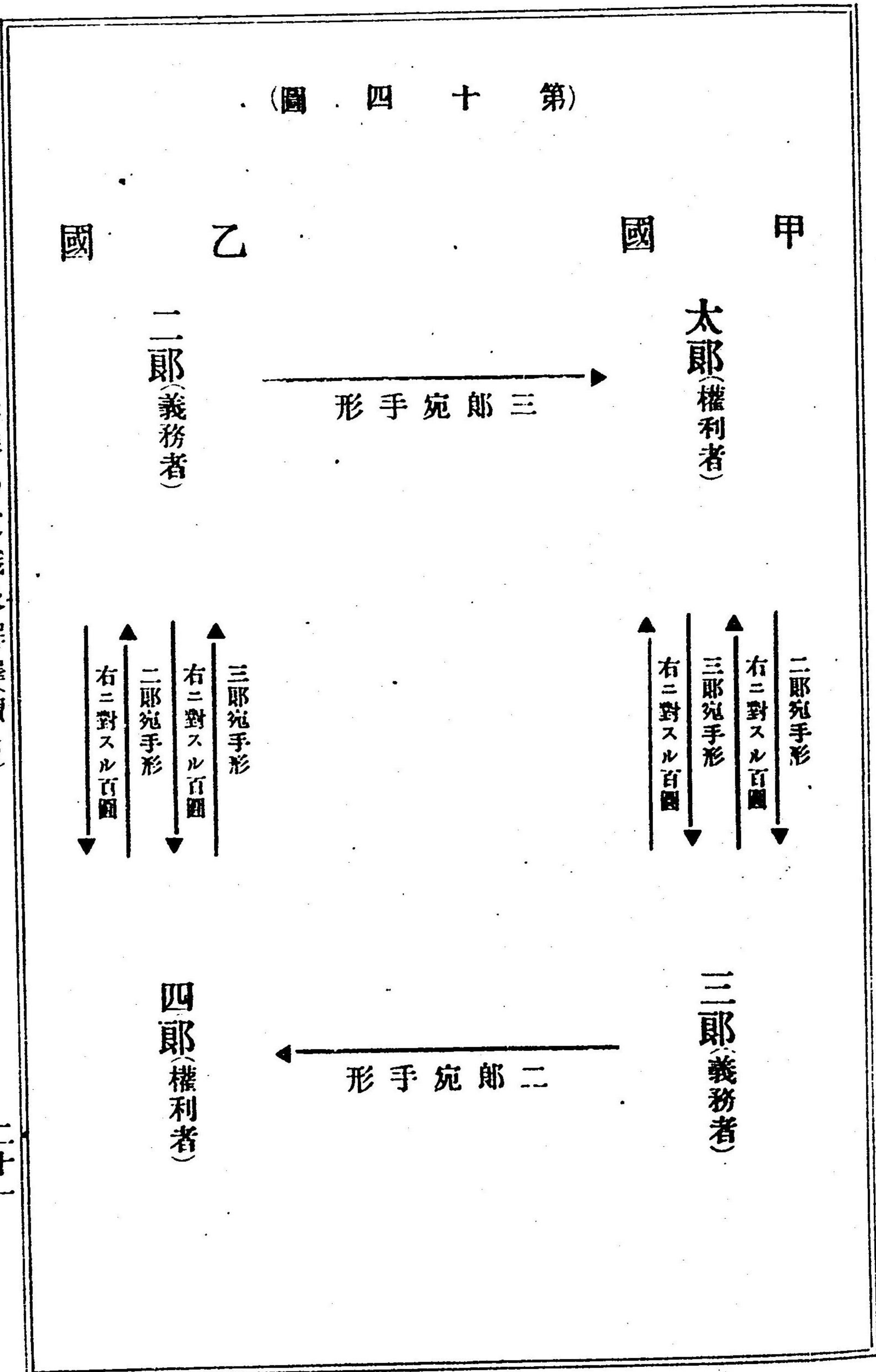
を買ひて送付する者もなきにあらざ然れども總じて外國爲替論の實際は銀行を中に置きて考ふるを要するなり

第二章 外國爲替の定義及解釋(續き)

前章に於て説きたる所にては甲國の方のみより手形を送付し乙國は甲國に之を送付する事なきに似たり又天銀行のみ地銀行に宛て、手形を振出し地銀行は毫も天銀行に對して之を振出さざる姿なり之を要するに前章の説明は單に甲國の方のみより見たる次第にして乙國の方より見たる所を述べざるなり而して外國爲替を説く者多くは是にて足れりとなし乙國より見るも甲國より見たる所と異なる事なければ推して知るべしとの一言を残して説了るを常とす然れども是れ不親切なる説明といはざるべからず若し甲國より見たる所を其儘乙國より見る場合に適用する時は初學の者をして徒に了解に困しましむる事あり即ち前に説きたる如く甲國の太郎乙國の二郎に對して金錢受取の權利あるが故に二郎に宛て、手形を振出すとせば乙國の四郎も亦同様の權利あるが故に甲國の三郎に宛て、手形を振出すものと見ざるべからず而して又前に説きたる如く三郎は太郎の手形を買ひて四郎に送付すすれば二郎も亦四郎の手形を買ひて太郎に送付

一方の國のみより
外國爲替
を説く
都合
不都合

(圖 四十 第)



するものと見ざるべからずさすれば此手形三郎の許に呈示さるゝ時は三郎之を支拂はざるべからず果して然らば第十四圖に示したる如く太郎四郎は百圓を二度受取り二郎三郎は百圓を二度支拂ふことゝなるべし世間豈に此の如き理あらんや而して尙ほ此事を第十一圖に當嵌めて見る時は甲國の(ア)(イ)(ウ)(エ)(オ)及乙國の(イ)(ロ)(ハ)(ニ)(ヒ)(フ)(ヘ)(ト)等は悉く二重拂を爲し甲國の(イ)(ロ)(ハ)(ニ)(ヒ)(フ)(ヘ)(ト)及乙國の(ウ)(ケ)(コ)(サ)等は悉く二重に支拂を受くる勘定となり愈々奇相を呈すべし

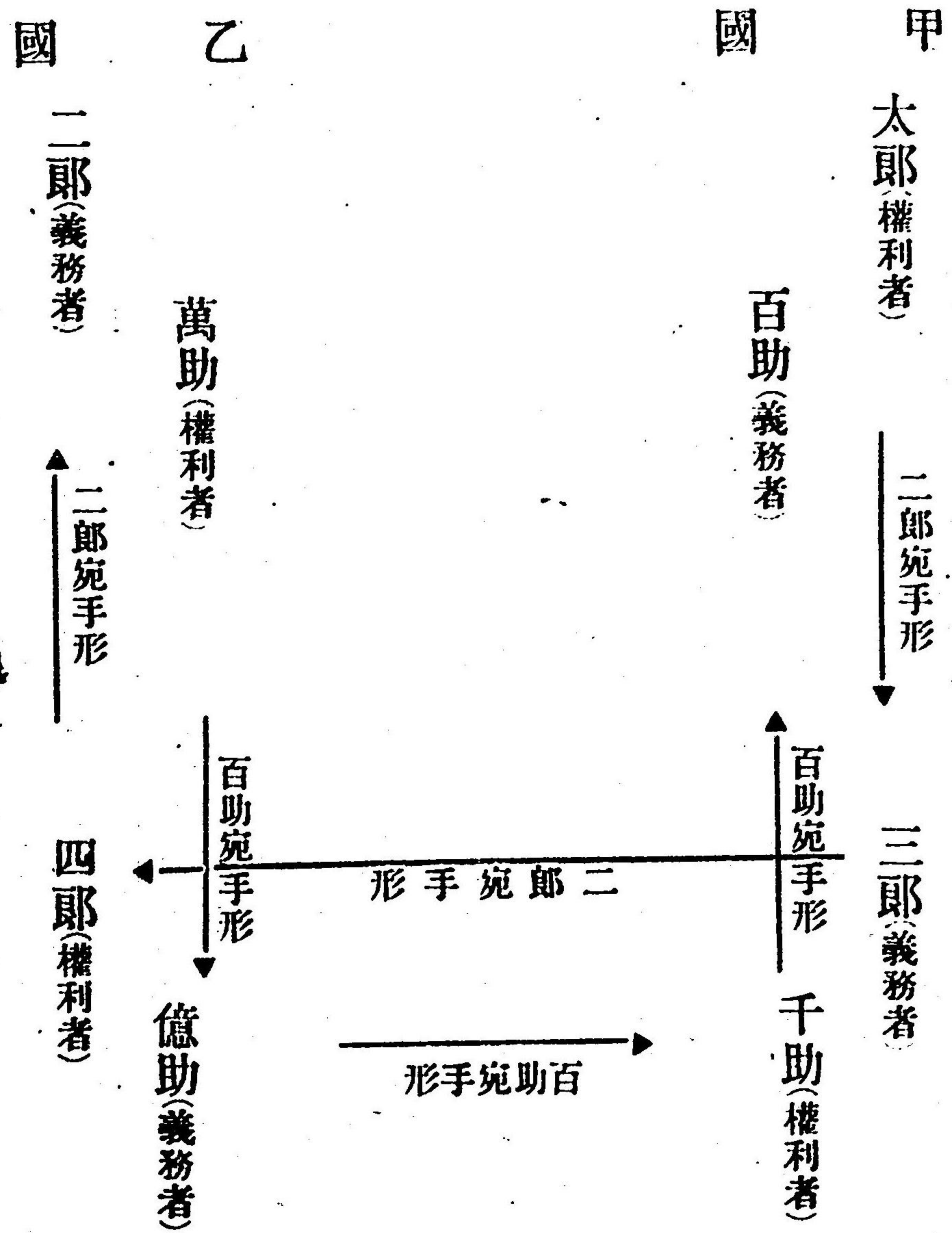
此疑惑を解かんには太郎と二郎との間及三郎と四郎との間に初めより約束を爲し太郎は二郎より金錢の送付を待たず手形を振出すべければ此手形を受取りたる上にて支拂をなすべしと定め三郎は四郎に向ひて此方より送金すべければ四郎より手形を振出すに及ばずと定め置くものと見るべし此く定めたる上は四郎に於て第十四圖の如く三郎に宛てゝ手形を振出すの必要なし隨て二郎も太郎の振出したる手形を呈示さるゝ迄はわざ／＼四郎より甲國宛の手形を買ひて太郎に送付するの必要なし二郎四郎にして必要なしとすれば第十四圖の如き不都合を生ずる事なからんされば若し乙國より見て第一圖の如くならしめんとするには四郎は三郎に宛てゝ手形を振出す事を約し二郎は太郎に對して送金する事を約し置くを要す然り而して第十一圖は甲國の權利者は一切手形を振出し同國の義務者は皆わざ／＼乙國の權利者に送金することゝして説きたるものなれども實際に於て此く一方の國に於てのみ手形を振出すもの乎又若し然りとすれば其故如何と云ふに至りては蓋し讀者の疑ふ所ならん然れども事の實際を云へば例へば日本と米國との間に行はるゝ爲替も常に日本の方のみより手形を振出し米國より振出すことなしと思ふべからず時に依りては米國の方よりも日本に宛てゝ手形を振出すことあるは勿論なり又例へば米國と英國との間の爲替に就て見るも米國の方のみ英國に宛てゝ手形を振出すとも限らず英國の方よりも米國に宛てゝ手形を振出すことありとす是れ他なし日本の權利者の中には或は我方より彼方に宛てゝ手形を振出す事を外國の義務者と約束するもあるべし又或は外國の義務者より態々送金するを待つこと云ふ約束を爲すもあるべければなり今此有様を圖に據りて示せば第十五圖の如し

手形を振出す人
送金する人
手形を待つ人
區別

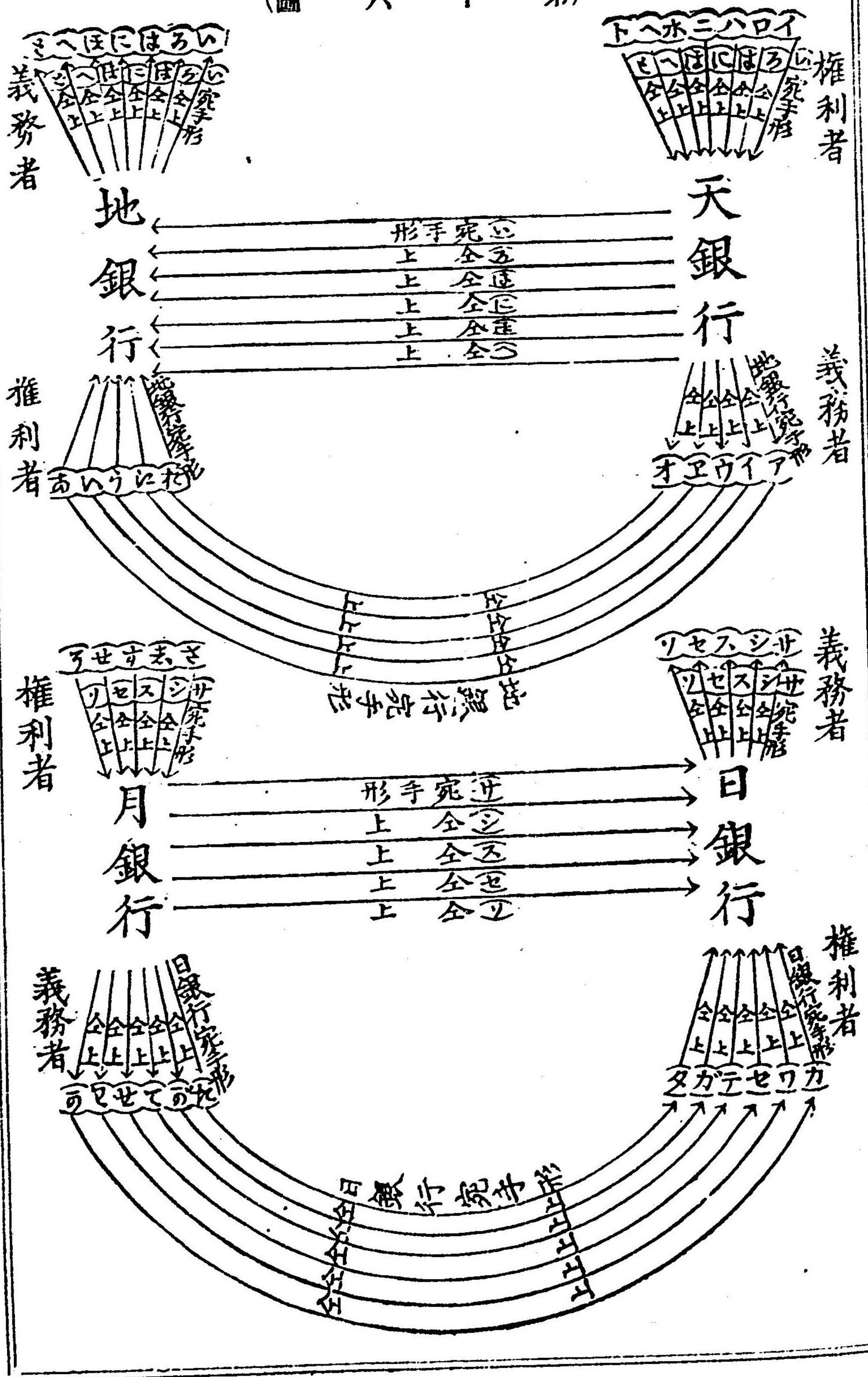
一方の國
のみより
手形を振
出すこと
は限らず

此有様を圖に據りて示せば第十五圖の如し

(圖 五 十 第)



(圖 六 十 第)



第十五圖に示す如く甲國にては太郎権利者にして手形を振出し乙國にては萬助
権利者にして手形を振出すなり此くすれば決して第十四圖の如く二重拂を爲す
ことなし而して甲乙二國の手形振出人必しも太郎一人萬助一人と限るにはあら
ず又甲國の方手形振出人多く乙國の方少なき事もあらん此込入りたる有様を第
十一圖に準して示したるものは第十六圖なり

第十六圖の如く甲國には(イ)(ロ)(ハ)等の人々乙國の(ニ)(ホ)(ヘ)等の人々より送
金するを待たず夫々手形を振出して之を天銀行に賣れども同時に(カ)(リ)(セ)
等の人々は自身に手形を振出さずして乙國の(カ)(ワ)(セ)等より送金するを待
つもあり乙國にも亦権利者にして自ら手形を義務者に宛て、振出す者即ち(サ)(シ)
(ス)等の人々と義務者より送金するを待つ者即ち(ア)(イ)(ウ)等の人々との二派
あり然れども實際に於て必しも此二派の権利者殆ど同數なりとはいへず換言す
れば甲國の権利者は過半乙國の義務者に宛て、手形を振出す約を結び甲國の義
務者の過半は乙國の権利者に送金するの約にて取引する場合あり今日英國と取
引する國の権利者即ち英國に貨物を輸出したる者等は多く英國の義務者に宛て

権利者の
手形を
振出す
者
中
に
送
金
を
待
つ
者
も
在
り
得
る

英國の
権利者
は
多
く
送
金
を
待
つ
者
に
對
し
て
手
形
を
振
出
す
者
は
多
く
在
り
得
る

富強の國
は
多
く
送
金
を
待
つ
者
に
對
し
て
手
形
を
振
出
す
者
は
多
く
在
り
得
る

手形を振出し英國よりの送金を待たず又英國に對する他國の義務者即ち英國
より貨物を輸入したる者等は多く英國に向ひて能々送金を爲し英國の権利者よ
り手形を振出さざるものとす即ち英國の義務者は多く手形を引受け権利者は多
く送金を待つなり之に反して英國に對する他國の権利者は多く手形を振出し義
務者は多く送金をなすなり此理由を如何といふに英國は世界商工業の中心なれ
ば全國に對して支拂を爲すべき義務者は諸國其數多きが故に英國に宛て、振出
したる手形は賣日よく隨て早く代金を收得し且つ相場も高きを以て英國に對す
る権利者は英國の義務者より能々送金さるゝを待つよりも手形を振出して賣る
方便利なり之に反して英國は他國に對して支拂ふもの少なきが故に他國に宛て
手形を振出すも賣日れもはしからざるを以て他國よりの送金を待つことゝな
るなり且つ例へば朝鮮の如き貧弱國に對しては手形を振出すも支拂國の信用少
なきが故に之を買ふ者殆どあらざるべければ英國の商人は貨物の輸出に先立ち
て朝鮮の商人より送金するを待つべし之を要するに商工業盛大なる國の義務者
は重に外國の権利者より手形を振宛てられ全國の権利者は重に外國の義務者よ

義務者は
多額の手形
を振宛らる

第二章 外國爲替の定義及解釋(續き)

二十八

り送金を待つものを見て不可ならん然れども是れ唯大体の論にして商業的習慣或は人々個々の都合又は相場如何(第七章及第十一章を見よ)により権利者にして手形を振出すもあるべく送金を待つもあるべし又義務者にして手形を振宛らるゝもあるべく送金を爲すもあるべし

第三章 爲替相場

第一章第一圖の場合に於て三郎が太郎より百圓の手形を買ふ時現金百圓を太郎に支拂ふとすれば手形の市價は手形の額面と同一なり然れども實際には百圓の手形にして其市價額面より高き事あり又低き事あり前章説く所は唯爲替の起因、取引を示したる耳にして説明を簡易ならしめんが爲め百圓の手形を百圓にて賣買する場合を撰びたるに過ぎず是より手形賣買の上に生ずる相場の事を説くべし凡そ手形の市價を大別して三とす第一、手形の額面價格にて賣買さるゝ場合第二、手形の額面價格より高く賣買さるゝ場合第三、手形の額面價格より低く賣買さるゝ場合是なり第一の場合は額面百圓の手形を百圓にて賣買するを云ひ第二の場合は額面百圓の手形を百圓以上にて賣買するを云ひ第三の場合は額面百圓の手形を百圓以下にて賣買するを云ふ而して百圓の手形を百圓にて賣る時は割引も打歩もなきが故に第一の場合を平價と云ふ又百圓の手形を百圓以上にて買へば夫丈け打歩を附けたる譯なれば第二の場合を打歩と云ひ之に反して百圓の

平價、打
歩、割引

第三章 爲替相場

二十九

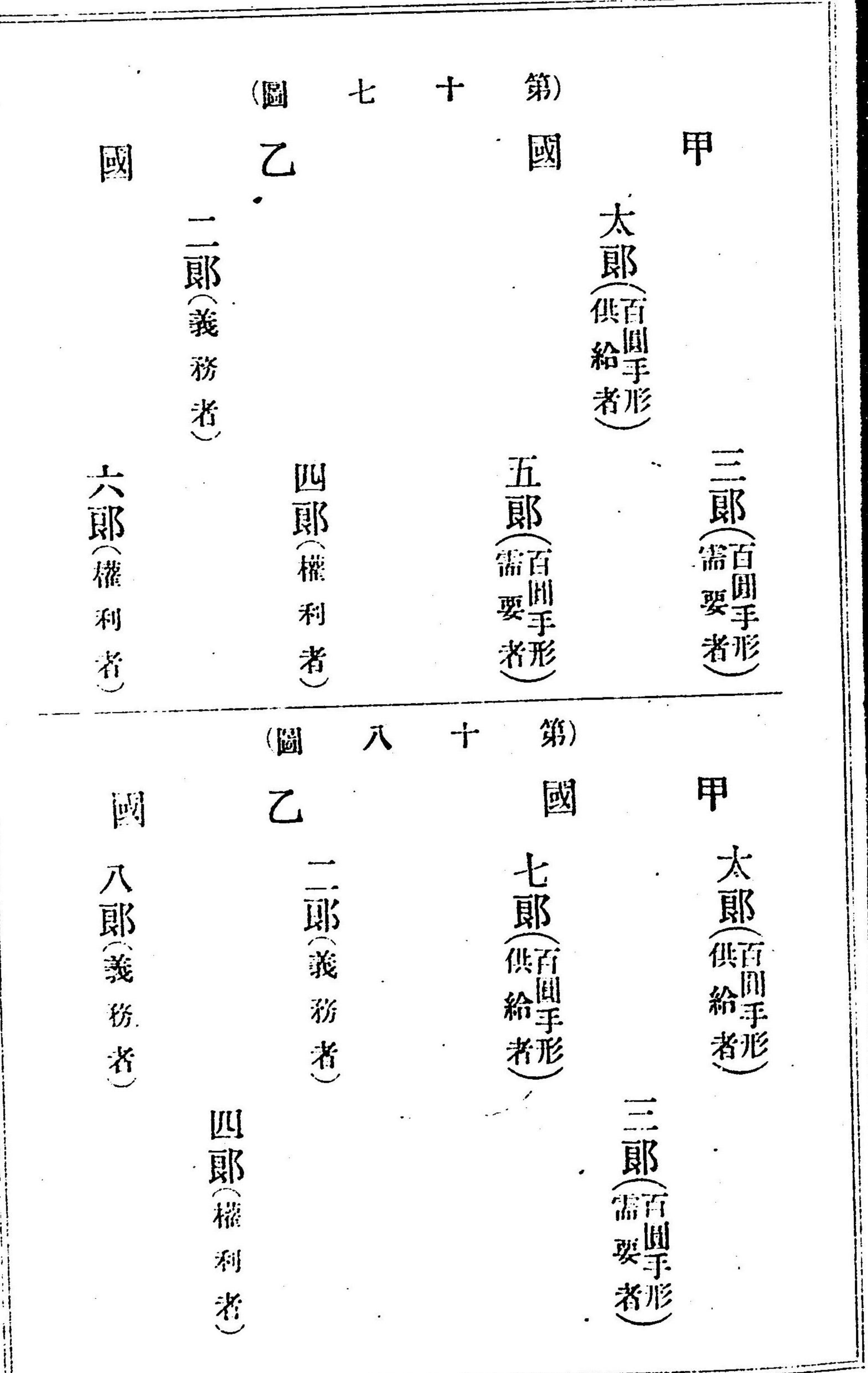
平準、順
逆

爲替相場
變動の原
則

手形を百圓以下にて賣れば幾分か割引をなしたる譯なれば第三の場合を割引と云ふ以上述べたるが如き手形の市價を爲替相場と云ふなり而して又第一の場合を爲替の平準と云ひ第二の場合を爲替の逆、若くは不利と云ひ第三の場合を爲替の順、若くは利と云ふ

額面百圓の手形を百圓にて賣買すれば賣方も買方も得る所均しきを以て此場合を爲替の平準と云ふは解し易けれども百圓以上にて賣買する時を逆若くは不利と云ひ百圓以下にて賣買する時を順若くは利と云ふは事少しく解難き所あらん然れども其説明は後に譲り是より進んで爲替相場變動の理由を説かん

物價の高低は貨物の需要供給如何に因りて生ずるを經濟の原則となし而して爲替手形も亦一の貨物なりとすばれ其價の高低即ち爲替相場の變動は手形の需要供給如何に因りて生ずるものと云はざるべからず手形の供給即ち賣らんとする手形の金額多くして手形に對する需要即ち手形を買はんとする金額少くば爲替相場下り之に反して手形の供給少くして之に對する需要多ければ爲替相場上るものとす需要愈々多ければ相場愈々高く供給愈々多ければ相場愈々低し需要



相場の高
低に依る

供給多少の度合に連れて相場にも種々ありとす然れども普通の場合に於ては高きにも限りあり低きにも限りあり夫の名畫の市價の如く需要次第にて際限なく騰貴するの類にあらす例へば第十七圖の如く甲國に於て乙國に送金せんとするもの三郎及五郎の二人ありて各百圓づゝの手形を買はんと欲するに當り太郎は百圓の手形一枚を有すとすれば是れ手形の供給少なくて需要多きものなり乃ち三郎と五郎と互に競争して手形の相場を高むるや必せり例へば三郎百圓五十錢にて買はんと云へば五郎は百圓六十錢にて買はんと云ひ或は百圓七十錢或は百圓八十錢と互に競り上げたる極例へば三郎の呼直百圓に達し五郎は終に手形の買入を断念して正金を乙國に送付せんとするに至らば競争は止みて三郎手形を買ふべし此に於て爲替相場は百圓となる之に反して第十八圖の如く甲國に於て乙國に送金せんとするものは只三郎一人にして其金額百圓なるに乙國に對して手形を振出し之を賣らんと欲するものは太郎及七郎の二人にして各百圓づゝの手形を有すとすれば此時は手形の供給多くして需要少なきなり隨て太郎及七郎は互に競争して手形を三郎に賣らんとすべし例へば太郎は九十九圓九十

錢にて賣らんと云へば七郎は九十九圓八十錢にて賣らんと云ひ競争の結果は手形の相場漸々下落して例へば七郎の賣直九十九圓となるに及び太郎は最早競争するを欲せず直接に手形を三郎に送りて正金を取寄せんとするに至らば七郎百圓の手形を九十九圓にて三郎に賣るべし此時の爲替相場は即ち九十九圓となるなり

何故に第十七圖の場合に於て五郎は百圓より上に競争せざるかと云ふに百圓より高くば直接に正金を輸送する方可なればなり又何故に第十八圖の場合に於て太郎は九十九圓より低く競争せざるかといふに是亦九十九圓より低くば手形を乙國の二郎に送付して正金を取寄する方可なればなり元來手形を賣買する所以のものは外國に對して支拂をなすに態々正金を輸送すれば運賃は素より保險料荷造費等を要するが故に之を省略せんがためなれば假に是等の費用を送金額の百分の一とすれば百圓に付き一圓となるを以て百圓の手形を百圓より低く買はゞ幾分か費用を省略するを得るが故に競争しても買はんと欲すへけれど

相場高低の極點

上には手形を買はざる道理なり之と均しく太郎も百圓の手形を直接に二郎に送り之と引換に乙國に於て百圓の支拂を受け其正金を甲國迄取寄せんには運賃、保險料等一圓の費用を要するを以て正味九十九圓を受取るに過ぎざれば九十九圓より高く賣らば夫丈け輸送に要する費用を省くを得べけれども九十九圓より低く賣りては諸費用を支拂ひて正金を取寄する方優れるが故に敢て九十九圓以下に競争するを欲せず之を要するに手形に對する需要多くして爲替相場上るも正金輸送に要する諸費用を加へたるものより高きを得ず又手形の供給多くして爲替相場下るも正金輸送に要する諸費用を引ききたるものより低きを得ず言を換へて之を云へば爲替相場極度に上れば手形を買はずして正金を輸送するに至り又爲替相場極度に下れば手形を賣らずに之を外國に送りて正金を我國に輸送するに至るなり此最高最低の相場を指して正金輸送點といふされば爲替相場は此兩正金輸送點の間に變動するものとす既に兩正金輸送點の間に變動するものとすれば正金輸送料の多少に隨ひて相場變動の區域に大小あるを知るべし茲には解し容からんが爲め正金輸送料を一分即ち百圓に付き一圓と假定したれども兩國

正金輸送點

正金輸送料は手形振出人之負担す

の距離遠くして二分五厘を要すれば爲替相場は九十七圓五十錢より百二圓五十錢迄の間に變動し距離近くして五厘を要すれば同相場は九十九圓五十錢より百圓五十錢迄の間に變動すべし因に云ふ我國より歐洲に對する正金輸送料は七厘五毛乃至八厘即ち百圓に付き七十五錢乃至八十錢なりとす然り而して第十七圖に於て説きたる所にては百圓の正金を輸送する費用は三郎に於て負擔するものとなしたるが故に百一圓までならば手形を買ふべけれども若し此費用を四郎に於て負擔するものとなせば三郎何ぞ百圓以上にて手形を買はんや又第十八圖に於て説きたる所にては七郎に於て正金輸送の費用を支拂ふものとなしたるが故に九十九圓まで競り下げられども若し八郎に於て此費用を支拂ふものとなせば七郎は必ず百圓以下に手形を賣らざるべし果して然らば爲替相場は必しも正金輸送點まで昇降すといふべからざるに似たり然れども爲替手形を直接に外國の振宛人即ち義務者に送りて支拂を受けんとすれば正金輸送料は振出人即ち権利者に於て負擔するを常とす其理由を如何にと云ふに前例には甲乙兩國共に圓を貨幣として説きたるが故に外國に宛てたる手形の額面も圓にて

例を出したれども本來米國に宛たる手形は弗、英國に宛てたる手形は磅にて振出すものなれば其支拂は外國に於て受くべき事自然の順序なり又素と爲替手形は外國に於て金錢を受取るべき權利なるが故に外國に於て支拂を爲さんとする者の用に供するなり既に外國に於て支拂を受くるものとすれば其金額を内國に取寄すと否とは振出人の勝手に屬するを以て之が爲に要する輸送料は振出人の自辨たる事勿論ならずや尙ほ少しく例を擧げて之を示さんに甲國の太郎は乙國の二郎に宛て、手形を振出し其支拂を得んが爲に直接に手形を二郎の許に呈示せんとするには突然郵便などにて手形を二郎に送付するにはあらず先づ乙國に於ける太郎の支店又は代理店に手形を郵送し同支店又は代理店より特に使者を二郎の店に致し手形を呈示するものなり此に於て二郎は手形を檢査し正當のものと認めたる上は手形と引替に金圓を使者に渡すものとす但し定期拂手形ならば一旦引受を爲し置き支拂期日に至り手形と引替に金圓を渡すものとす是等の事は後に至りて更に説く所あるべし此くして二郎は金錢支拂の義務を全然履行し了り使者は受取りたる金圓を太郎の支店又は代理店に持返るなり事實此の如く

手形の需
要者も亦
正金輸送
料を負担
す

なるが故に此金圓を更に甲國の太郎の許に取寄するに付きては二郎に於て其輸送料を支拂ふべき義務なきは勿論必ずや其輸送料は太郎の支店又は代理店に於て支拂はざるべからず太郎の支店又は代理店に於て支拂ふものは結局太郎自身の負擔に飯する事云はずして明ならん故に曰く正金輸送料は手形振出人に於て之を負擔するを常とす
次に我國より外國へ支拂を爲さんとする者即ち手形に對する需要者は正金輸送料を負担すべきや如何と云ふに之を負擔するものとして可なり素と外國に於て金錢を支拂ふべき必要あるが故に手形を買はんと欲する者なり若し外國に對する負債を我國に於て支拂ふべき約束ならは何の必要ありて手形を需要すべきや此の如き義務者は爲替の相場には關係なきものと云ふべし既に外國に於て金錢を支拂ふといふ以上は外國まで金錢を輸送する費用は之を負擔せざるべからざる道理ならずや例へば甲國の三郎が其子乙國の四郎に留學の費用を送らんとするに當り若し手形なくして止むを得ず正金を送付する事あらば孰れが輸送料を支拂ふべき乎四郎の要する學費は乙國に於て支拂ふべきものなれば其支拂地ま

で正金を送くる費用は父たる三郎に於て負擔せんこと必せり好し又四郎を商人となし三郎といふ商人に宛て、手形を振出して直接に之を三郎に送り越したりとするも三郎は甲國に於て百圓を支拂ふ耳にして乙國に現金を送るの義務なし義務なくば太郎の手形を買ふにも及ばず乃ち三郎は爲替相場に關係なきものなる此場合には甲國に例へば四郎の支店若しくは代理店たる十郎と云ふ人ありて三郎より受取りたる百圓を乙國の四郎に送らざるべからず此時に及びては十郎ころ乙國に對する送金者にして太郎より手形を買はんと欲する者なれ十郎若し手形を得ずば止むなく正金百圓を四郎に送らざるを得ず之を送くるべしければ所詮四郎に於て輸送料を負擔すべき事勿論なれば十郎に於て成るべく太郎より安く手形を買はば夫丈け四郎の益なり四郎の益とならんことを圖るは代理人の務むべき所なるが故に爲替論より見るときは十郎即ち手形の需要者に於て輸送料を省略せんが爲に太郎より爲替手形を買はんと欲する者なりと云ひて可なり之を要するに太郎は正金輸送料を負擔するの恐あるが故に手形を賣らんと欲し三郎も亦正金輸送料を負擔するの恐あるが故に手形を買はんと欲するより爲替

正金輸送料を負擔するに就きての疑問

取引起るものとす若し太郎も三郎も共に正金輸送料を負擔せず隨て之を省略するの必要なしとすれば手形を賣買するの必要なしと云はざるべからずされば爲替論より云ふときは三郎太郎共に正金輸送料を負擔するものとなし相場の兩極點は前述したる如く此輸送料の加減にありとなすべきなり此く説來れば讀者或は疑はん若し甲國に於て太郎即ち權利者三郎即ち義務者共に正金輸送料を負擔せよとせば乙國の二郎即ち義務者四郎即ち權利者共に正金輸送料を免るゝにあらずや果して然らば乙國が甲國に對する爲替相場には正金輸送料なき乎何とならば乙國にては權利者義務者共に其受拂を爲すに正金輸送料を負擔せざればなりと此言一應理あるに似たれども深く事を究めざる論なり乙國の二郎は太郎の振出したる手形を乙國に於て支拂へば可なり而して四郎は三郎の送金を待つ者なり然れば二郎何ぞ正金を輸送するの必要あらん四郎亦何ぞ手形を振出して賣るの必要あらん兩者必要なしとすれば乙國には甲國に對する爲替の必要なし隨て爲替相場起らず然れども實際に於て乙國にも爲替の法行れ其相場建つ所以のものは第十五圖に於て示したる如く萬助億助の兩人ありて太

郎、三郎の兩人と同様の位置にあるに因るなり即ち太郎、三郎の場合に於て説きたる如く萬助も億助も共に正金輸送料を省略せんとするの念より爲替取引起るものと知るへし

手形振宛
正金に於て
正金を輸送
するに於て
料金を負擔
するに於て
あり

(圖 九 十 第)

| | |
|-------------|--------|
| 第何號 | 金一〇〇〇〇 |
| 一金百圓也(爲替料共) | |
| 右金額御一覽次第拙者 | |
| 又は拙者の指圖人に御 | |
| 支拂相成拙者借方勘定 | |
| に御記入行之度候也 | |
| 年月日 | |
| 甲國何市 | 太 郎 |
| 乙國何市 | 二 郎殿 |

是に由りて之を觀れば通例正金輸送料は手形の振出人之を負擔すべきものなれども稀には手形の振宛人之を負擔する特別の場合あり例へば前例の太郎正金輸送料迄も二郎に負擔せしめんが爲に第九圖の如く手形而に爲替料ととも記入する事あり右の場合には二郎は百圓の外に爲替料を支拂はざるを得ず爲替料とは二郎の支拂ふべき百圓を甲國の太郎送金する爲替打歩をいふものにして若し乙國に於て甲國に對する爲替相場非常に高く正金輸送料に達すれば二郎は結局正金輸送料を負擔する勘定となるべし此故に第九圖の手形は振出人に於て安く賣る必要なきを以て普通の手形の如く相場下落

正金輸送
料に小差
あり

することなし甲國若し此類の手形のみあらば爲替相場は平價を下るとすら稀有にして最低正金輸送料の如きは全くなしと斷言するを得べし爲替相場は正金輸送料を以て兩極點となすものなれども細に云へば輸送料にも亦小差あり例へば前例にては太郎、三郎共に百圓に付き一圓を以て輸送料となせども三郎若し郵船會社に對して特別の事情あらば一圓以下にて輸送料を得べし或は又巨額の正金を一時に輸送する時は運費の割引を爲すこともあらん孰れにするも輸送料減少するを以て爲替相場の最高點は百一圓以下となるべし今假に三郎は九十五錢にて輸送するを得るものとすれば五郎の呼直百圓九十五錢に達すれば其上は幾はず即ち爲替相場の最高點は百圓九十五錢なり若し五郎が正金を輸送せんに百圓に付き一圓を要すとすれば五郎は最高點の百圓九十五錢にて手形を買ひてもなほ五錢の益あり之と均しく太郎が正金を乙國より取寄するに百圓に付き九十五錢にて濟まんには九十九圓五錢を欠きては手形を賣らざるべし即ち最低點は九十九圓五錢とならんされは通例の場合に於て正金輸送料を百圓に付き例へば一圓として正金輸送料を算するも手形の買手賣手によりては

正金輸送
の點一な
らす

是より少なき差にて正金を輸送するに至る事ありと知るべしされば實際には正金輸送點は手形額面より一圓乃至九十五錢なりと云はざるべからず而して更に一層細に正金輸送點を研究すれば第五章に於て説くが如き錢貨鑄造料、錢貨捨集料、佛國の金塊打歩等をも輸送料の中に加へざるべからず是のみならず甲國より乙國に正金を輸送する費用と乙國より甲國に正金を輸送する費用とは場合によりて多少の差なきを保しがたし此くの如くなるを以て諸國の爲替相場の上にて一定の法則に據りて正金輸送點を建つること能はざるものなり

爲替相場の最高最低は上來述べたる如しとして併て次に平價は如何なる場合に於て起るかを説かん例へば甲國の太郎も百圓の手形を賣らんと欲し三郎も百圓の手形を買はんと欲する時には第十七圖の如く手形の需要者多きにもあらず又第十八圖の如く手形の供給者多きにもあらずれば互に競争する者なし競争する者なきが故に若し太郎手形を百圓以上に賣らんとすれば正金輸送料を省きたる上若干の利あるが故に三郎は太郎獨り利を専らにするを以て之を買はざるべし之を買はざれば他に競争して買ふものなきが故に太郎は手形を乙國に送付して

平價の起
る場合

正金輸送
の日數に
對する利

正金を取寄せざるを得ず隨て百圓の中輸送料丈け減少する譯なり之を思へば我獨り利を専らにせんと欲して三郎の氣合を損じ百圓以上に手形を賣らんとするは畢竟商人の事にあらずと思料し百圓にて賣るべし三郎も亦百圓以下ならては手形を買はずと云はゞ太郎は三郎獨り利を専らにするものなりとて賣らざるべし太郎手形を賣らずば他に手形なきを以て三郎自ら費用を支拂ひて正金を輸送せざるを得ず之を思へば百圓にて手形を買ふ方得策なりとて取引すべし此くて百圓の手形を百圓にて賣買すれば太郎三郎共に正金輸送料丈けを省略し其利正に相均し要するに手形の需要と供給と相均しき時平價は起るものとす

右に説きたるは通例の爲替論に於て平價の起る場合を示したるものなれども細に論ずれば前の説明には甲國と乙國との間に正金を輸送する日數に對する利子の損失を論入せざるなり太郎は手形を直接に二郎に送りて正金を取寄する時は其輸送日數丈けの利子は全く損失に歸すべきを手形と引換に三郎より百圓の現金を得ば此損失を免かるゝものとす然るに三郎は即時に百圓を出して買ひたる手形が乙國の四郎の許に達する迄には若干の日子を要するを以て此日數丈けの

利子を失はざるべからず果して然らば太郎獨り利子の損失を免かれ三郎は之を免るゝ事を得ず豈に不公平ならずや是れ前段に所謂太郎と三郎と其利正に相均しきものにあらざるなり前段説く所の主意は百圓の手形を百圓にて賣買せず意氣張りとなりて太郎三郎各甲乙二國間に正金の受拂をなせば共に全一の輸送料を費やすの愚をなさざるを得ざるが故に平價にて賣買すべしと云ふに過ぎず然るに此に述べたるが如く甲乙二國間の輸送日數に對する利子の損失を勘定に入らば三郎は平價にて手形を買ひては輸送日數丈けの利子の損失を省ぶくを得ず太郎獨り其利を専らにするものなりと主張し太郎も亦意氣張りとなりて百圓を欠きては手形を賣らずと主張し双方堅く執つて動かす終に手形の賣買調はずして太郎は乙國の二郎に手形を送りて正金を取寄すれば其輸送日數丈けの利子を失ふ勘定となるされば太郎も商人として見れば此失ふべき利子の一半を自身に負擔し他の一半を三郎に負擔せしむれば可ならんとの考を起すべし乃ち利子を二十錢とすればその一半十錢を百圓より引き九十九圓九十錢を以て手形を賣らば三郎に於ても不平なきに至らん若し太郎三郎各正金を受拂すれば百圓に付

2x

正金の輸送日數に對する利子の計算の爲に
 兩極點の爲に

きて二十錢の利子を失はざるを得ざるを思へば九十九圓九十錢の取引は太郎も三郎も共に十錢宛利子の損失を省くものにして其利正に相均し此に至りて双方進んで取引すべし故に細密に考ふれば手形の需要供給正に相均しき時は爲替相場は平價にあらざして少しく低しと云はざるを得ざるなり
 右の理由あるに依り百圓の手形を百圓にて賣買したる時は太郎獨り乙國より正金を取寄する日數丈けの利子を益し三郎は得る所なきものと知るべしされば利益の點より云へば平價にはあらで利子丈け打歩なり此利子の計算を以て前に述べたる正金輸送點の場合に論及する時は太郎は九十九圓の内利子丈け引きたるものを最低點となして可なり何とならば若し太郎手形を賣らずに之を乙國に直送して正金を取寄する時は輸送日數間徒に正金を途中に置くものにして夫丈けは到底利子を失すればなり若し此利子を二十錢とすれば運賃、保険料等一圓の外に二十錢を加へ一圓二十錢丈けを百圓より引きたるもの即ち九十八圓八十錢を以て最低點となして可なり三郎の方は正金を送るも手形を送るも乙國に達する迄の間は均しく利子を失ふを以て爲替相場の最高點には利子の關係なく百一圓

を極點となして可なりされは細に兩極點をいへば最高は百一圓なれども最低は九十八圓八十錢となるべし

以上説明したるはたゞ爲替相場の最高最低及平價の場合を示したるのみにして實際此三者より外に爲替相場なしと云ふにあらず百一圓を最高とすれば百圓九十錢百圓七十錢といふ如く百一圓と百圓との間の相場もあり又九十八圓八十錢を最低とすれば九十九圓十錢九十九圓二十錢といふ如き百圓と九十八圓八十錢との間の相場もあるなり却て最高最低平價に相當する相場は實際に顯るゝと少なく多くは是等の間の相場なりとす前に第十七圖第十八圖を以て示したるは單に需要多くして供給少くば相場上り供給多くして需要少くば相場下るの理を説き併せて極點に達すれば夫れより上へ昇らず又夫れより下へ降らざる理由を述べたるに過ぎず實際には手形の供給は總体にて十萬圓なるに手形の需要は總体にて十萬五千圓なる場合もあるべく又十五萬圓若くは二十萬圓の事もあるべし必ずしも第十七圖の如く需要は供給の倍といふべからず隨て相場も第二の場合第一の場合よりも高く第三の場合第二の場合よりも更に高し或は手形

實際の爲
替相場の
極點は
平價の
間にある
を常に
示す

の供給十萬圓なるに其需要九萬圓若くは七萬圓或は五萬圓なるともあるべし必しも第十八圖の如く手形の供給は需要の倍とは限らず隨て相場も第二の場合第一の場合よりも低く第三の場合第二の場合よりも更に低からざるを得ず手形の需要供給の有様此の如く變化極りなきか故に爲替相場も亦變動極りなきものとす此變動極りなき相場を一々説明せんこと素より筆紙の盡すべきにあらざれども單に需要多くば相場上り供給多くば相場下ると云のみにては漠然たる説明なるを以て試に大凡需要と供給との差の多少に隨ひて何程爲替相場を變動するかを説くべし例によりて一圖を示せば左の如し

三郎(二千圓手形需要者)

第 廿 太郎(一千圓手形供給者)

五郎(二百圓手形需要者)

(圖)

右の如く手形の供給は總額にて一千圓なるに之に對する需要は一千百圓なりとすれば需要の多き事百圓なり此百圓の差は則ち三郎と五郎と競争する所なり而して其競争する所以は孰れも正金輸送料を省かんとするにあり例へば五郎は太

手形の需
給の多
少の差
に從ひ
て相場
變動す
るの程

郎に向ひて百圓の上に五十錢を拂はんと云へば三郎は同じ百圓の上に七十錢を打たんと争ひ或は八十錢或は九十錢と競ひたる末三郎は一圓を打たんと云へば五郎は最早此上の相場にては輸送料を省くこと能はざるが故に手形を買はずして正金を輸送すべし此に於て三郎は五郎と競争したる百圓の手形を百一圓にて買収すれば残る手形の供給は九百圓にして之に對する三郎の需要も九百圓なるが故に此手形は平價にて賣買さるべし精しく云へば三郎は一千圓の手形の中百圓丈は百一圓を支拂ひ残り九百圓は九百圓にて買ひたるものなれば畢竟一千圓の上にて一圓打ちたる勘定となるを以て之を百圓つゝに平均して云へば十錢つゝなり即ち百圓の爲替相場は百圓十錢となるなり此くすれば太郎は一千圓の上にて一圓を得三郎は一千圓の上にて一圓を失ひたるものにして畢竟前述したる需要供給の差百圓に係る正金輸送料丈けを手形の賣買者に損得せしめたるものとす此道理より推せば若し五郎二百圓を需要すれば需要の差二百圓となるが故に爲替相場は百圓二十錢となり三百圓を需要すれば需要の差三百圓となるを以て同相場は百圓三十錢となる此くして需要愈多ければ相場益騰貴し終に五郎

需要多き
時程の相場
度

一千圓を需要するに至れば需要の差は正に供給の倍となるを以て爲替相場は第十七圖の如く百一圓となるべし此上は假令需要が供給に比して五倍となるも六倍となるも相場上る事なし要するに需要の供給に超過すること倍に達する迄は超過したる金額に對する正金輸送料丈けを手形の額面に分課したるものを相場となし超過の差倍以上となれば相場又上らざるものとす
手形の供給多きを致せば致す丈け相場下落する割合も亦前述の説明を逆にしたるに過ぎず即ち圖を以て示せば左の如し

太郎(二千圓手形供給者)

三郎(二千圓手形需要者)

(圖一十第)

七郎(二百圓手形供給者)

右の場合には太郎と七郎と競争し太郎は百圓に付きて一圓の割引をなさんとまで競り下れば七郎は最早競争せず一圓の輸送料を拂ひて正金百圓を乙國より取寄するに至らん此に於て太郎は一千圓の手形の中百圓丈は九十九圓にて賣り九百圓は平價にて賣ることゝなるが故に平均すれば百圓の爲替相場は九十九圓

九十錢となる即ち供給の差百圓に對する輸送料一圓を千圓の手形に分課して割引したる勘定なりかくして供給二百圓多ければ爲替相場は九十九圓八十錢三百圓多ければ九十九圓七十錢といふ如く供給の需要に超過したる金額に對する正金輸送料丈けを需要する額の手形の額面より割引したるものを相場となし需要の超過倍に達すば九十九圓となり其以上は如何に供給増加するも相場下ることなしとす

以上説きたる所は大凡爲替相場の高下に差等ある所以を示したるものにして素より實際に於て必ず斯くの如くなるべしといふにあらざ然れども手形の供給一二割多き時はさのみ争ひて安く賣らざる者も七八割多き時は手形を賣残すの恐多きを以て大に安くとも争ひて早く賣らんとするは人情の常なれば手形の需要と供給との差の多少によりて相場の變動に差等あるを免れずと知るべし但し實際には手形の振出人即ち供給者も設多あり手形の買受人即ち需要者も許多あれば第十七圖第十八圖第廿圖第廿一圖の如く手形の振出人と買受人と直接に競争して取引するにあらず多くは第十一圖に於て示したる通り銀行又は爲替仲買人

供給多き
時相場の
下落の程

X

相場の實
際決定ま
る有様 X

に向ひて賣り銀行又は爲替仲買人より買ふものなり而して銀行又は爲替仲買人は當時爲替の需要供給の多少を考へて相場を建つるものにて必しも全國幾多の爲替振出人買受人等を一堂の中に集め競争せしめて後相場を知るにあらざるなり例へば第十一圖の天銀行にして(ア)(イ)(ウ)等が手形を需要する額多しと考ふれば銀行又は爲替仲買人は(イ)(ロ)(ハ)等より手形を買ひ入るゝも高く(ア)(イ)(ウ)等に手形を賣渡すも高し之に反對の時には(イ)(ロ)(ハ)等より安く買ひ(ア)(イ)(ウ)等にも安く賣るべし(イ)(ロ)(ハ)等及(ア)(イ)(ウ)等の方にて多少しく世事に通ずる人々ならんには當時手形の需要供給の有様如何を考へて割合よりも安きに過るか或は高きに失すれば他の銀行又は爲替仲買人に行きて取引すべし銀行又は爲替仲買人も數多ありとすれば其間にもれのづから競争の行はるゝ道理にて三方四方の釣合より當時手形の需要供給の割合に準して相場定まり甚しき相違を生ずることなし尤も多數の中には特別の事情あるが爲に少しく高くとも買ひ安くとも賣るとあるへければ必しも手形の需要と供給とを量目に懸けたる如き相場の建つを保せざるなり

第四章 爲替手形の需要供給を生ずる原因

爲替相場の變動は手形の需要と供給との關係に因る事前章に於て説明したるが如しと雖も抑も爲替手形を振出し又之を需要するは何か故に然る乎外國に於て金錢を受取る權利あるが故に手形を振出し外國に向ひて金錢を支拂ふ必要あるが爲めに手形を需要すといふは大體の論なり細に之を分れば外國に於て金錢を受取るべき事柄も一にして足らず外國に向ひて金錢を支拂ふべき必要も種々雜多なり而して又外國に對して金錢の受拂をなす必要なくして手形を賣買する者もあり畢竟手形の需要供給を生ずる原因は復雜なるものなれば細に之を説明せざるを得ざるなり

爲替手形の需要供給を生ずる原因を大別すれば八種あり曰く貿易上の原因曰く株式上の原因曰く外債上の原因曰く金融上の原因曰く外交上の原因曰く振替上の原因曰く雜種の原因曰く相場上の原因是なり此八原因を細別して一覽に便ならん爲め先づ左に一表を示し然る後之を説明すべし

手形の需要供給を生ずる原因

一、貿易上の原因 輸出入品

二、株式上の原因 株券、社債券、公債證書の賣買

三、外債上の原因 外國に對する貸借金

廿 四、金融上の原因 金利の高低に隨ひて生ずる手形の賣買

二 五、外交上の原因 公使館、領事館、留學生、旅客等の費用の類

圖 六、振替上の原因 甲國に宛つべき手形を乙國に宛て丙國に送るに丁國宛の手形を以てする類

七、雜種の原因 保險料、運送料、口錢、手数料、利益金、償金等の類

八、相場上の原因 爲替相場の變動を豫測して投機の爲め手形を賣買する類

貿易上の原因

第一、貿易上の原因、外國に對して我國より生絲米穀等を輸出すれば其支拂を要求する爲め手形を振出し得る事勿論なれば輸入に比して輸出多ければ多きほど外國に宛て、手形を振出すもの多きを致すを以て爲替相場は安くなる傾向あり次に外國より我國に向ひて貨物の輸入ある時は之に對して支拂を爲すべきを以て送金の必要起り手形を買はんと欲する者を生ずるが故に輸出に比して輸入多ければ多きほど手形の需要増加し隨て爲替相場は騰貴する傾向ありとす

株式上の原因

第二、株式上の原因、我國には未だ此事なけれども英米間の如きに在りては盛行はるゝものにして此原因の働きは頗る大なるものと知るべし是は外國に於て我國の株券社債券公債證書等を買ふ事あれば之に對して支拂を要求する權利を生ずるを以て手形を振出すものを云ふなり例へば日本鐵道會社の株券にして紐育と東京と兩方の取引所に於て相場建つものとすれば時に或は紐育の相場は東京より高きことあり斯かる場合には紐育は必ず東京より同株を買入るゝを以て我は彼に對して手形を振出すべし此類の取引英米の間などには最も盛にして之が爲に少からざる影響を爲替相場の上に及ぼすものなり米國は英國に對して輸

入大に超過し爲替相場甚しく騰貴せんとするに際し英國は其受取るべき差金を以て米國の鐵道株券を買へば米國は之に對して手形を振出すが故に爲替相場は思ひたる程騰貴せざる事往々なり次に又外國に於ける株券の相場我國よりも安き時は忽ち彼に向ひて注文をなし結局其支拂を爲さんが爲に手形の需要増加し爲替相場を騰貴するの傾向を生ず此故に輸出は輸入に超過したるを以て爲替相場下るべしと思ふ場合にも外國より株券を買入るゝこと多き時は之が爲に爲替相場は下らざるべし目下我國は外國人をして株券を所有せしむる事を禁止加ふるに波濤萬里を隔て國內の事情よく彼れに通せず又我國會社の資本金は彼に比して少額のもの多きを以て前述の如き取引少なければも或や改正條約の實施も近きに在り内地雜居の後は本邦の状況も漸く外國人の知悉する所となるを以て終には彼我の間に證券の賣買起るに至らん此時に及ば、此に説きたる原因を實地に見るとを得べし否今日と雖も現に明治卅年五月日本銀行が政府の依頼に従ひて軍事公債證書額而四千三百萬圓を外人の手を経て倫敦市場に賣出し而して其賣上金に對して爲替手形を振出し之を横濱正金銀行に賣却したるか如き最近

外債上の原因

の實例として見るべきものなり
 第三、外債上の原因 例へば我國が英國に於て外債を募る時は其金員に對して手形を振出し得るを以て其供給を増加すべし全体手形は外國に於て金錢受取の權利ある者即ち債權者の振出すべきものなるに借入金爲す債務者に於て之を振出すといふは事態奇なるが如くなれども假令借入金なりとて之を借入るゝ時は金錢受取の權利者なり但し借入れたるものは早晚返却せざるべからざるを以て其時には手形の需要を増して爲替相場を騰貴すべし、最初借入るゝ時は何處までも彼に對して手形を振出す事を得るが故に手形の供給は増加し隨て爲替相場一時下るの傾向を有するものとすされば輸出入其他の原因よりして爲替相場大に騰貴したる時外國より借入金をなせば忽ち同相場をして下落せしむるを得べし是れ往々爲替相場救濟策として實行さるゝものなり
 右は外國より借入れたる場合なれども我より彼に貸出したる場合には彼より我に返却する時至るべければ此時には返却の金額に對して手形を振出すを得べし是れ亦手形の供給を生ずる一原因なり此他彼に貸付けたる金額の利子を年々受

金融上の原因

取るものとすれば之に對しても亦手形を振出すを得べし或は直接に公債證書の利札を切り取りて手形の代用を爲すもあらん
 次に此原因が手形の需要を生ずる場合は如何にといふに外國に對して貸付たる金額を我國内に於て物品買入等の爲に使用せば可なり若し然らずして之を我國より送金することとならば手形を以て其用に供する必要起るが故に手形の需要増加すべし又借りたる外債を返却する時にも我より彼に送金するものとすれば之が爲に手形の需要増加するや必せり唯元金のみならず利金を彼に支拂ふにも亦手形を以て送金の用に供するの要生すべし曩には我が政府は往年英國に於て募集したる外國債の元利支拂の爲め年々英國に對し爲替を以て送金を爲し現には倫敦に於て賣出したる軍事公債の元利支拂の爲め爲替の需要を來れずか如き皆此原因に屬するものなり
 第四、金融上の原因 我國の金融締りて利子歩合上れば外國より資金を輸入し來るの傾向を生じ隨て手形の供給を増加すべく外國の金融締りて利子歩合上れば我國より外國に資金を輸出せんとする者を生じ爲に手形の需要を増加すべし此

事歐米諸國の間には盛に行はるれども我國と外國との間には絶て無し是れ道程甚だ遠く彼我の事情よく相通せざるに坐すれども終には此原因の活動するを見るに至らん爲替相場と金利との關係は實に大切なるものなれば其詳細は別に論ずる所あるべし(第十章を見よ)

外交上の原因

第五、外交上の原因 我國に於ける外國の公使館領事館等の費用に對し都合に依り送金を待たずに本國に宛て、手形を振出す場合若くは外國より來りて我國に駐在する者又は旅行する者が其國に對して手形を振出す類皆手形の供給を生ず次に手形を需要する例より論ずれば外國に在る公使領事留學生其他に向けて給金諸費用を送らんか爲に横濱正金銀行に行きて手形を買ふは讀者諸君も實行せしもの少からざるべければ深く説明せずして明ならん我國より他國に行く人多きを加へ又我が公使館領事館等の費用益々増加せば我より彼に送金せんとする必要愈々加はり手形の需要増加するや必せり

振替上の原因

第六、振替上の原因 我國より甲國に貨物を賣りながら手形は乙國に宛て、振出す場合あり例へば甲國に宛て、直接に手形を振出しては之を買ふ者少なきを以

欠

MISSING

手形の需要百萬圓丈けありながら之に應ずる供給は四ヶ月後に至らざればなき
姿にして極端に云はば爲替は起らざるなり但し實際には四ヶ月目拂の手形を振
出すを得るを以て之を送金の用に供するを得べしと雖も四ヶ月目拂の手形なれ
ば四ヶ月間の利子丈けは手形面より引かるゝを以て正味百萬圓の送金を乙國に
向ひて爲すこと能はず何分か正金輸送の必要を生ずべし隨て甲國の爲替は少し
く不利となるを免かれず又前例の反對にて甲國が乙國に對する百萬圓の貸は盡
く即時に支拂を受くべきものとなし甲國が乙國に對する百萬圓の借は皆四ヶ月
後に支拂を爲すべきものとなれば是亦極端に云はば手形を買ふ者なき道理なら
ずや強て手形を賣らんとならば勢安からざるべからず斯く貸借の額は同一にて
も實際支拂時期同一ならざる時は未だ俄に爲替相場は平價なりと云ふこと能は
ず又一國が他國より巨額の外債を負ふ時は國際貸借の差より云はば爲替は正に
我に對して不利となるべきに實際は其元利金支拂の時期來らぬ中は不利となら
ざるなり是れ國際貸借の差と云はずして國際支拂の差と云ひたる所以なり此く
國際の受拂に時期の異なるものあるが故に手形にも參着拂定期拂の二種あり隨

て爲替相場にも參着拂相場と定期拂相場との二種ありとす此相場の差に就きては尙ほ説明する處あるべし(第八章を見よ)

第五章 爲替の順逆平準(平價)

額面百圓の手形を百圓にて賣買する場合を平準と云ひ百圓以上にて賣買する場合を不利若くは逆と云ひ百圓以下にて賣買する場合を利若くは順と云ふは第三章に於て説きたる所なれども此中百圓の手形を百圓にて賣買するは賣方も買方も得る所互に相均しきを以て平準と云ふ事解し易すけれども百圓の手形を百圓以上にて賣買せば買方には不利なりと雖も賣方には利ならずや然らば則ち此場合を見て一概に不利なり逆なりと斷定する事能はざらん之に反して百圓の手形を百圓以下にて賣買せば買方には利なれども賣方には不利ならずや然らば亦一概に此場合を目して利なり順なりとも云ひ難からん二箇の場合とも賣方の利不利丈け買方の不利利になるものにして賣買雙方の利不利を差引き一國の上より見れば利にもあらず不利にもあらず是も亦平準なるが如し然るを殊更に百圓以上の場合を不利即ち逆と云ひ百圓以下の場合を利即ち順と云ふ事爲替論中の通言となれるは如何是れ自ら其理由なくんばあらず

爲替の
逆、不利
の所以

抑も百圓の手形にして百圓以上の相場となる時は前に説明したる如く外國に對する支拂の額は外國より受取る額よりも多きが故なり外國に對する支拂の差多しとすれば夫丈は結局正金を外國に輸送せざるを得ず正金を輸送すれば國內の通貨減少すべし通貨減少すれば金融引締り利子歩合上り商業の不景氣を來し諸業萎靡すべし若しも正金の輸送にして多額ならんには金蟻必迫の極所謂恐慌を惹起さんも知るべからず是れ一國にとりて不利にあらずや不利なるが故に逆ならずや之に反して百圓の手形が百圓以下の相場となる時は外國に對する支拂の額は外國より受取る額よりも少なき場合なり受取るべき金額多ければ夫丈は外國より正金を輸入する事となり隨て國內の通貨を増加すべし通貨増加すれば金融圓滑利子低落諸業爲に活氣を呈するに至らん是れ一國にとりて利にあらずや利なるが故に順ならずや約言すれば爲替相場高き時は正金の我より外に出づる時なり故に不利即ち逆と云ひ爲替相場低き時は正金の外より我に入る時なり故に利即ち順と云ふ意義を知るべし然れども翻りて此解釋を推究すれば貨幣の多きは利にして少なきは不利となり畢竟一國の富榮は一に貨幣の多少に依

爲替の
利、順
の所以

順逆、利
不利、感
の所以

るを以て成るべく外國に貨幣を支出せずして成るべく外國より貨幣を吸收すべしと説ける彼の有名なる昔時の主錢主義に陥り貨幣のみを崇拜して他の財を省みざる事となりん主錢主義の妄は今更喋々を要せず貨幣多くとも之を食ふべからず着るべからず貨幣少なくとも衣食充分なれば凍餒の憂なし貨幣の多少のみを以て一概に國家の貧富を判する事能はざるは理の觀容きものなり又夫れ貿易上外國に對して正金を支拂ふ事多くとも徒に之を支拂ふにあらず之に對する丈は貨物を輸入するものなり外國より正金を受取る事多くとも只之を受取るにあらず之に相當する丈は貨物を輸出するものなりされば正金も亦一種の貨物を以て爲替の順逆、利不利を稱する事理なきに似たり論して此に至れば爲替の順逆、利不利といふ語は理あるが如く理なきが如く蓋し讀者の竊に惑ふ所ならん抑も貨幣は交易の媒介、價格の標準なれば之を以て直に衣食に給する事能はざるは勿論にして之のみ多くとも必しも有福なりとは云ひ難し彼の主錢主義の誤謬なるは明白なりと雖もさりとて貨幣を視る事輕に過ぐるも亦誤謬たるを免かれず

貨幣は交易の媒介價格の標準なるが故に今日百般の取引は貨幣の關係せざる者なく之あらば容易に物を求むべく之あらば容易に人を使ふべし且つ又實物交換の時代を經過し貨幣取引の時代となり進んで信用取引の時代となりたる今日は爲替手形と云ひ約束手形と云ひ諸般の負債は盡く貨幣を以て支拂ふべきものにして假令商人が製造家より引取りたるものは貨物にもせよ負債となりて手形に顯るゝは貨幣なり此故に貨幣の減少したるが爲に信用によりて引取りたる貨物の市價下るとも之が爲に其負債の額を減ずる事を得ずさればとて貨物を其儘に返却する事も叶はず事此に至らば商人たるもの破産せざらんとするも得べけんや此時に當りては一時他より資金を融通して手形の支拂を爲さんと欲するも貨幣減少すれば金融必迫するを以て容易に之を得る事能はず乃ち所謂恐慌起るに至る又之を我が日本銀行に就て云はん歟外國に向ひて正貨を輸送せんが爲に兌換券の引換を要求する者多くば同行の正貨準備忽ち減少し殘餘の兌換券は多く保證準備に係るもの耳とならん而して若し正貨引換の要求なほ甚しくば終に保證準備の諸證券を賣却せざるを得ざるに至らん此に至らば一時兌換を停止せざるを得ざるべし果して然らば經濟社會の恐慌實に甚しきものあらん此く商家銀行等より見れば正貨の外國に出てゝ我國に減少を告ぐるは不利たる事疑なし而して爲替は素と商家銀行等の重に取引する者なるが故に此輩の見て不利となす所を不利となし此輩の見て利となす所を利となすなり尤も正貨の流入一時非常に多く物價暴騰するか如きは國民をして投機の心を惹起せしめ却て國家經濟を亂する虞なきにあらざれば正貨の流入も適度を超過すれば不利となるや疑なし只或度迄は其流入は前述の如く利にして流出は不利なりとす之を要するに爲替の順逆利不利といふは金融の上より見たる次第にして正貨我に入れば金融圓滑となり正貨我より出れば金融塞迫するを以て甲の場合を利とし乙の場合を不利とするに職由するものと知るべし

爲替の平準とは手形の賣買正に其額而價格即ち平價にて取引さるゝ場合を指す事既に説きたるが如し而して手形が平價にて取引さるゝ所以のものは畢竟外國に向けて支拂ふべき金額の總計と外國より受取るべき金額の總計と恰も平準なるに因る尤も細に云はゞ四十三頁に於て論じたる如く利子の差あり既に彼我受

順逆、利、金、利、上、に、見、る、な、り

平價の釋

法定平價

實際の平價に小
差あり

右は英國に對する平價の計算なれども此他佛、獨、米等諸外國に對しては夫れ
 別々の平價あるものにして畢竟彼が本位錢貨の有する地金の純分を有するだけ
 の我が本位錢貨を平價とは云ふなり但し茲に云ふ錢貨の地金の純分とは法律上
 錢貨の有すべき地金の純分を指すものとす故に右に説きたる平價は法律上の平
 價にして之を法定平價といふ例へば我が金貨一圓は法律上金九銅一の品位なる
 十二クレーン、八六の地金にして純分は即十一クレーン、五七四なれば此純分を金
 貨一圓として計算をなし又例へば英國の金貨一磅は法律上金十一銅一の品位な
 る百二十三クレーン、二七四四七の地金にして純分は百十三クレーン、〇〇一六を
 有すべきものなれば此純分を一磅として計算するを常とするなり然るに實際流
 通の錢貨には磨滅せるものありて法律上有すべき丈の純分を有せざるものあ
 るべければ此類の錢貨を以て計算する時は必しも九圓七十六錢三厘四毛を以て
 一磅を造ること能はざるべし又磨滅したる一磅の地金にては我が金貨九圓七十
 六錢三厘四毛を造る事を得ざるべし而して磨滅にも差ありて一樣ならざるが故
 に一箇々に錢貨の地金を量りて計算する時は豫め平價を一定するを得ず此故

正金輸送
の料の原素
となるも

に日英の間にて云は、新造の我が一圓金貨と新造の彼が一磅金貨とを比較して
 平價を算出するの外なし細に論ずれば新造の錢貨にも公差と稱して品位、量目に
 多少の差あるものにして百千の新錢貨盡く同じとは云ひ難し然れども此差は賦
 に些々たるものなるを以て暫く差なきものとして計算するなり而して又甲國は
 鑄造料を課せず乙國は之を課すと云ふが如き場合には乙國の錢貨が甲國の錢貨
 と異なるには差支なしと雖も甲國の錢貨を以て乙國の錢貨を作らんには鑄造料丈
 け減ずべし(我國にても舊銀貨には鑄造料を課したり新金貨には英國と均しく之
 を課せず)右の次第なるを以て外國より正金を取寄せんには成るべく磨滅せざる
 錢貨を拾集めざるべからず且つ其取寄せたる錢貨の中より國に依りては鑄造料
 を支出せざるべからざるが故に是等の費用は正金輸送料の中に加へざるを得ざ
 るなり次に又佛國の如きは素と複本位を中止したる金本位國なるが故に今尙ほ
 巨額の本位銀貨を有するを以て中央銀行に向ひて兌換紙幣の引換を要求するに
 當り特に金塊耳を受取らんとすれば若干の打歩を要することあり此打歩丈けは
 是亦輸送料の中に加へざるべからず此の如く諸種の費用を算入して得たる平價

を實際の平價と云ふ

然り而して實際正金を外國より取寄する場合には外國の錢貨を拾集めて輸送し來るは小額の金員に過ぎず巨額の金員に至りては錢貨の員數を讀むすら容易ならず勞費僅少にあらざるを以て地金の儘にて輸送し來るを常とす現に英國より清國の償金を我國に取寄せたるも多くは金塊の儘なり英國の貨幣法に依れば定位金一オンスは三磅十七志十片二分の一に相當するを以て巨額の英貨を一々拾集めずとも右の割合にて金塊を取寄すれば同じ事なり然れども此くては錢貨の磨損員數の計算等少からぬ勞費を省ふく勘定故何人も錢貨を輸出せず金塊を輸出せんとすべし此に於て金塊に相場を生じ必しも法定通り三磅十七志十片二分の一にて買入ることを得べしとは限らず既に日本へ盛に金塊を倫敦より輸出したりし時は一オンスの相場三磅十七志十一片以上に達したる事あり此の如く金塊に相場の高下ありとすれば英國より例へば十萬磅の正金を我國に取寄するに當り其十萬磅を以て買得る金塊の相場安ければ安き程金塊多きを以て我國の金貨を鑄造する高も亦多きを得べしされば英貨一磅は必しも我九圓七十六錢三厘

正金輸送
以てす

厘四毛となるを保せず英國の金塊相場如何に依りては之を以て鑄造する我貨幣の高に差違あるを免かれず

以上説きたる如く實際の平價は一定しがたしと雖も法律上有すべき錢貨の純分を以て我が金貨と諸外國の金貨との平價を割出せば左の如し

- 英一磅^{ポンド} 金九圓七十六錢三厘四毛
- 佛一法^{フラン} 金三十八錢七厘
- 獨一麻^{マルク} 金四十七錢七厘八毛
- 米一弗^{ドル} 金二圓〇〇六厘
- 蘭一布^{フロリン} 金八十錢六厘四毛
- 瑞一久^{クローネ} 金五十三錢七厘六毛

上來説きたるは我が金貨にて計算したる平價なり而して我國が金貨本位を實行したるは明治三十年十月一日以後にして日尙ほ淺く其前實際我國に於て使用したるものは金貨にあらざりて銀貨なれば銀貨に計算したる平價如何をも説明する事亦無用にあらざるべし

金貨と銀貨との間に一定の平價なし

金と銀との交換比例は法律を以て定めたる場合の外は両者需要供給の關係如何に因りて常に變動あるを免かれず變動あるを免かれずとすれば金貨と銀貨との間に一定の平價を算出する事能はず金貨本位實行前我國の法貨たりし銀貨一圓は定位銀四百十六クレーン即ち純銀三百七十四クレーン四を以て造られしものなれば此銀塊を金塊に交換したる上英國の金貨を造るものとして平價を算せんに銀塊安く金塊高ければ我が銀貨を以て得べき金塊は少なかるべし若し銀塊騰貴し金塊下落すれば我が銀貨を以て得べき金塊増加すべし例へば銀價高ければ我が銀貨五圓を以て百十三クレーン〇〇一六の純金を得んには我が銀貨九圓を要すべし銀價安くば百十三クレーン〇〇一六の純金を得んには我が銀貨九圓を要する事もあるべし甲の場合には銀貨五圓を以て金貨一磅に對する平價となし乙の場合には銀貨九圓を以て金貨一磅に對する平價となさざるを得ず呼稱は均しく圓磅なれども一は銀他は金なるが故に相互平價の點は場合に於て異なる事此の如しされば金貨本位實行前の如く我國は實際銀貨を用ひ歐米諸國は金貨を用ふる間柄にして而かも金銀の比價變動常なきに於ては到底一定の法定平價を立つ

理論上復本位國と單本位國との間に一定の平價あり

ること能はず強て平價を立てんと欲せば毎日金銀の比價を計算して之を算出せざるべからず此故に金貨國と銀貨國との間には一定の平價なしと云ふべきなり然りと雖も金銀複本位國に對しては銀貨にても平價を定むるを得べし何とならば複本位とは金と銀との交換比例を法律を以て定むる制にして例へば金一銀十六なりとすれば百十三クレーン〇〇一六の純金を以て作りたる磅も其十六倍即ち千八百〇八クレーン〇二五六の純銀を以て造りたる磅も均しく法貨として使用するを得る法なるが故に市場に於て金塊が如何に騰貴すとも千八百〇八クレーン〇二五六の純銀を有する丈けの我が銀貨を以てすれば一磅を造り得らるゝ勘定なればなり我銀貨一圓は純銀三百七十四クレーン四なれば千八百〇八クレーン〇二五六を得んには四圓八十二錢九厘餘を要す乃ち我が銀貨四圓八十二錢九厘餘を以て金一銀十六と假定したる複本位國の一磅に對する法定平價なりとす

右の道理なるが故に金單本位の國に於ても亦金銀複本位國に對する法定平價を算出するを得るなり然れども共に是れ唯理論上の事のみ抑複本位なる者は世界

實際には
平價に立
たつる事
をわすれ

の強國同盟して之を採らば兎も角然らずんば法律上の金銀の比價は世界自然の金銀の比價と離るゝを常とするが故に實際は金銀の中自然の價格安き方のみ貨幣となるものとす例へば金貨本位實行前の日本の如し法律の上は金一銀十六の複本位なれども金騰銀落の結果は常に銀貨のみ流通せしにあらざや此時に當りて金貨國の商人が日本に對して支拂を爲すに何ぞ高貴の金を以て安き日本法律上の割合に従はんや必ずや自然の比價に據りて換算したる銀を以てすべし是れ畢竟銀貨國に對するものと異なるなし銀貨國に對するものとすれば前に説きたるが如く到底一定の平價を立つること能はず

銀貨國又は金貨國が複本位國に對して實際常に一定の平價を立つること能はざるは前述の如し而して是と均しく複本位國が銀貨國又は金貨國に對しても亦實際常に一定の平價を立つること能はず蓋し複本位國に於て金銀貨并び流通し能く金銀の法定比價と世界自然の比價と符合するは稀なり若し世界自然の金銀の比價に變動を生じ銀價上り金價下らば複本位國の通貨は金貨耳とならん金貨耳とならば金貨國に對しては一定の平價を立て得べしと雖も銀貨國に對しては常

複本位國
間の平價

に變動を免れざらん又若し金價騰貴し銀價下落せば複本位國の通貨盡く銀貨耳とならん銀貨耳とならば銀貨國に對する平價は容易に之を立つる事を得べしと雖も金貨國に對しては實際之を立つること能はざるべし是れ即ち我國金貨本位實行前の有様なりされば複本位國が銀貨國又は金貨國に對しては或時は一定の平價を得べく或時は之を得ざるべしと云ふの外なし若し夫れ複本位國と複本位國との間にして而かも兩國の金銀法定比價相均しき時は互に一定の平價を有する事勿論なりとす然れども若し兩國の金銀法定比價互に相異なる時例へば甲國は金一銀十六なるに乙國は金一銀十五なるが如き場合には夫のグレシヤムの法則に據りて乙國は銀貨耳となるべければ乙國が甲國に對する平價は實際銀貨國が複本位國に對するものと一般にして若し甲國の實況金貨耳とならば一定の平價を立つること能はざるべし

銀貨國が金貨國に對し金貨國が銀貨國に對しては互に一定の平價なしと雖も銀貨國と銀貨國との間には常に是ある事論を俟たず例へば金貨本位實行前の日本と香港との如き両方同様なる銀貨を用ふる場合には恰も一圓の金貨と一磅の金

貨との間に一定の平價を得ると一般なり之を要するに一定の平價即ち所謂法定平價は金貨國と金貨國、銀貨國と銀貨國、及金銀の法定比價を均しくしたる複本位國と複本位國との間にあり複本位國と單本位國及金銀の法定比價相均しからざる複本位國と複本位國との間には實際常に之あるを期すべからず

第六章 爲替相場の建方

受取勘定の支拂勘定
日本は受取勘定
の用

爲替相場の建方に二種あり一定の外國貨幣を基とし之に對し我國の貨幣を以て相場を建つるもの及一定の我國の貨幣を基とし之に對し外國の貨幣を以て相場を建つるもの是なり例へば日英間の爲替に就きて云はゞ我が一圓を基とし之に對し二志〇片四分の一、二志〇片二分の一と云ふ如く英國の貨幣を以て日々の相場を建つるもの又は英の一磅を基とし之に對し九圓八十九錢七厘、九圓七十九錢六厘と云ふ如く我國の貨幣にて相場を建つるものを云ふなり前の場合は一定の我が貨幣に對して受取るべき外國の貨幣の額を表はすを以て之を受取勘定の相場と云ひ後の場合は一定の外國の貨幣に對して支拂ふべき我が貨幣の額を表はすを以て支拂勘定の相場と云ふ前後孰れの建方にも畢竟同じ事にして受取勘定の相場を知らば之を支拂勘定の相場に直し支拂勘定の相場を知らば之を受取勘定の相場に直し事を得べし諸國相場の建方に區々にして或は受取勘定あり或は支拂勘定あり我國は受取勘定を用ひ居れり試に新聞紙上横濱に於ける外國爲

替相場を見は直に之を知るべし例へば左の如し

明治卅一年八月五日外國爲替相場

| | | |
|-----------|----------|------------|
| 英國倫敦參着賣 | 二志〇片十六分五 | (我金貨一圓に付き) |
| 全四ヶ月拂買 | 二志〇片二分一 | 上 |
| 佛國巴黎參着賣 | 二法五十五山 | 上 |
| 全四ヶ月拂買 | 二法五十六山 | 上 |
| 米國紐育桑港參着賣 | 四十九弗四分一 | (我金貨百圓に付き) |
| 全四ヶ月拂買 | 五十弗 | 上 |

右は孰れも我が金貨一圓又は百圓に對して代るべき外國の貨幣の額を表はしたるものにして實際の手續より云へば我が金貨一圓又は百圓と以て買得べき手形の金額を示したるものなり例へば米國に送金せんと欲する人横濱正金銀行に行きて百圓を出さば米國紐育にて現金を受取り得べき額面四十九弗二十五仙の手形を買ふを得べしと云ふ事にして此割合にて幾何の手形にても買ひ得らるゝ次第なり

横濱爲替相場の解説

受取勘定の支拂の不便

爲替相場の建方は受取勘定にするも支拂勘定にするも換算すれば同じ事なれども兩者各便不便あり受取勘定にすれば我が貨幣を外國の貨幣に換算するには便利なれども外國の貨幣を我が貨幣に換算するには不便なり例へば我國の爲替相場の如く百圓に付き米貨五十弗とあれば百七十圓は八十五弗となること容易に換算し得べけれども百七十弗は何圓なる乎勘定少しく面倒ならずや之に反して支拂勘定にすれば外國の貨幣を我が貨幣に換算するには便利なれども我が貨幣を外國の貨幣に換算するには不便なり例へば百弗に付き二百圓といふ相場の建方なれば三百六十弗は七百二十圓なる事容易に換算し得べけれども三百六十圓は何弗に相當するか計算亦少しく面倒ならずや斯く兩者便不便あるが故に受取勘定の相場の時には之より換算して支拂勘定の相場を附記し又支拂勘定の相場の時には之より換算して受取勘定の相場を附記するを便とす例へば前に示したる八月五日の爲替相場を支拂勘定の相場に換算して左の如く附記するを云ふ

英貨一磅(參着) 九圓八十七錢一厘五毛
 全 一志(全上) 四十九錢三厘六毛

全 一片(全上) 四錢二厘一毛

佛貨一法(全上) 三十九錢二厘

全 一參(全上) 三厘九毛

米貨一弗(全上) 二圓三錢四毛

次に又受取勘定にては相場の上る丈け爲替我に利となり相場の下る丈け我に不利となる我國現今の相場は受取勘定なるが故に世に爲替相場騰貴といふ時は夫丈け利なり爲替相場下落といふ時は夫丈け不利なり是れ恰も前章に於て説明したる順逆利不利の場合とは反對にして讀者或は奇異の思をなすべしと雖も是れ他なし爲替論には通例支拂勘定の相場にて利不利を説明すればなり支拂勘定の相場にて爲替論を説明するを常となすか云はれ元來貨物の賣買は貨幣を以てするが故に貨幣を以て相場を建つるを通例とす即ち物價高しと云ふは物を買ふに貨幣を多く要し物價安しと云ふは物を買ふに貨幣を少く要する意なり一定額の貨幣を標準とし之に對する貨物の多少を以て相場を建つるは變則なり例へば酒

受取勘定
支拂勘定
の相場
は相場の
利不利
の關係
反對なり

日本現今
の爲替
相場
は即ち
即ち利
不利
の關係
反對なり

一升は三十錢なり又は下落して二十五錢なりと云ふ相場の建方を通例とし三十錢は酒一升なり又は騰貴(貨幣)して酒一升一合六夕六才なりと云ふ相場の建方は變則なりとす今手形を一の貨物とすれば之を買ふべき我が貨幣を以て相場を建つるは通例にして一定額の我が貨幣を標準となし手形の額面を増減して相場を建つるは變則なり此故に諸國多くは支拂勘定の相場を用ふ然るに我國の爲替相場の建方は此變則に據れり變則なるか故に我國の爲替相場は騰貴する丈け利にして下落する丈け不利なり此事は現今我國の爲替相場の騰貴下落に就きて世間往々惑ふ者あれば少しく細に説明せん大体我國の相場は受取勘定なれば相場下落する丈け受取るもの少なき勘定となるが故に我に不利ならずや例へば百圓に付き五十弗といふ相場が四十九弗に下落すれば是迄百圓にて五十弗の手形を買ひたるものが四十九弗の手形を買ふ事となるを以て百圓の上にて一弗丈け少なく外國の貨幣と代る譯なり換言すれば我が貨幣下落して外國の貨幣騰貴したる者とす之に反して爲替相場騰貴すれば夫丈け受取るもの多くなる勘定故に我に利ならずや例へば百圓に付き四十九弗といへる相場が五十弗に騰貴すれば百圓

の上にて一弗丈け多く外國の貨幣と代る譯なり是れ我が貨幣騰貴して外國の貨幣下落したるものなり此理より推せば我が爲替相場の騰貴下落と云ふは取りも直さず我が貨幣の外國の貨幣に對して騰貴下落せるものと見て可なり我が貨幣が外國の貨幣に對して下落すれば外國の物品を買はんには夫丈け高く支拂を爲さざるべからず是れ金貨本位實行前銀價下落の爲に爲替相場下落して輸入品の市價騰貴せし所以なり(第十三章を見よ)

甲乙二國に於ける相互の爲替相場の建方如何を考ふるに一方の國の相場の建方を其儘他方の國に於て使用するを便とする場合あり例へば甲國に於て受取勘定の相場を探れば之を其儘乙國に於て用ふるなり換言すれば乙國にては支拂勘定の相場を探るなり例へば日本が米國に對して百圓に付き何十何弗と云ふ受取勘定の相場を建れば米國も日本に對して百圓に付き何十何弗と云ふ支拂勘定の相場を建つるが如し此くする時は日米兩國の爲替相場を比較するに便利なり例へば甲者日本より米國の乙者に五十弗を送金せんか爲め手形を買はんとするに當り我國にては百圓に付き五十弗と云ふ相場なるに同日米國にては五十一弗と云

二國相互の相場に於ては、建方の便を以て、

ふ相場なりとすれば一弗の差あり斯かる場合には甲者は乙者に態々手形を送付せず乙者をして甲者に宛て、額面九十八圓四錢の手形を振出さしめ之を賣りて恰かも五十弗の貨幣を受取らしむべし而して甲者は此手形、日本に來りたる時其額面九十八圓四錢を支拂へば可なり此くする時は甲者は百圓を送るべき所を九十八圓四錢を支拂ひて濟む勘定にして一圓九十六錢の益となる然るに若し我國は百圓に付き五十弗と云ふ受取勘定の相場を用ひ米國も亦百弗に付き百九十六圓八錢と云ふ受取勘定の相場即ち支拂勘定の相場にすれば百圓に付き五十一弗なりを用ふる時は兩國の相場を一目して損得を比較する事能はず誠に不便なり就中世界貿易の中心に在りて外國爲替の比較裁定(比較裁定)此事は第七章及第十一章を見よを要する事多き國に於ては最も然りとす此故に英國にては爲替相場を建つるに十中の九迄は外國に於て用ふる儘を用ひ居れり即ち外國は重に支拂勘定の相場なるを以て英國は重に受取勘定の相場なり實際を示せば左の如し

千八百九十一年十二月八日倫敦市場の爲替相場
 アムスターダム(蘭國)三ヶ月拂 十二フロリン三セント八分ノ五一磅ニ付き

| | | | | | |
|----------|-------|---|--------------|---------|---|
| アントワープ | (白國)全 | 上 | 二十五法四十五參 | (全) | 上 |
| パリ | (佛國)全 | 上 | 二十五法三十七參二分ノ一 | (全) | 上 |
| ベニス | (伊國)全 | 上 | 二十六法十二參二分ノ一 | (全) | 上 |
| ベルリン | (獨國)全 | 上 | 二十麻五十一布 | (全) | 上 |
| コーペンヘーゲン | (丁國)全 | 上 | 十八クロイン四十ヲール | (全) | 上 |
| ピートルスバルク | (魯國)全 | 上 | 二十二片十六分ノ十一 | (一ルイブル) | 上 |
| ニウヨーク | (米國)參 | 着 | 四十片 | (ニ付キ) | 上 |
| | | | | (一磅ニ付キ) | 上 |

(以下略す)

右の如く多くは受取勘定なる中に魯國と米國とに對する相場は支拂勘定を用ひ居れり是れ寧ろ除外例に屬す魯國は兎も角米國の如きは英國との關係密接を加ふるにも拘はらず米國は一磅を基として弗を以て相場を建て英國は一弗を基として片を以て相場を建つるか故に英米兩國相互の爲替相場を比較すること誠に不便なり例へば紐育にては倫敦宛爲替四弗八十八仙二分ノ一と云ふ日に倫敦にては紐育宛爲替相場四十九片八分ノ一と云ふ時は何れか高きか又雙方同様なる

英國に受取勘定を用ふる所を以て

か一見しては分り難し茲に於て當局者は支拂勘定の爲替相場と受取勘定の爲替相場との對照表を製し之を座右に備へて比較の便に供せざるを得ず豈に亦不便ならずや思ふに早晚魯米に對する爲替相場も亦受取勘定となるに至らん英國が受取勘定の相場を用ふるは自ら好んで爲すにはあらず他國が支拂勘定の相場を用ふるが故に諸國相場の比較裁定上便利の爲め之を其儘用ふるに職由するものなれども又一には一法一麻等小額の貨幣を基として英貨にて支拂勘定の相場を建つるよりも巨額なる一磅を基として十進一位の便ある小額の法麻等に受取勘定の相場を建つる方細に相場を刻むを得ればなり然り而して何故に諸國は英國に對して支拂勘定の相場を用ふるかを按ずるに第一章に於て説きたる如く英國は經濟上第一流の位を占め世界商工業の中心なれば全國に對して支拂を爲すべき義務者は諸國に許多あるが故に諸國に於ては英國に宛てたる手形は賣れ口よきを以て英國に對して貨物を輸出したる輩は英國より其代金の送付を待受けずに手形を振出して之を賣るなり而して之を買はんと欲する輩は則ち自國の貨幣を以て買はんと欲する人々なるを以て自國の貨幣にて相場を建つる事

通例なり即ち英貨若干額を支拂はんには自國の貨幣幾何を支拂ひて可なるやを見るに便利なる様に支拂勘定の相場を用ふるものなるべし此理より推す時は經濟上劣等なる國は支拂勘定の相場を用ひ優等なる國は便利上其儘之を受取勘定の相場にして用ふるものと視るを得べきが如し然れども他も種々の事情習慣等あれば必しも異例なしとせず例せば魯國、葡國、西國等は受取勘定の相場を用ひ又現に我國の如きも英米諸國に對して受取勘定の相場を用ふるものなり

受取勘定及支拂勘定とは上來説きたる通りとして序に説かんと欲するものは實際爲替相場を建つるに當り如何なる刻み方を以てするかの一事なり例へば前に示したる倫敦宛爲替相場は一圓に付き二志〇片十六分の五と云ひ又は二志〇片二分の一と云ふか如く分數を以て相場を刻みたるより推考すれば二志〇片十七分の六と云ふ相場もあるべく二志〇片三分の二と云ふ相場もあるべきが如し然れども實際は然らず大概習慣に依りて分數の刻み方に定めあり例へば日英間の爲替相場是一片の十六分ノ一を一階とす即ち二志〇片十六分の五、二志〇片八分の三、二志〇片十六分ノ七、二志〇片二分の一と云ふ如く十六分の一宛の差を以

て進むものなり又日米間の爲替相場は一弗の八分の一を一階とす例へば四十九弗四分の一、四十九弗八分の三、四十九弗二分の一と云ふ様に八分の一宛の差を以て進むを實際とす是等の差も初めは粗大なりしが漸々細密となり日英の爲替相場是一片の四分の一を一階と爲したりしが次には八分の一となり終に十六分の一となり日米の爲替相場も近年迄は一弗の四分の一なりしが今や八分の一を以て一階と爲すに至れり而して分數の刻み方は四分の一を二分して八分の一と爲し八分の一を更に二分して十六分の一と爲すか如く二分宛に刻み行くを法とす是れ日英爲替相場の一階が四分の一より十六分の一となり日米爲替相場の一階が四分の一より八分の一となりたる所以なり

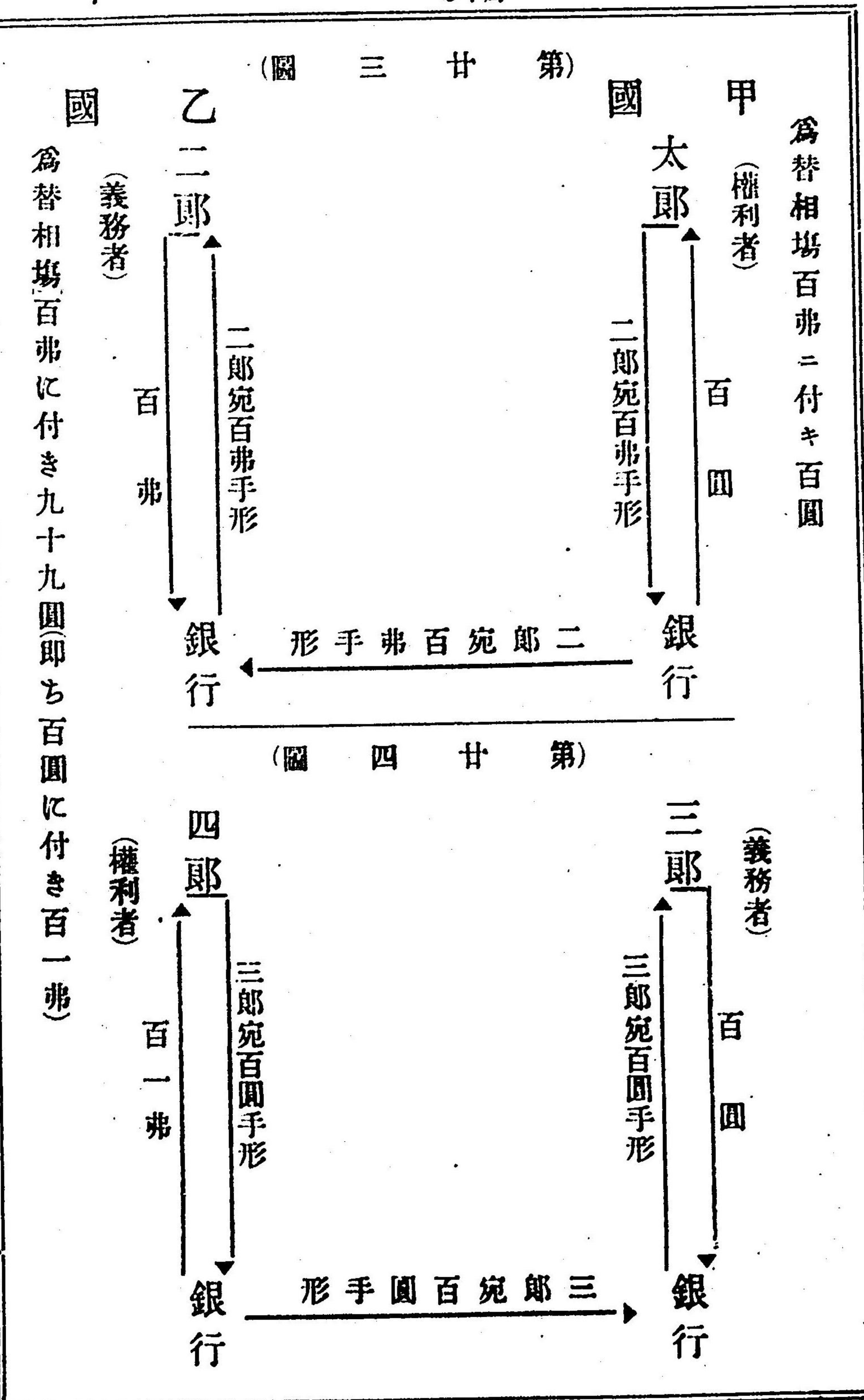
爲替相場には賣と買との別を附記する事あり本章の初に示したる爲替相場の中に參着賣、四ヶ月拂買とある即ち是なり而して茲も賣とあるは銀行が賣る意旨とあるは銀行が買ふ意旨なり銀行は爲替の賣買を營業と爲し之に依りて差益を得るを目的とするが故に其買直は賣直より幾分か安からざるべからざれば同じ倫敦宛參着拂爲替手形にても銀行の買直と賣直とは其間に差ありとす然り而して

商家が外國に宛て、振出す手形は二ヶ月四ヶ月などの定期拂多く隨て銀行が買入るゝ手形は定期拂を専らとし之に反して銀行が賣出す手形は參着拂を多しとするを以て通例銀行に於て公告する定期拂爲替相場は買相場にして參着爲替相場は賣相場なり然れば世人の誤解を防がんが爲めに我國にては特に參着賣相場四ヶ月拂買相場と明記し公告するを例とす

第七章 兩國相互の爲替相場

同時期に於ける兩國相互の爲替相場は如何なる關係を有する乎能く此關係を會得せずんは到底外國爲替の真相を知悉すること能はず抑も爲替は同時期の受拂を差引くものなれば甲國と乙國と互に支拂ふべき金額同一なる時は正金を輸送する事なく隨て輸送料を負擔する者なきを以て爲替相場は互に平價なり若し甲國が乙國に對して支拂ふべき金額よりも受取るべき金額少なき時は甲國に於ては差引正金の輸出を免かれざるか故に爲替は不利なり之と同時に乙國に於ては差引正金を輸入すべきが故に爲替は利なり即ち甲國に於て爲替相場高き時は乙國に於て同相場低き時とす之に反して甲國か乙國に對して支拂ふべき金額よりも受取るべき金額多き時は甲國に於ては差引正金を輸入すべきを以て爲替は利なり即ち甲國に於て爲替相場低きは乙國に於て同相場高き時とす而して甲國か差引正金を輸出する丈け乙國は輸入するものなれば其輸送料丈けは甲國の義

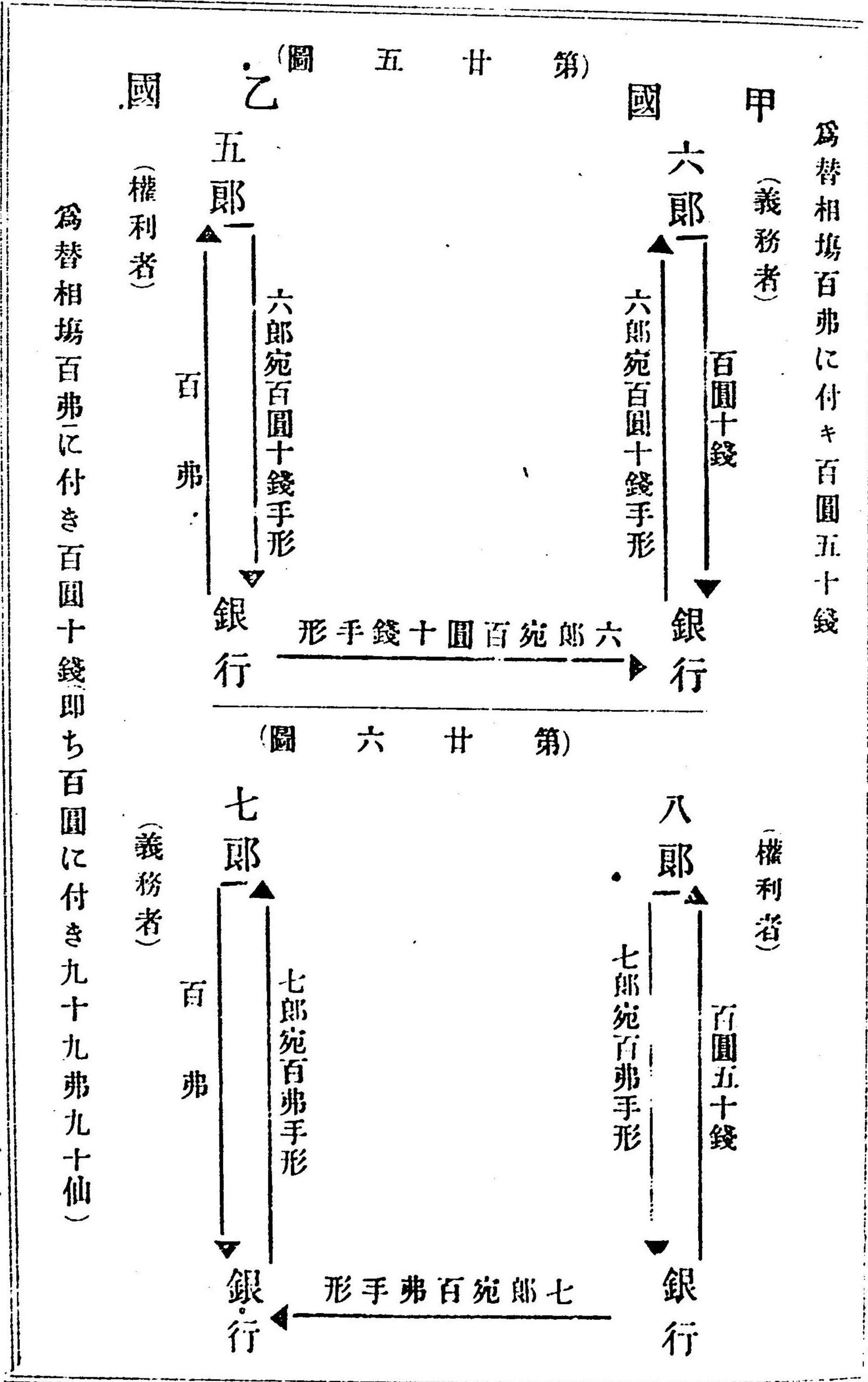
兩國の爲替に互に準ずる所以なる



手形の送付を待たず第廿四圓の如く自ら三郎宛手形を振出して之を百弗に付き九十九圓の相場にて賣らば一弗の益あり何とならば三郎をして均しく百圓を支拂はしむるものならば乙國に於て三郎宛百圓手形を振出し之を百一弗賣る方三郎より百弗の手形を受取るよりも一弗多ければなり此の如くんは乙國に在る權利者は争ひて手形を振出すべし然るに第廿三圓に示したるが如く二郎を初め乙國に在る義務者は一人も手形を需要する者なし然らば則ち乙國に於ては百弗に付き九十九圓と云ふ相場の起らざるや知るべきなり抑も乙國に於ては甲國宛爲替相場起る以上は實際の賣買なくんばあらず實際の賣買生ずる所以のものは相場不當ならざればなり相場不當ならずとなすものは甲國より手形を振出して賣らしむるも乙國より送金の爲め手形を買ふも相均しきを以てなり即ち甲國も乙國も互に百弗に付き百圓の相場ならざるべからず互に同相場なるが故に第廿三圓の二郎甲國宛百圓手形を百弗にて買ふも太郎をして自身に宛て、百弗の手形を振出して百圓に賣らしむるも差違なく又第廿四圓の四郎は乙國宛百弗手形の送付を待つも三郎宛百圓手形を振出して百弗に賣るも差違なし差違なきが故に

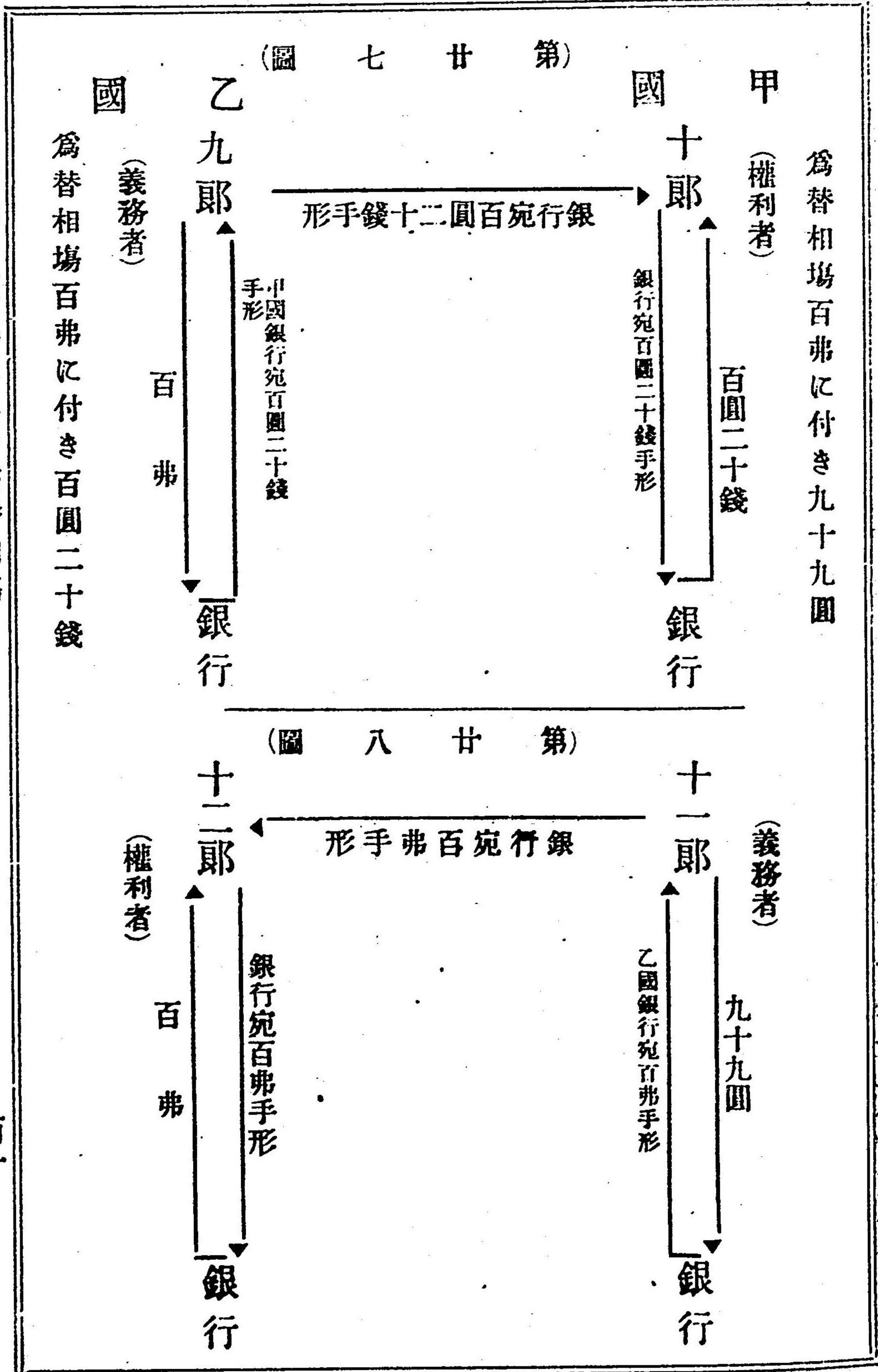
乙國の義務者は手形を買はずとも限らず権利者は争ひて手形を賣らんとせしめず
 唯各自の都合に依りて或は手形を買ひて送金の用に供し或は彼より手形を振出
 さしめて其支拂をなすもあるべし又或は彼より送金の用として手形の來るを待
 ち或は我より手形を振出して賣るもあるべし此に於てか乙國に於ても甲國に對
 して爲替の取引を生じ相場起るものとす
 右の理より推せば甲國の爲替不利なる丈け乙國の爲替利なる所以を知るべし例
 へは甲國は乙國に百五十萬弗支拂ふ可き金額ある時に乙國より百萬弗受取るべ
 き金額ありとすれば甲國に於ては乙國に對する手形の供給は百萬弗にして需要
 は百五十萬弗なり其差五十萬弗の正金輸送料を五千圓と假定し之を第三章に於
 て説きたる如く百萬圓に分課すれば百萬五千圓となる即ち爲替相場は百弗に付
 き百圓五十錢なりとす然るに此時乙國の爲替相場百弗に付き百圓十錢ならば第
 廿五圖の如く五郎が六郎より百弗を取寄せんには六郎をして乙國宛百弗手形を
 百圓五十錢にて買はしむるよりも六郎宛百圓十錢手形を振出し之を乙國に於て
 百弗に賣る方四十錢の益あり此故に乙國に在る権利者は争ひて手形を賣らんと

所替ヲ替一
 以和丈不國
 若のの種の
 る爲相な爲



すへし而して又七郎は百弗を出して甲國宛百圓十錢手形を買ひて八郎に送らん
 よりも八郎をして七郎宛百弗手形を振出さしめて百圓五十錢に賣らしむる方四
 十錢の益あり之を以て乙國の義務者は甲國宛手形を買ふ者なし手形の賣手ある
 も買手なくは相場は成立たす即ち乙國に於ては百圓十錢と云ふ相場起ること能
 はず然るに若し乙國に於ても百圓五十錢の相場とならば七郎が手形を買ひて八
 郎に送るも八郎が七郎宛手形を振出して賣るも同じ割合なるが故に各自の都合
 に依りて甲國宛爲替の取引起るべし然り而して乙國は弗を通貨とするを以て百
 弗に付き百圓五十錢と云ふは受取勘定の相場なり之を支拂勘定の相場に換算す
 れば百圓に付き九十九弗五十仙となる知るべし互に支拂勘定の相場を建つる時
 は甲國の相場高き丈け乙國の相場低きを
 此理を以て推せば甲國か乙國に對する爲替利なる時は夫れ乙國か甲國に對す
 る爲替不利なる時ならざるべからず此説明は前の場合の反對に過ぎされは反て
 冗長に亘るの恐あるを以て左に圖を示して略叙すへし第廿七圖の如く甲國は百
 弗に付き九十九圓利なるに乙國は百圓二十錢利といふ相場なりとすれば九郎か

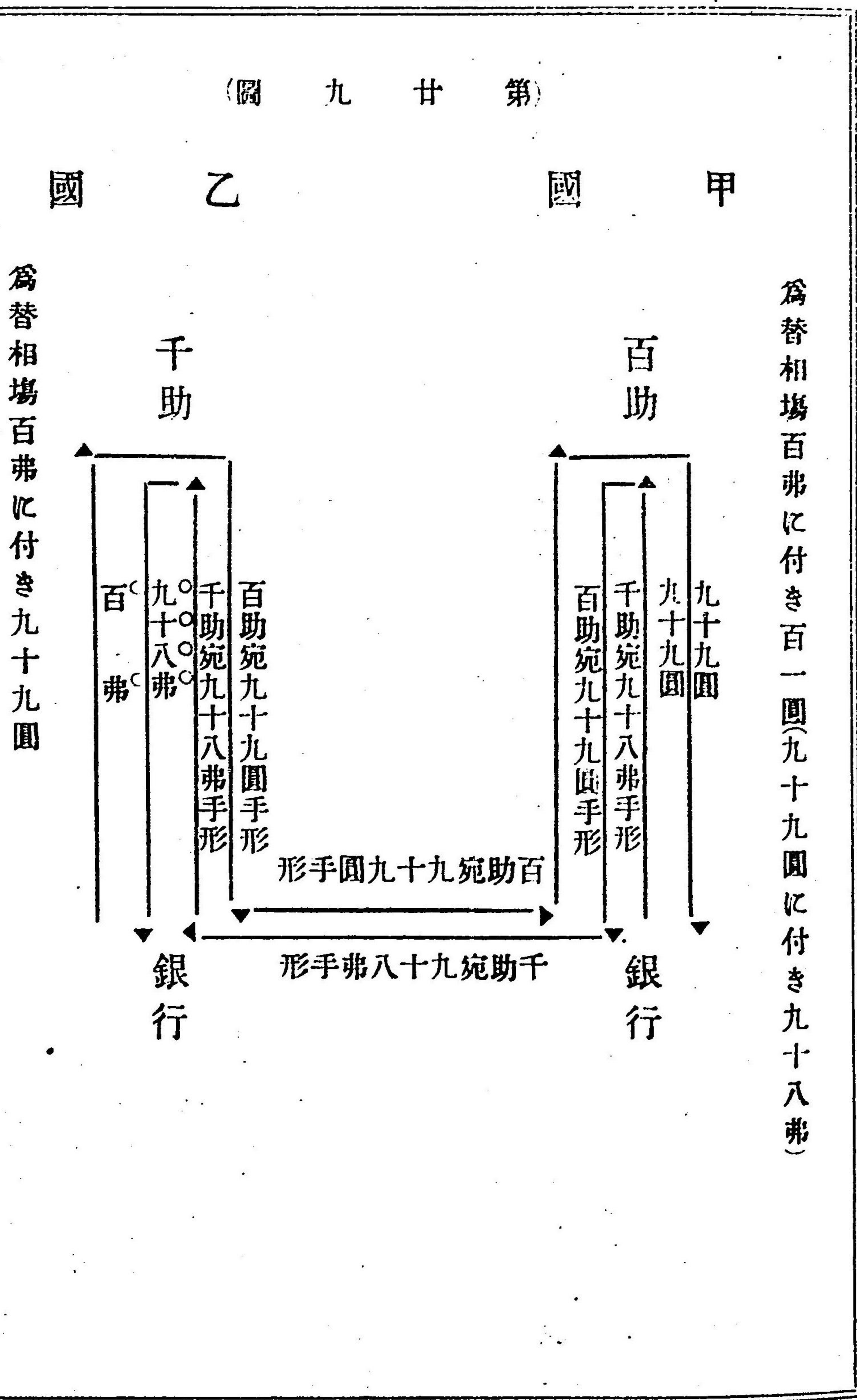
一替丈國不
 利のけ利國
 な爲相なの
 る替對る爲



十郎に支拂を爲すに百弗を出して甲國宛手形を買ひて送附する場合と十郎をし
 九郎自身に宛て、百弗手形を振出さしむる場合とを比較すれば一圓二十錢の差
 あり故に乙國の義務者は皆手形を買はんとすへし然れども十二郎は十一郎に宛
 て、百圓二十錢手形を振出して百弗に賣るよりも十一郎をして百弗に付き九十
 九圓の割合を以て手形を買はしめて送付を待つ方百弗に付き一圓二十錢の益あ
 るが故に乙國の権利者は手形を賣る者あらざるべし此に於てか結局乙國も亦百
 弗に付き九十九圓即ち支拂勘定の相場に換算して百圓に付き百一弗とならざる
 べからず畢竟甲國一圓利なるを以て乙國は一弗不利なり
 以上説きたるは乙國の義務者が相場の都合に依りて或は彼より手形を振山さし
 め或は我より手形を買ひて送り又乙國の権利者が或は彼より手形の送付を待ち
 或は我より手形を振出すを以て爲替相場は畢竟甲國に於けるものと差違なきに
 至る所以を明にしたるものなれども兩國の相場の差大なる時は唯送金の必要あ
 る義務者又は眞實金銭受取の権利ある者のみならず特ニ此差益を利せんが爲ニ
 手形を賣買し以て相場の差違を平均するものあり例へは第廿九圖の如く甲國は

兩國相場の
平均差の
所以なる
二

(圖 九 廿 第)



爲替相場百弗に付き百一圓なるに乙國は九十九圓なりとすきば千助は百助宛九十九圓手形を振出して之を百弗に賣り同時に百助に打電して千助宛九十八弗手形を振出さしめて九十九圓に賣らしめ之を以て百助宛手形支拂の資金となさしむへし而して千助は自身宛九十八弗手形の呈示を受けたる時前に得たる百弗を以て之を支拂は、二弗の益あり此の如き益ありとすれば利に敏き銀行者爲替仲買人の如きは甲國のコールレスポナントと相約し争ひて甲國宛手形を賣らんとすへし乃ち爲替相場下りて忽ち甲國に於ける相場と同一割合即ち百圓に付き百一圓となるへし

抑も爲替相場は同時期に於ける兩國支拂の差に據りて支配さるゝものにして之を手形の上より云はば其需要供給の多少に據りて定まる事は第三章に於て説明したるが如しされば甲國が乙國に對し總計百五十萬弗を支拂ひ百萬弗を受取るものとすれば乙國宛手形の需要は百五十萬弗にして供給は百萬弗なり此に於てか五十萬弗の差を生ず而して第三章に於て説きたる如く其輸送料例へば五千圓丈け百萬弗の手形を高く賣る勘定とすれば爲替相場は百弗に付き百圓五十錢と

なるべし然れども茲に讀者の疑はんは甲國の権利者盡く手形を振出し甲國の義務者盡く之を買ひて送附すとせば同時期に於ける乙國の有様は甲國に對する權利者も義務者も甲國宛手形の賣買を爲さざる道理ならざやと云ふ事はなり若し乙國が甲國に支拂ふべき總計百萬弗の内三十萬弗丈けは手形を買ひて甲國に送る者ある時は之に對する甲國の権利者は乙國宛手形を振出さず則ち甲國に於ける手形の供給は七十萬弗となるべし而して又乙國の権利者の中三十萬弗丈け手形を振出して賣りたる以上は之に對する甲國の義務者は夫丈け乙國宛手形を買ふ必要なきを以て甲國に於ける手形の需要は總計百二十萬弗となりん百二十萬弗の手形の需要に對する七十萬弗の手形の供給は其差依然五十萬弗なりと雖も此場合に前例の如く其輸送料五千圓丈け高く手形を賣らば爲替相場は百弗に付き百圓七十錢となりん是れ前の場合よりも相場高きにあらずや均しく五十萬弗の差にして手形の振出方如何によりて相場に此の如き差違あるか如く思はるゝは蓋し讀者の迷ふ所なるへし然れども驕りて考ふれば素と甲乙二國の間に貸借を振替へんか爲に手形を振出し得へき額は百萬弗にして輸送すへき正金は五十

出手形如何拂
出方如何拂
相拘らざる
なりは一

第七章 兩國相互の爲替相場

同時期に
於ける
國の受
國の方
を拂
て相
つ相
を拂
を拂

萬弗なりとすれば手形の振出方如何に拘らず畢竟五十萬弗の輸送料例へば五千圓を以て百萬弗の手形賣買上競争の因と爲さざるべからず
然るに前例の如く甲國は手形の供給七十萬弗なるに其需要は百二十萬弗なりとして競争の極五十萬弗に對する輸送料を盡く七十萬弗の手形の上に課すれば乙國に於て振出したる三十萬弗の手形の上には五十萬弗の輸送料は課されざる道理なり果して然らば乙國に於ては相場平價ならざるべからず若し平價なりとせば甲國の義務者は乙國の権利者に手形を送付せずして乙國より手形を振出さしめて支拂をなす方益なり此くて甲國に於ては手形の需要忽ち減少すべし而して又乙國の義務者は手形を買ひて甲國の権利者に送るよりも甲國より手形を振出さしむる方益なり此に於てか甲國に於ける乙國宛手形の供給忽ち増加すべし手形の需要減少し其供給増加すれば爲替相場は下落して忽ち百圓五十錢に達せざるべからず且つ夫れ右に説きたる如き景况ならば乙國に於ては甲國宛手形の賣買はなき道理なり此く論究すれば甲國に於ては其支拂ふべき總金額を手形の需要と見做し其受取るべき總金額を手形の供給と見做し以て乙國に對する爲替相

兩國同時
期の相場
小差なし
とせざる

場を建つるものと云はざるべからず此くして前例の如く百弗に付き百圓五十錢となり乙國亦之を以て相場とすれば人々個々の都合により乙國より手形を買ひて送付するも甲國より手形を振出さしむるも共に差違なく兩國互に爲替取引を生じ隨て同時に爲替相場建つものとす
同時期に於ける兩國の爲替相場は互に相關聯するを以て常に同じ割合に販せんとするものなれども必ずしも甲國の相場を其儘乙國に移すものと思ふべからず兩國各特別の事情あるを以て相互の相場に小差なきを保しがたし是れ恰も同日同一の株式にして東京と大阪と多少の差を相場の上に顯はすと一般なりとす例へば乙國の権利者にして甲國の義務者より手形の送付を待つ約の者が乙國の爲替相場甲國に比して少しく差ありとて手形を振出さんには之が爲め電報を以て甲國の義務者に通知し又手形を賣らんには慣れぬ手續を踏み口錢を仲買人に支拂はざるべからず是等の勞費を差引かば少々の相場違ひにては益なし益なくば争ひて手形を振出し以て忽ち相場を下落せしむる効なからん况んや我より手形を振出す丈けの信用なき権利者も少からざるに於てをや又乙國の義務者にして

第七章 兩國相互の爲替相場

第八章 手形の期限及信用より生ずる爲替相場の差違

参着拂
定期拂
日附後定期拂
一覽後定期拂

國際の貸借には諸種の期限ある事勿論なれば隨て爲替手形にも亦其拂期限に數種あり而して之を大別すれば参着拂、定期拂の二種とす参着拂とは手形振宛地に着次第直に振宛人の許に呈示して其支拂を受くるものを云ふ参着拂と云ふ名は我國に於ける俗稱にして歐米にては之を要求拂と云ふ何とならば手形を振宛人に呈示して支拂を要求すれば即時に支拂はるべきものなればなり而して呈示と云ふは手形を一覽せしむる事なるを以て又の名を一覽拂と云ふ畢竟要求拂と云ふも一覽拂と云ふも参着拂と云ふも同ト事なり此手形は銀行より振出すものに多く商人相互の間に振出す手形には少なし定期拂又は期日拂とは手形の支拂期日を定めたるものにして之を細別すれば二種あり日附後定期拂及び一覽後定期拂是なり日附後定期拂とは手形を振出したる日附より三十日目九十日目等一定の期限に至りて支拂はるべきものを云ひ一覽後定期拂とは手形を振宛人に呈示して其引受を爲さしめたる日より三十日目とか九十日目とか一定の期限に至り

て支拂はるべきものを云ふ定期拂手形は商人の振出したるものに多く就中一覽後定期拂を最も然りとす左に以上三種手形の難形を示すべし

三種手形の難形

(圖 十 三 第)
[形手拂覽一]

第何號 一金百弗 金一〇〇、〇〇〇
右金額代り金額収候ニ付キ此手形御一覽次第丙某又ハ其指圖人ニ御支拂相成拙者借方勘定ニ御記入有之度候也
明治廿六年九月一日
日本何市何町 甲 某
米國何市何町 乙 某殿

[形手拂期定後附日]

第何號 一金百弗 金一〇〇、〇〇〇
右金額代り金額収候ニ付キ此手形日附後九十日目丙某又ハ其指圖人ニ御支拂相成拙者借方勘定ニ御記入有之度候也
明治廿六年九月一日
日本何市何町 甲 某
米國何市何町 乙 某殿
明治廿六年九月一日

[形手拂期定後覽一]

第何號 一金百弗 金一〇〇、〇〇〇
右金額代り金額収候ニ付キ此手形御一覽後九十日目丙某又ハ其指圖人ニ御支拂相成拙者借方勘定ニ御記入有之度候也
明治廿六年九月一日
日本何市何町 甲 某
米國何市何町 乙 某殿
明治廿六年九月一日

右の如く額面は均しく百弗の手形なれども其拂期日に至りては各差違あり參着拂手形は振宛人に呈示次第支拂を受くれども日附後九十日目拂手形は手形面の日附より起算して九十日目即ち前の雛形にて云はゞ十一月三十日に至らざれば支拂を受くること能はず一覽後九十日拂手形は同手形を振宛人の許に呈示して引受を爲さしめ其日より起算して九十日目に支拂を受くべきものなるが故に手形外國に着する迄の日數と九十日とを要するものとす手形の外國に着するに三十日間を要すとすれば前例の手形は十二月三十日に至りて支拂を受くる勘定となるなりされば前例三種の手形の支拂を受くべき時期を算すれば左の如し

參着拂手形

十月一日

日附後九十日目拂手形

十一月三十日

一覽後九十日目拂手形

十二月三十日

右の表に依りて見れば參着拂手形と一覽後九十日目拂手形とは其拂期日に九十日の差あれども參着拂手形と日附後九十日目拂手形とは六十日の差なり若し日附後三十日目拂の手形ならんには其拂期日は十月一日となり參着拂手形の拂期

拂期日
に於ける
差違
を以て
相場の
差違を
生ずる

日と差なきに至らん此故に參着拂と日附後定額拂との拂期日の差は外國の遠近によりて異なるものとす

前述の如く手形の拂期日異なる以上は相場も亦異なるべからず即ち拂期日早きものは高く遅きものは安き譯なり而して其高きと安きとの差は手形支拂地即ち手形を振宛たる外國に於ける利子を目安とす例へば振宛地を米國紐育となし前例三種の手形の中參着拂手形の相場を百圓とすれば日附後九十日目拂手形は紐育に於ける利子歩合にて百圓に對する六十日間の利金若干又一覽後九十日目拂手形は同九十日間の利金若干を百圓より差引きたるものを相場とす今紐育の利子歩合を五分とすれば三種の手形の相場差は左の如し

參着拂手形(額面百弗)

百圓

日附後九十日目拂手形(全)

上

九十八圓十六錢七厘

一覽後九十日目拂手形(全)

上

九十八圓七十五錢

右は支拂勘定の相場にて算出したるものにして我國現在の相場とは反對なるを以て之を我國の實例と徴するには不便なるべければ次に受取勘定の相場に直し

且つ參着拂相場を百圓に付き五十弗と假定し一覽後定期拂を四ヶ月とし紐育の
利子歩合は前例と均しく五分とする時は二種手形の相場違ひは左の如し

參着拂手形

五十弗

(百圓に付き)

一覽後四ヶ月拂手形

五十弗八十三仙(全)

上

尙ほ細に考ふれば參着拂と定期拂とは危険の點に於て小差なき能はず手形着次
第支拂はるゝものに比すれば若後若干の日數を経て支拂はるゝものは危険全く
なしとせず何とならば長時日の間には如何なる變動あらんも計るべからざれば
なり若し定期拂手形を外國に於て割引を受けたる後に其手形不渡とならば裏書
人たる責任を以て辨償の要求を受くる事なきを保せずされば此危険の保険料と
も云ふべきもの丈けは前述の利子の外に差引きて可なり即ち夫丈け更に參着拂
手形の相場より安くなるなり而して拂期日長き丈け危険の度多きを以て手形の
期限長きに準して相場一層安きものとす然り而して外國に於ける利子歩合も手
形の善惡によりて幾分の差を生ずるものなれば是も亦思はざるべからず例へば
全じ九十日目拂手形にても信用厚き者ならば五分の割引なれども少しく劣等の

其二

ものならば五分五厘の割引なりと云ふ位の差はあるなり隨て手形の相場の上に
も差異を生ずるを免かれず

印紙税を徴收せざる國に對する參着拂と定期拂との爲替相場の差は前述の算法
にて可なれども英國其他印紙税を徴收する國に對する手形には彼の地に於て印
紙を貼用せざるべからざるが故に其税金丈け之を更に之を扣除せざるを得ず尤も
參着拂手形には金額の多少に拘はらず一定の印紙税を課する者にして英國の如
き僅に一片に過ぎざれば算入する程のものなればれども定期拂手形には金額に
割合して印紙税を課するを以て巨額の金員に至りては少からざる税金を支拂は
ざるべからず今參考の爲め英國の印紙規則を左に示さん

其三

| | | |
|--|---|---|
| 要求拂手形 <small>(小切手、參着拂爲替手形、 等金額乃多少を論せず)</small> | 一 | 片 |
| 定期拂手形 <small>(五磅を超へざるもの)</small> | 一 | 片 |
| 全 上 <small>(五磅以上十磅迄)</small> | 二 | 片 |
| 全 上 <small>(十磅以上二十五磅迄)</small> | 三 | 片 |
| 全 上 <small>(二十五磅以上五十磅迄)</small> | 六 | 片 |

定期拂手形(五十磅以上七十五磅迄)

全 上七十五磅以上百磅迄)

全 上(百磅以上は各百磅並に端數とも各々)

九 片

一 志

一 志

右の如く百磅以上は額面金額の千分の五即ち五厘の印紙を貼用すべきものなれば夫丈けを參着拂手形の相場より差引くを當然とす今一萬磅の手形にして參着拂ならば彼の地に於て僅に一片の印紙を貼用し定期拂ならば五^十磅の印紙を貼用すと云はれ誰れか亦全相場にて之を買はんや此理より推す時は手形に貼用する印紙税は畢竟振出人の負擔に歸するものと知るべし
以上の説明を一表に約する時は左の如し

參着拂
定期相場
に換算す
るに法

支拂定期相場

參着拂爲替相場

差引

手形支拂地に於ける歩合の割引料
手形支拂地に於て支拂ふべき印紙税

定期拂爲替相場

右は支拂定期の相場なり之を受取勘定の相場にすれば左の如し

拂期限延引に附隨する危険の保險料

相場換算
上利子に
小差あり

受取定期相場

參着拂爲替相場

加入

手形支拂地に於ける歩合の割引料
手形支拂地に於て支拂ふべき印紙税

定期拂爲替相場

拂期限延引に附隨する危険の保險料

右の法に依れば參着拂相場だに分り居れば如何なる期日の定期拂相場にても算出するを得べし又前法を正反對になせば定期拂相場より參着拂相場をも算出するを得る道理なり但し此場合には參着拂相場を定期拂相場に換算する場合に比すれば利子に小差あり何とならば支拂勘定の相場にて云ふ時は參着拂の相場より利子を引きたるものを定期拂の相場となすが故に定期拂の相場に對する利子は參着拂の相場に對する利子よりも少なければなり例へば前例參着拂相場百圓より年五分の利子歩合を以て換算すれば一覽後九十日目拂相場は九十八圓七十五錢となれども此相場に同じ年五分の歩合にて九十日間の利子を加ふるも百圓とはならず九十九圓九十八錢四厘四毛に過ぎず即ち一錢五厘六毛の差あり然れども百圓に對する一錢五厘六毛の差は細微なるが故に實際には差なきものとし

て前述の如き換算法を採るを常とす強て此差なからしめんとせば一圓に對する年五分九十日間の利子一錢二厘五毛を一圓より差引き之を以て九十八圓七十五錢を除したる者を參着拂相場となさざるべからず此くして得る相場は恰も百圓となるべし然れども此くして計算面倒なるを以て實際には唯定期拂の相場に利子を加へたるものを參着拂の相場となすなり次に又受取勘定の相場にして見るも前例四ヶ月拂相場五十弗八十三仙より年五分の歩合にて利子を引けば參着拂相場四十九弗九十八仙餘となり五十弗とならず然れども僅々二仙餘の差なるを以て差なきものと見做すなり強て此差なからしめんとすれば一弗に對する年五分四ヶ月間の利子一仙六五を一弗に加へ之を以て四ヶ月拂相場五十弗八十三仙を除せざるべからず此くすれば恰も參着拂相場五十弗を得べしさりながら是亦算法面倒なるを以て實際には單に定期拂の相場より利子を引きたるものを參着拂相場となさなり此事些々たりと雖も疑を懐く讀者もあらんかと言解釋を附するものなり

諸て何故に手形支拂地即ち外國に於ける利子歩合にて割引料を算出して之を參

相場の差
は外國の
利子を以
て目安と
す

着拂相場が差引く乎と云ふに例へば茲に米國宛額面千弗の參着手形と全額面の一覽後九十日目拂手形ありとせん米國に手形着するの日を三月一日と假定すれば參着拂手形は三月一日に彼の地に於て千弗の現金を受取るを得べし而して九十日目拂手形は五月三十日に至らざれば現金を受拂ること能はず若し早く之を得んと欲せば彼の地の銀行に於て割引を依頼せざるべからず之を依頼すれば銀行は當時彼の國普通の歩合にて九十日間の割引料を計算し之を差引きて殘金を支拂ふべし若し利子歩合を年五分とすれば此割引料は十二弗五十仙となるを以て差引き九百八十七弗五十仙を受取るべしされは初より千弗の參着拂手形を千圓の相場にて買ふも千弗の九十日目拂手形を九百八十七圓五十錢の相場にて買ふも差異なし言を換へて云はば兩種の手形が彼の地に於て同時に現金となる額を標準として差異なき様に相場を建つるなり彼の地に於て割引を受くる以上は彼の地の歩合に據る事當然ならずや是れ外國の利子歩合を目安となし我國の利子歩合を目安とせざる所以なり參着拂と定期拂との相場の差には我國の利子歩合は毫も關係なきものと知るべし

參着拂と定期拂との相場は外國に於ける利子歩合に職由する事前述の如く
 なれども今一層之を確めんとすれば我國の利子を目安として計算したる結果を
 考ふべし例へば我國の利子歩合を一割と假定し之によりて前例千弗の手形に對
 する九十日間の割引料を計算する時は二十五圓となるを以て之を千圓より差引
 き九百七十五圓を全手形の相場となし此相場を以て手形を買ひ之を米國に送り
 て同地に於ける五分の歩合にて割引を受ければ前述の如く九百八十七弗五十仙
 を得べし是を拾も九百七十五圓を以て額面九百八十七弗五十仙の參着拂手形を
 買ふと國幣の結果なり果して然らば參着拂手形額面千弗を千圓にて買ふに比し
 十二弗五十仙の益なきや此の如くれば競争の極忽ち差益なき相場迄騰貴
 するや必せり此差益なき相場は即ち九百八十七圓五十仙なりとす是れ正に外國
 に於ける五分の利子九十日分を千圓より差引きたるものなり右の如く定期拂手
 形は外國に於ける利子歩合を標準とし、割引するものなるか故に參着拂爲替相
 場に變動起るとも外國の利子歩合に變動あらば定期拂爲替相場に變動あるを免
 かし然れども茲に讀者に一言の注意を爲さんと欲する事あり他なし我國の利

電信爲替
相場

子歩合が果して全く爲替相場に影響を與へざるや否やは是れ本章に於て説く所
 とは自ら別問題なりと云ふ事是なり(第十章を見よ)本章は單に參着拂と定期拂と
 の相場の差は外國の利子歩合のみに支配され我國の利子歩合は關係なき事を説
 明したるものと知るべし
 定期拂參着拂の外に定期は又電信爲替と云ふもの盛に行はるゝを以て此相場と
 參着拂相場との差違を説くべし電信爲替は我國より外國に電信を發送し其着次
 第外國に於て支拂を受くべきものなれば直に彼の地に於て現金を受取るを得る
 譯なりされば之を參着拂に比すれば手形が彼の地に到着するに要する日數だけ
 早き勘定なり今我國より米國紐育に達するには廿五日を要すべしれば電信爲替
 は參着拂爲替に比して廿五日の差あり然らば廿五日に對する米國に於ける歩合
 の利子丈け參着拂相場より引きたるもの支拂勘定ならば同利子丈け加へたるも
 のを其相場と見て可なり何とならば電信爲替を賣りたる銀行は米國に在る資金
 を廿五日早く支拂ふを以て夫丈け全地に於ける利子を失ふべければなり尙ほ細
 に云へば利子の外に危険の度に於ても參着拂爲替よりも早く現金を受取るを以

て夫丈け相場の上に差あるを常とす但し電信料は相場の外に依頼人より支拂ふものと知るべし

手形の期限如何に因り相場に差を生ずる事以上説くか如しと雖も此他手形に對する信用如何に因りても亦差を生ずるものとす素と手形は唯一片の紙に過ぎざれば假令其額面に千百の金員を記入しあるとも若し先方に於て其支拂を受けず而かも終に之が辨償を受くる能はずんば全然損失に飯すべし此危険あるを知りながら手形を買ふ所以のものは振宛人振出人等を信用するに因るされば信用薄くば手形の相場安く信用厚くば相場高き事素より當然なりと云ふべし今手形を信用の度に準じて分ければ左の如し

第一 銀行手形

第二 銀行宛商業手形

第三 商業手形

第四 擔保附手形

第一 銀行手形とは内國に在る銀行か外國の支店又はコルレスポンデントに宛

手形に信用の差ありに

信用の度より別ける手形の類

銀行手形

銀行宛商業手形

商業手形

て、振出したる手形にして振出人振宛人共に資産確實なる銀行なるを以て手形に對する信用最も厚きものなり讀者が外國の知人に送金せんが爲に横濱正金銀行より買入るゝ手形は即ち是なり此手形は相場最も高しとす但し銀行の手形なりとて信用少なき者の振出したるは素より此に論ずる限りにあらず

第二 銀行宛商業手形とは内國に在る商人が外國の銀行に宛てゝ手形を振出したるものを云ふ例へば外國より來れる商人が其本國の銀行に預金あるか又は爲替信用狀第十四章を見よに上りて手形を振出す類なり此手形は銀行を振宛人となし商人を振出人となすが故に信用決して薄からず隨て相場も高きを常とす但し前述したる銀行手形に比すれば振出人に相違あるを以て第二流に位せり

第三 商業手形とは内國の商人が外國の商人に宛てゝ振出したる手形を云ふ即ち振出人も支拂人も共に商人なり均しく商人なりとて資産の多少信用の厚薄千差万別なるを以て一様には云ひ難し此に對するは確實なる商人なりと知るべし若し夫れ信用薄き商人間に成立ちたる手形に至りては殆ど之を買ふ者あざらざる確實なる商人と雖も銀行に比すれば手形に對する信用の度幾分か低きを常とす

擔保付手形(荷爲替手形)

するが故に此手形は第三位に置かるゝなり
第四 擔保付手形とは我が所謂荷爲替手形にして商業手形に荷積證書保險證書等を附し若し手形不渡となる時は其所持人に於て荷積證書に對する荷物を賣却し以て手形支拂の途に供するものを云ふ此手形は例へば外國の商人に生絲を賣り之に對して手形を振出し且つ全時に賣りたる生絲を積出すを以て之に對する荷積證書を手形に添付するものなれば恰も生絲を擔保に取りて手形を買ひたる姿なり故に支拂の目途確實にして信用の度合第一に位すべきに却て第四に位し相場亦最低に屬するは少しく不審なりと思ふ讀者もあらんが是れ信用の眞味を知らざるなり元來信用厚き手形は其支拂に於て殆ど疑なきものなり好しや擔保なくとも信用厚き程の者は資産確實にして其支拂の模様も年來の經驗に依りて違約なきを知るなり一度手形の支拂を滞ふれば之が爲に商界に信用を失ひ年來の老舖も得意願に減すべし之を恐るゝか故に多少信用を博したる手形の支拂人は常に其支拂に注意する者とす然るに擔保品を添付し之に據りて信用を生ずる程の者は擔保品を外にしては資産確實ならざる者なりされば若し擔保品の市價

以上四種
手形の差
相場の

大に下落せば手形所持人損失を蒙る事なきを保せず果して然らば前述の如く信用堅固なる者よりも却て危険ありと知るべし然のみならず荷積證書保險證書擔保證書等を一々検査する手數と之を外國に郵送する費用とを考ふれば信用厚き無擔保の手形よりも却て相場安きを當然なりと云ふべし尤も他に充分信用すべき手形なき場合には擔保付手形の相場は最高の事あり又商業手形にても屈指の商人が振出人振宛人となりたるものは下等の銀行手形よりも相場高きは勿論なり之を要するに信用厚く手數少なき支け手形の相場高きものと知るべし而して我國に於ては實際信用の度合に準じて手形の相場に幾何の差ありやと云ふに英國宛手形は一回に付き一片の八分一乃至十六分の一なりとす尙參考の爲め紐育に於ける額面一磅に對する英國宛相場の差を示せば大約左の如し
第一、銀行手形は銀行宛商業手形に比して一仙高し
第二、銀行宛商業手形は商業手形に比して一仙高し
第三、商業手形は擔保付手形に比して一仙の四分の一高し
第三及第四の手形は皆定期拂にして其數最も多く銀行爲替仲買入等が買入るゝ

定期拂手
形多き
以て多
拂相場
示す常
な

第八章 手形の期限及信用より生ずる爲替相場の差違

手形は主に此類なり故に爲替相場な多く定期拂相場を示し參着拂相場を示すも
の少なし而して定期拂にも習慣ありて大凡一定せり例へば英國との爲替に就て
云はゞ我國は四ヶ月六ヶ月米國は六十日其他は多く三ヶ月を以て期限となすな
り此期限を習慣期ナシといふ

第九章 異例の爲替相場

爲替相場は正金輸送點より高きことなく又安きことなしとは第三章に於て説明
したる如しと雖も是れ通例の場合を云ふに過ぎず時に或は正金輸送點より高き
ことあり又安きことあり之を異例の爲替相場とす而して異例と稱する場合を擧
ぐれば大略左の如し

異例と稱
する場合
國家不穩
の場合

- 第一 國家不穩の場合
- 第二 不換紙幣流通の場合
- 第三 金銀の比價變動ある場合

第一、國家戦亂の兆を呈し人心恟々財産ある者は成るべく之を收めて携帶の便
を圖り貸金ある者は頻に之を催促して其取立を急ぎ金利は日に一日に騰貴し恐
惶將に起らんとする時に當りては手形を振出し得らるゝ者は成るべく早く之を
賣りて現金を得んとを希望すへし而して一方には前述の次第なるを以て止むを
得ざる場合の外は現金を出して手形を買ふ者あらざるべし賣方は急ぎ買方は扣

第九章 異例の爲替相場

へる姿となるか故に相場は益々下落すべし此場合には好し正金輸送點に達したればとて手形を直接に外國へ送付したる後若し戰端開かば或は其正金を受取る能はざるやも計難きを以て假令正金輸送點より安くとも早く手形を賣りて現金を得ん事を欲する者多かるべし隨て爲替相場は正金輸送點以下に至るものとす而して輸出超過其他の爲に大体爲替に順なる時に當りて前述の如き異例を生し易きものとナッシュン氏か外國爲替論中に示したる北米合衆國千八百六十年の爲替相場の如き即ち此類なり今其景況を略叙せんに此年米國は穀物を歐洲に輸出する事多きに國內不穩の兆ありしか爲め輸入品は平年より減少したるを以て彼是にて米國が歐洲に對する爲替相場は大に下落すべき事勿論なりしに當時合衆國內南北の諸洲互に反目日に募り戰亂終に起らんとせしを以て歐洲に對して手形を振出したる者は少しも早く現金を得んと争ひて手形を賣出し爲に相場は正金輸送點より三四分を下りたり

甲國に不穩の虞ある時は同國に在りて乙國宛爲替相場異例の下落を爲すが如く之によりて乙國に在りてもまた甲國に對する爲替相場異例の下落を爲すことあり

不換紙幣
流通の場合

其一

るべし乙國に於て甲國宛手形を振出したる者は正金を受取らんか爲め直接に甲國に手形を送附するも若し其到着する頃干戈相交らんには手形振宛人の居所に知れず或は受取りたる正金を掠奪さるゝやも計り難しされば少々安くとも自國に在りて手形を賣りたる方安全なりと思ふが故に元來爲替順なるが如き場合には或は正金輸送點より低き相場も立つべし現んや手形の買方より見る時は不穩の虞ある外國宛手形の不安心なるのみならず戰亂國に對する支拂ならば少々延引するも督促さるゝ憂少なく甚しきは送附先の場所不明なる事もあるべければ愈々手形の買入を拒へるに於てをや

第二、不換紙幣流通の場合に三つあり(一)曰く正貨と紙幣との間に相場ある時(二)曰く國內に正貨全くなき時(三)曰く正貨の輸出を禁止されたる時はなり(一)甲國は正貨若くは兌換紙幣流通の國なるに手形の振宛地たる乙國は不換紙幣流通し而かも正貨に對して下落せりとするれば甲國に於ける乙國宛手形は正金輸送點の範圍外に紙幣の下落したる形を合はせ相場安きを法とす其理由を尋ぬるに元來手形面の金額は振宛地即ち乙國に於て其國の通貨にて受取るものなるを以て其受取

るべき通貨が不換紙幣にして之を正貨に引代へんに若干の打歩を要すことをれば手形の振出人が直接に手形を乙國に送りて正金を取寄せんと欲する場合には此手形又は手形面の金額より減少せる點定まり果して然らば正金輸送料の外に紙幣の下落したる割合丈は安く賣らざるべからざるや明なる又之を手形の買方より見るも元來乙國に於て支拂を爲すには乙國の通貨にて可なるが故に若し乙國宛手形にして其相場紙幣の下落丈安からずは直接に正金を送り紙幣と交換して支拂を爲すべしされば例へば乙國に於ける一弗の紙幣三割下落して正貨七十仙とならば乙國宛手形百弗を正貨七十弗として計算し正金輸送料を一分即ち七十錢とすれば六十九圓三十錢を以て相場の最下點となさざるべからず然るに若し一弗の紙幣と一弗の正貨と其價に差違なくば九十九圓を以て最下點とす是れ異例の相場たる所以なり蓋し正貨に對して打歩を附するほど不換紙幣を増發したる乙國に在りては諸物價騰貴するを以て甲國より輸入増加する傾向あり爲に甲國に對して貿易上差額を支拂ふべきものなれば甲國に在りては大体に於て乙國宛爲替相場は下落せる傾向ある上に搦て加へて紙幣下落せるが故に同

其二

相場一層大に下落するを常とす

次に(二)乙國は不換紙幣耳にして正貨全くなき時は如何に打歩を附するも紙幣を以て正貨を得ること能はざるべければ乙國宛爲替手形の振出人は其相場正金輸送點以下に達すればとて手形を送りて正貨を取寄する事能はずさりとて乙國の不換紙幣を甲國に輸入するも其益なし此に於てか振出人自身か乙國に支拂を爲す必要なき限は正金輸送點以下は勿論幾何にも賣らざるを得ず幸に乙國に支拂を爲すべき必要ある人多くば其間の競争に依りて高く賣るを得べけれども然らざれば所謂買方の便宜次第にて賣らざるべからず即ち此類の爲替相場は買方の一存に據りて定まると云ふも不可なし故に何程迄下落するか豫め定限あるべからず

右の場合に反し自國不換紙幣耳にて正貨全くなき時は手形の賣方多くして其競争あるにあらずんば爲替相場は正金輸送點を越ゆるは勿論何程騰貴するか定限あることなり例へば前例の乙國に於ける甲國宛爲替相場の如き是なり乙國の人にして甲國に對して支拂の義務ある者通例ならば若し手形非常に高くば正金を

輸送をべけれども不換紙幣耳にては亦如何ともすべからざるを以て止むを得ず手形を買はざるべからず而して又手形の振出人は其手形を甲國に送附せれば正金を取寄せる事を得るものにて而かも正金は自國の最も貴重なる所のものなるか故に安くは手形を賣らざるべしされば買方は必要に迫られ賣方は足元を見ること云ふ有様なるを以て特爲替相場は非常に騰貴せざるを得ず正金輸送點を以て論すべからざるは輸送をへき正金なきを以て見るも明なり

其三

(三)爲替の振宛國に於て法律上正金の輸出を禁止されたる場合は恰も前述の正貨なき場合と同様爲替相場は正金輸送點より低き事あるべし何とならば手形の相場安ければとて之を振宛國に送りて正金を取寄せること能はざればなり又手形を振出したる國に於て正金の輸出禁制となれる時は外國に對せる支拂は正金を送附せる能はざるが故に高くとも手形を買はざるべからざるは猶ほ正貨なき國の人が外國に支拂の義務ある場合と一般なれば素より相場は正金輸送點以上に達せる事あるや疑なし

然れども不換紙幣耳にして正貨なき場合又は正貨輸出禁制の場合に於て爲替相

金銀の比
價變動の
る場合

場餘りに高くば外國に對する支拂義務者は手形を買はずに貨物を輸送し之を賣却したる代金を以て支拂を爲すの途あり又此反對にして手形の相場あまりに安くば其振出人は之を賣らずに外國に送附して支拂を受け其金額を以て貨物を買入れ之を内國に輸入し來りて販賣する法なきにあらざりながら是等の方法は貨物の取扱上手數と費用とを要し且市價變動の危険なきに非ざるを以て何人にも容易に行ふを得べしと云ふ者に非ず况や恰好の貨物なき場合に於てをや

第三、金貨國と銀貨國との間に一定の平價なき事は第五章に於て論じたる如くこれは金銀比價の變動より爲替相場に非常の變動を生ずるを免かれず例へば明治二十三年八月頃米國と對する我が爲替相場は百圓に付き九十二三弗なりしものが明治二十六年以後五十弗内外となれるが如きは則ち金銀比價の變動に職由せるものなり其原因を按ずるに世人の知る如く廿三年には米國に於て彼の有名なるシャーマン法即ち購銀條例の制定ありしが爲め一時銀價を騰貴せしめたりしか故に我が銀貨を溶解して金塊と交換するに當り前日に比して多量を得る勘定となれり隨て同じ百圓を以て是迄金貨七十五六弗を得たりしものも九十弗餘

を得るに至る是れ爲替相場の一時騰貴したりし所以なり之に反して明治廿六年に於て夫の印度銀貨自由鑄造廢止後銀價頓に下落したるが爲め我が銀貨を以て金塊と交換せんとせば金一銀三十二三なりさるべからざるを廿三年の金一銀十八九に比すれば大差あり即ち夫丈け我が百圓を以て彼が金弗貨幣を得る額を減少したる譯にして是れ明治廿六年以後我が百圓が五十弗内外の相場となりし所以なり

之を要するに廿三年の九十二三弗、二十六年以後の五十弗内外は輸出入其他國際支拂の多少に因るにあらず又正金輸送料の騰貴したるにも非ず其重なる原因は則ち金銀比價の變動なり精確に之を云はば我國金貨本位實行前の爲替相場は眞の爲替相場にあらずして多くは金銀相場なり眞の爲替相場は通例正金輸送料を越えて變動する事なき等なり若し金貨本位實行前の爲替相場の以て正金輸送料の範圍内にあるものとせば我が百圓が五十弗なりと云ふ相場より推せば我國と米國との間に於ける正金輸送料は百弗に付きて五十弗を要するものと云はざるを得ざるに此の如き事あるんや此故に金貨本位實行前の我が爲替相場は多く

我國金貨本位實行前の爲替相場は金銀相場に替り

金銀相場なりしを知るべし然れども生絲の輸出砂糖の輸入等純然たる爲替相場の變動を支配する原因も亦なきにあらざるを以て實際は金銀相場と云はすして爲替相場と云ひしなり

然りと雖も素と異例の相場に屬するを以て通例爲替の原理より推せば相場騰貴すへき時に實際却て下落する事あり又下落すへき場合に騰貴する事あり例へば明治廿三年には輸入の輸出に超過する事二千五百萬圓にして金貨の輸出は輸入に比して多きこと二百五十萬圓とす之を通例の爲替論より見る時は相場正に下落受取勘定すへき筈なり然るに實際は却て騰貴し高きは九十三弗に達せり之に反して明治廿四五の兩年は輸出の輸入に超過する事頗る多く正貨の我に入るもの二千五百五十萬圓とす理正に爲替相場騰貴受取勘定すへきに實際は全く反對となり下落又下落低きは六十七弗を呼へり是れ金貨本位實行前の爲替相場を異例に屬すとなす所以なり而して此く反對の結果を來す所以のものは前には輸入超過の勢力よりも銀價騰貴の勢力強く後には輸出超過の勢力よりも銀價下落の勢力強ければなり

貨幣全体に磨滅したる場合に於ける爲替相場

以上述べたる三項の外國の貨幣全體に甚しく磨滅したる時にも亦異例の爲替相場を生ずる事恰も紙幣下落して正貨に對し打歩を生じたる時の如し

第十章 爲替相場と金利との關係

内國の金利と爲替相場との關係

第八章に於て定期拂と參着拂との爲替相場の差は手形支拂地に於ける利子歩合に據りて計算するものにして我國の利子歩合は毫も關係なき事を説きたり而して是れ定期拂と參着拂との差に就きて云ふのみ大體の爲替相場は我國の利子歩合の高低與りて大に力あり本章は即ち詳に之を説かむ一口に之を云へば外國の利子歩合我國よりも高くば爲替不利となり我國の利子歩合外國より高くは爲替利となるなり例へば内國の利子歩合は六分なるに外國は一割二分なりとすれば資金を外國に運用する方正に倍の益あり此に於てか外國に送金せんと欲する者増加すと同時に外國に債權ある者は成るべく其金員を外國に置きて運用せんと欲すへし乃ち手形の需要を増し供給を減し相場を騰貴を來して終には正金を輸送するに至らん而して必しも外國に送金して之を運用せすとも定期拂手形を買入るれば内國に座ながら一割二分の利子を占め得らるゝ勘定なれば此點より説明すべし

十九圓にして此の如し若し一層下落して九十八圓五十錢とならば爲に得る所僅に五十錢尙は一層甚しく下落して九十八圓とならば毫も利する所なかるべし參着拂相場下落したりとて手形を賣却せずには百弗の正金を外國より取寄せんとするも其費用二圓以上ならば却て損失に歸せん之に反して六十日目に至り參着拂相場百圓以上とならば二圓以上の利子を得る勘定となるべしされば六十日の後參着拂相場騰貴せんとする傾向ある時には人々爭ひて六十日目拂手形を買はんとするを以て爲替相場は忽に騰貴すべけれども參着拂相場下落せんとする時には買込む者多からざるを以て相場の騰貴は緩なり假に正金輸送料を百弗に付き二圓となし輸出其他の原因にて平素參着拂相場は百弗に付き九十八圓より百二圓迄の間を變動する者とすれば同相場九十八圓近くの時に外國の利子歩合我に比して上りたる影響は同相場百二圓近くの時に於ける者に比すれば強大なりと知るべし何とならば前の場合に於ては參着拂相場既に下落の極に居るものなれば後日騰貴の傾向あり後の場合には參着拂相場騰貴の極に達せるを以て將來下落の傾向あればなり故に外國の金融引締るか我國の金融引緩むか孰れにせよ

外國の金
比例に賣
して爲替
相場騰貴
に對する
にあらす

外國の利子歩合我よりも高くなりたればとて此原因より生ずる爲替相場の騰貴の度合は其時の現狀に依りて異なるものにして必しも外國利子歩合の上りたる比例に準ずるものにあらす

外國の利子歩合が内國に比して高き時は爲替相場騰貴の傾向あること以上説明したる如しとすれば此反對に外國の利子歩合下る時は爲替相場下落すること勿論なり例へば外國は六分にして内國は一割二分とすれば外國より我國に資金を取寄せて運用する方正に倍の益なり此に於て外國の銀行に預金ある者外國の支店に遊金ある者其他外國に於て資金を有する者は争ひて之を我國に回送せんと欲し之に對して手形を振出すを以て手形の供給増加すべし之に反して我國の資本家は六分の安利率を以て外國より借入金爲さんと欲する者さへある程なれば外國に對して目下送金の必要に迫まらるゝ者の外は何人も亦外國に送金せんとする者なく隨て手形の需要は供給に比して少なきを以て相場下落するを免れす次に前例を用ひて定期拂手形の上より之を説明すべし

外國の利子歩合一割二分の時に當り九十八圓にて六十日目拂手形を買入れたる

に三十日を経過したる時前例の如く外國の利子歩合六分に下り同國に對する參着拂爲替百弗に付き百圓なりとすれば前に買入れたる六十日目拂手形を三十日目拂手形として賣却せんには外國に於ける年六分三十日間の利子五十錢を差引きたる者即ち金九十九圓五十錢となるべし之を買直の九十八圓に比すれば百圓の手形に對して三十日間に一圓五十錢を得る勘定となるなり然るに若し同手形を六十日の後に至りて參着拂手形として百圓に賣却すれば二圓の益を得るに過ぎず三十日にして一圓五十錢を得ると六十日にして二圓を得るとは損得の上に甚しき差あり而して又六十日の後に至りて必ず參着拂手形を百圓にて賣却するを得べしとも限らず寧ろ前段説明したる如く下落の傾向あり果して百圓以下とならば初に豫期したる二圓だも益すること能はざらん之を思へば早く三十日目拂手形として賣却するに若かず一日遅ければ一日丈け相場下落して利益を減殺するの恐あり此に於てか定期拂手形を賣らんとする者多く顯れて競争を惹起すべし即ち甲者三十日目拂手形を九十九圓五十錢に賣らんとすれば乙者九十九圓三十錢にて賣らんと競はん何とならば素と乙者も甲者と均しく九十九圓にて手

外國の金
下れば
定期拂
替相場
爲替
相場
下る

形を買ひたる者とすれば九十九圓三十錢に賣りても尙ほ三十日間にして一圓三十錢の益あり之を六十日の後に百圓若くは百圓以下に賣るに比すれば利多ければなり畢竟三十日目拂手形を九十九圓以上に賣れば十錢にても二十錢にても豫算外の利なるを以て互に競争して相場を下落せしむる傾向あり此くして九十九圓にて賣る事となれば恰かも六十日の後に百圓に賣りたると均しき利を得る割合となるなり此故を以て競争次第にて三十日目拂相場は九十九圓迄は下落すべし三十日目拂相場九十九圓とならば參着拂相場は之に對する外國利子歩合年六分三十日間の利子五十錢を加へたるもの即ち九十九圓五十錢となるなり要するに我國の金融引締るか外國の金融引緩むか孰れにせよ我國の利子歩合外國に比して高くば爲替相場下落するの傾向あり而して其下落の度は必しも彼我利子歩合の差と數理的比例を有するものにあらず將來相場騰貴の傾向ある時と將來相場騰貴の見込なきか或は一層下落すべき傾向ある時とは下落の度に差なき能はざるなり

然り而して將來の爲替相場の變動は何に因りて生すべき乎輸出多くば相場下落

爲替相場
は内國の
現狀に依
りて支配
されり

すべく輸入多くば相場騰貴すべしと雖も是のみ爲替相場變動の原因にあらざるは讀者の熟知する所ならん諸原因中將來の金融の緩縮利子歩合の高低亦相場を支配する一因たらずんばあらずされば外國の利子歩合一時我より高くとも我國の利子歩合も亦日ならずして一層上らんとするの傾向あらば爲替相場は差のみ騰貴せざるべし又我國の利子歩合外國より一時高くとも近く再び下るべき見込あらば爲替相場の下落は案外多からざるべし若し夫れ恐惶將來に來らんとする場合に在りては爲替相場の下落は非常にして終に或は正金輸送點以下に至らんこと第九章に於て説きたる如し此く論し來れば金利の上より生ずる爲替相場の變動は内外金利の差と數理的比例を有するにあらずして内外金融市場の現狀及將來の見込に據りて左右さるゝものと知るべし

儲て又外國の利子歩合我國よりも高くば爲替相場騰貴するの傾向ありと雖も外國に對する信用薄く其手形果して支拂はるゝや否や氣遣はしき程のものならば假令外國の利子歩合高くとも之が爲に爲替相場を騰貴する事あらざるべし今一例を擧げて之を示せば英佛二國は僅かに一葦帶水を隔て、交通の便能く備り資金

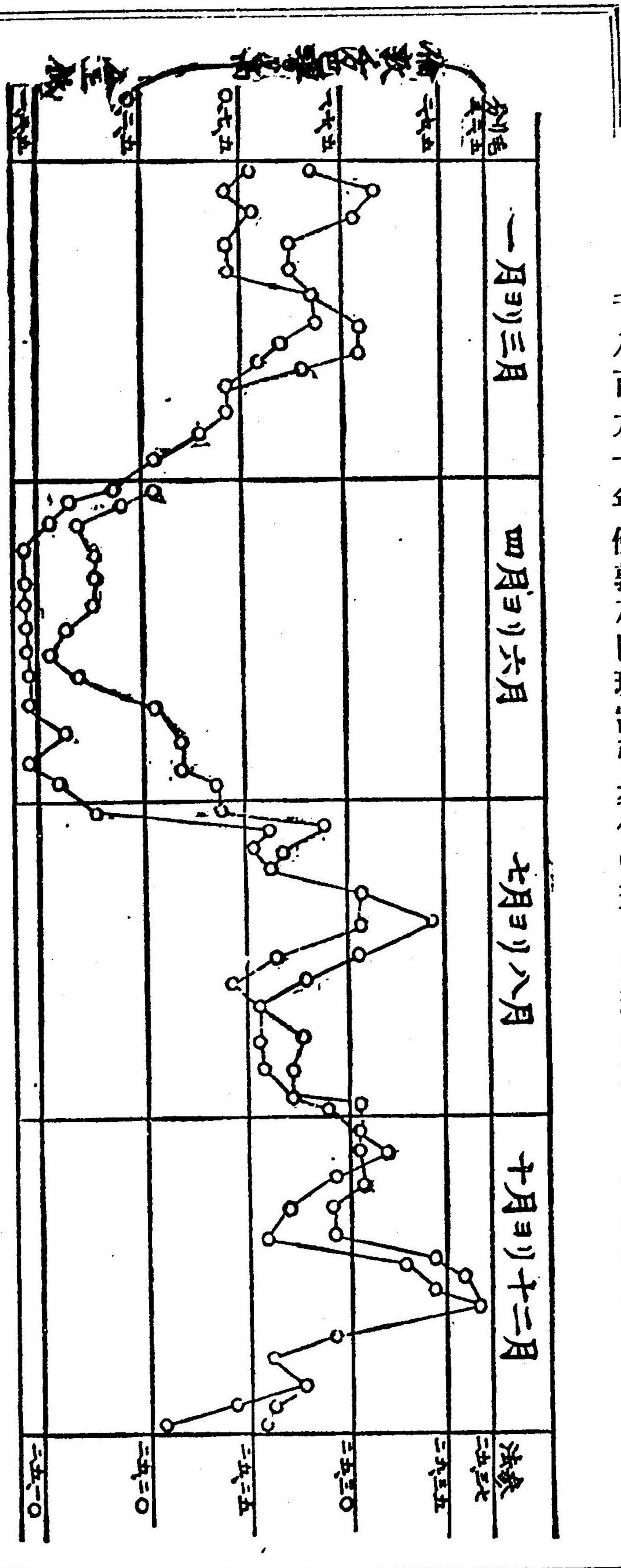
外國の金
高き相
場と爲
替相場
との差
を以て
調和し
る

の融通自在なる國柄にして一方の金利上れば他方より資金を輸送し常に金融を調和し合へるは世人の知る所なるに千八百六十六年英國に於て大恐慌起りし時倫敦の利子歩合は巴黎に比して六分の上に登れり誠に稀有の差なれば英國宛爲替相場は佛國に於ては非常の騰貴をなすべき等なりしに實際は全く反對にして常よりは少しく下落したり而して其原因を按ずるに當時英蘭銀行は其發行に係る兌換券の引換を停止し上等の倫敦手形に對して一割と云ふ如き非常の高利にあらざるば割引せずと定めしが故に佛人は之を見て英國經濟の現狀は非常なるものにして是迄は大に信用を置きたる商工等も盡く倒産すべしと推斷し斯かる國に宛て、振出されたる手形は果して期日に至りて支拂はるゝや否や危険頗る大なるが故に利子低くとも安全なる内國の手形を割引するに若かずとて高利なるにも拘はらず英國宛手形を買ふを欲せず隨て英國宛爲替相場は騰貴せざりしなり

右は素より非常の場合なれども通常の場合に於て英佛二國の如き互に資金の融通を爲す國柄にありては甲國に於ける利子歩合高ければ乙國に於ける爲替相場

騰貴し甲國に於ける同歩合低ければ乙國に於ける同相場下落するを例とす今實際の参考に供せんが爲めシレーア氏の作りたる一表を左に示さん
讀者之に依りて爲替相場と金利との關係を察すべし

千八百九十年倫敦及巴理割引歩合の差と巴理に於ける倫敦宛爲替相場との關係



表中……は倫敦巴理割引歩合の差の高低を示し——は巴理に於ける倫敦宛參着拂爲替一磅に對する相場の高低を示す

金利と爲替相場との關係は前表の如しと雖も是れ英佛其他歐米諸國の如き金融共通の國に於て行はるゝのみ日本と歐米諸國との間の如きは其距離甚だ遠く事情未だ能く通せず信用の事充分行はれざる所あるを以て未だ内外金利の差と爲替相場と相關聯する實況を見ることを得ず然りと雖も新條約實施され交通頻繁を加へ互に事情を熟知して共に資金の融通を爲す場合に至らば日本の利子歩合と歐米諸國の利子歩合との差は漸く爲替相場に影響を及ぼすに至らん

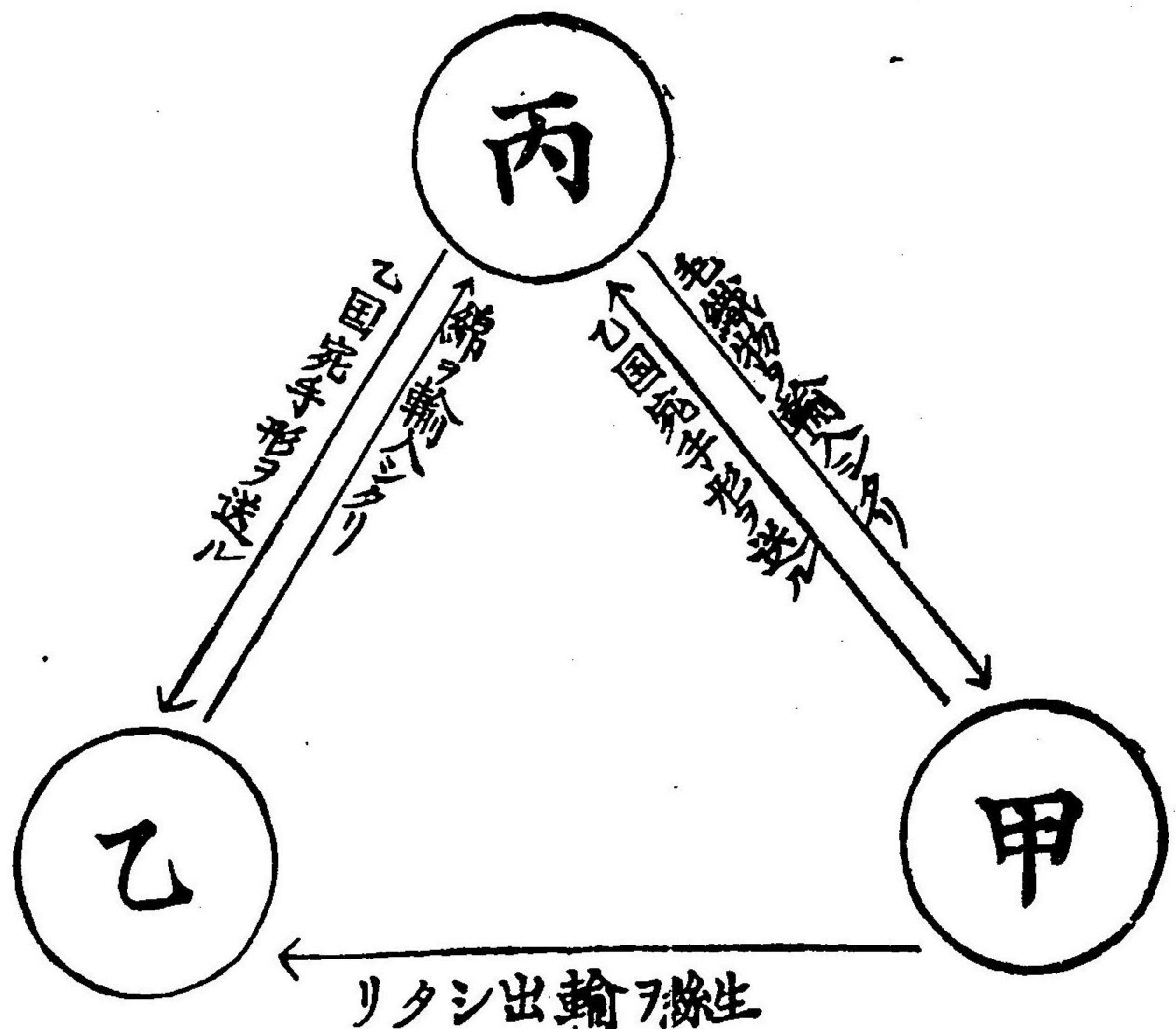
第十一章 間接爲替裁定爲替

單純に之を云へば外國爲替は素と甲乙二國間の取引なれども實際に之を見る時は一國にして數國と通商互市を開くこと常なるが故に外國爲替も亦必しも直接に一外國に對してのみ起るとは限らず例へば甲國より乙國に對する爲替にして丙國を経て間接に取引を爲すの類決して珍しとせず而して間接爲替起る所以のもの或は止むを得ざるに出るあり或は差益あるに因るあり例により圖を以て之を説明せん例へば第三十一圖の如く甲國は乙國に對して送金する義務者なしとすればも乙國より輸入したる物なく又別に乙國に對して送金する義務者なしとすれば甲國に於ては乙國宛手形を需要する者あらざるべし故に止むなくんば甲國の生絲輸出商は直接に乙國より正金を取寄せざるを得ず然るに幸丙國は乙國より綿を輸入し之に對して支拂を要する折から甲國は丙國より輸入したる毛織物の代價を送附せざるを得ざるを以て之に向ひて乙國に輸出したる生絲に對する手形を供すれば甲國の毛織物輸入商は此手形を以て丙國に送附し丙國の麻輸入商は

間接爲替の起る原因に三種類あり

止むを得ざる間接爲替

(圖一十三第)



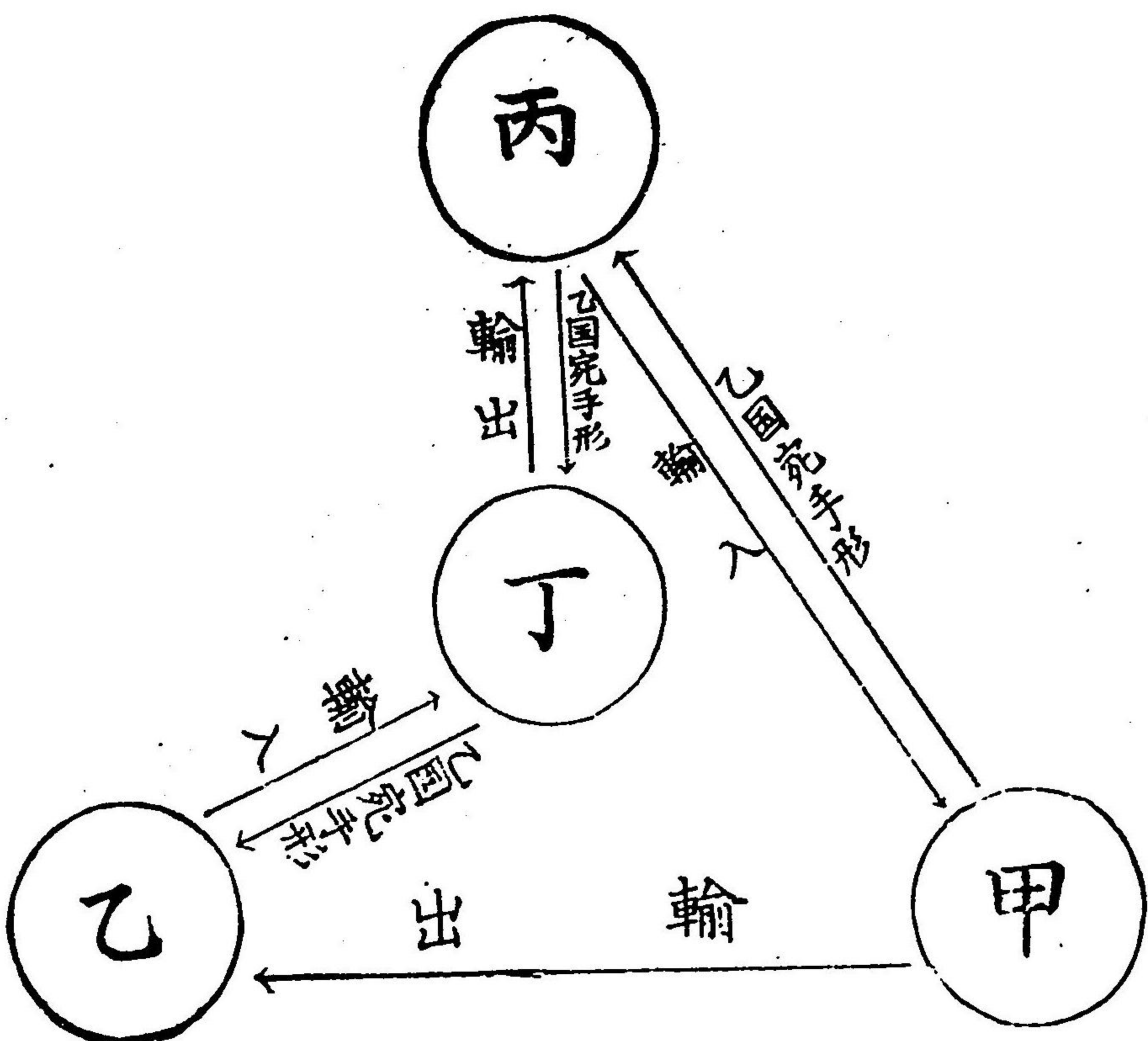
又其手形を以て乙國に對する支拂に供し三國共に正金を動かさずして互に代價の受拂を結了するを得べし是れ豈に便利ならずや

又右の場合の反對にて乙國に於て甲國に送金せんと欲する者ありとする時は甲國宛手形なきを以て甲國に向ひて直接に支拂をなさんには正金を送附せざるを得ずと雖も丙國と甲國との關係圖の如くして而かも乙國は丙國に對して債權者の地位に在るか故に此債權に對して手形を振出し之を以て甲國に送附せば可なり

更に進みて一層混み入りたる場合を

あり而して前例と異り丙國と乙國との間に直接の取引なしとする時は前例の如く甲國の輸出商は間接に丙國を利用して乙國に對する手形を振出すこと能はず然るに丁國なるものありて乙丙二國と取引すること圖の如しとすれば甲國の輸出商は間接に丁國を経て乙國に對する手形を振出し之を以て丙國に送附し丙國は此手形を以て丁國に對する支拂に供し丁國亦此手形を以て乙國より輸入したる物品の支拂に宛つれば四ヶ國共に正金を輸送せずして事濟むなり亦之を乙國より甲國に向ひて支拂を爲す場合に就きて説

(圖二十三第)



向ひて支拂を爲す場合に就きて説

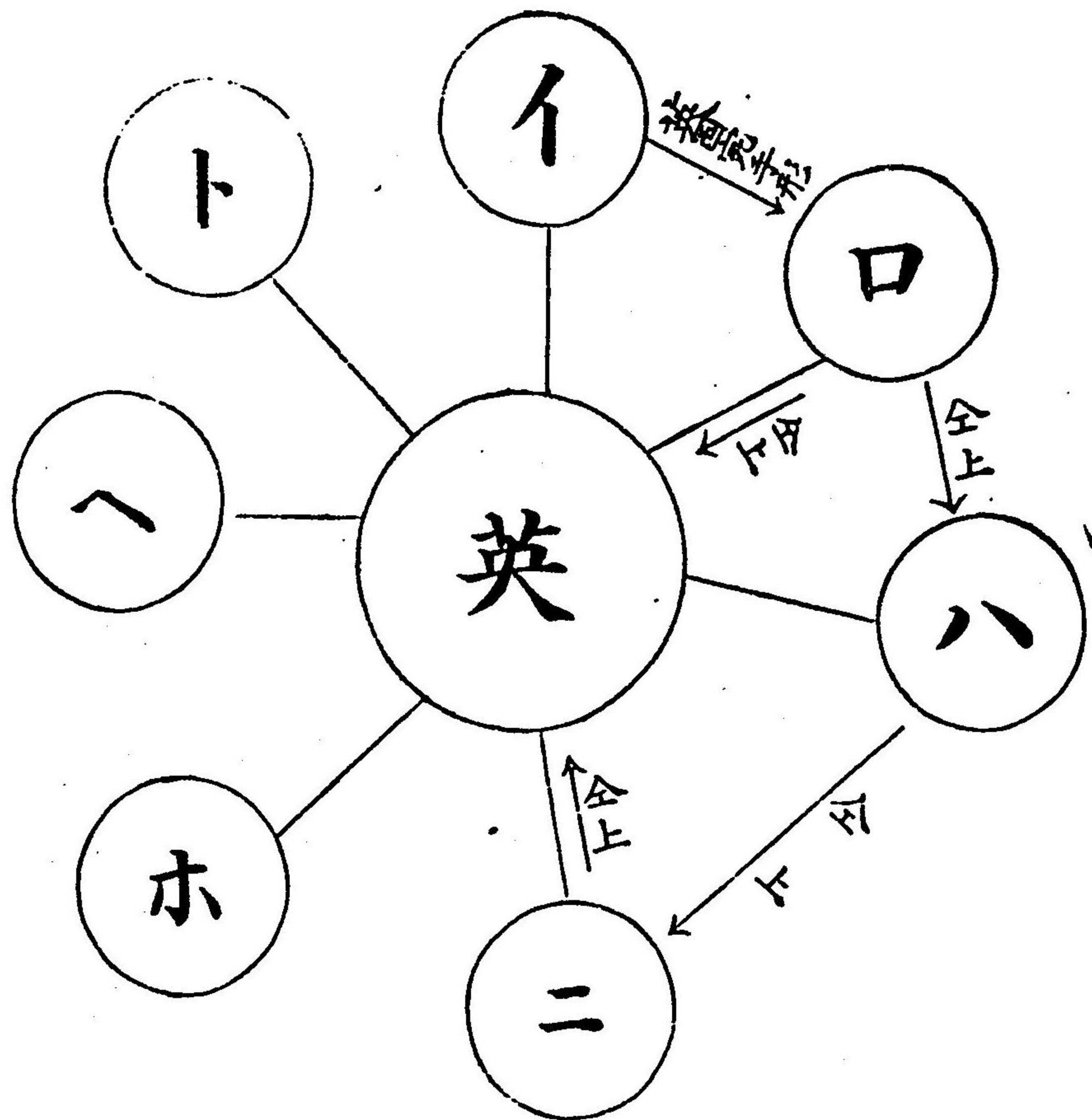
其二

其三

けば乙國は丙國に取引なきを以て丁國宛手形を甲國に送附すれば可なり何となれば甲國は之を丙國に送附し丙國は之を以て丁國に支拂ふの便あればなり唯夫れ甲國獨り乙國に輸出して乙國より輸入せざる場合のみ前例の如き間接爲替起るにあらず甲國は乙國に百萬圓の輸出を爲し同時に乙國より十萬圓の輸入を爲したる時の如く輸出入の不平均甚しき場合には乙國に對する輸出の超過したる丈けは間接爲替と爲す事あり日本は米國に輸出する額常に輸入の額に超過し同時に英國より輸入する額常に輸出の額に超過するが故に米國より受取るべきものを以て英國の支拂に振向くるが如き即ち此類なり

前述の如くなるが故に間接爲替の中間に立つべき國は諸國と取引なかるべからず其取引多ければ多きほど間接爲替の仲立となる事多く隨て同國に宛てたる手形は諸國に於て賣れ口よきものとす夫の英國は世界商工の中心にしてよく諸國に向ひて貨物を輸出し又資金の貸出を爲すこと夥しきを以て宇内英國に對して支拂の義務なき國なしと云ふも過言ならざるなり諸國皆英國に對して支拂の必要ありとすれば英國宛手形は至る所に需要多き亦宜ならずや此に於てか例へば

日本の商人が荷物を米國に輸出しながら其荷物に對する手形は米國の某商勘定

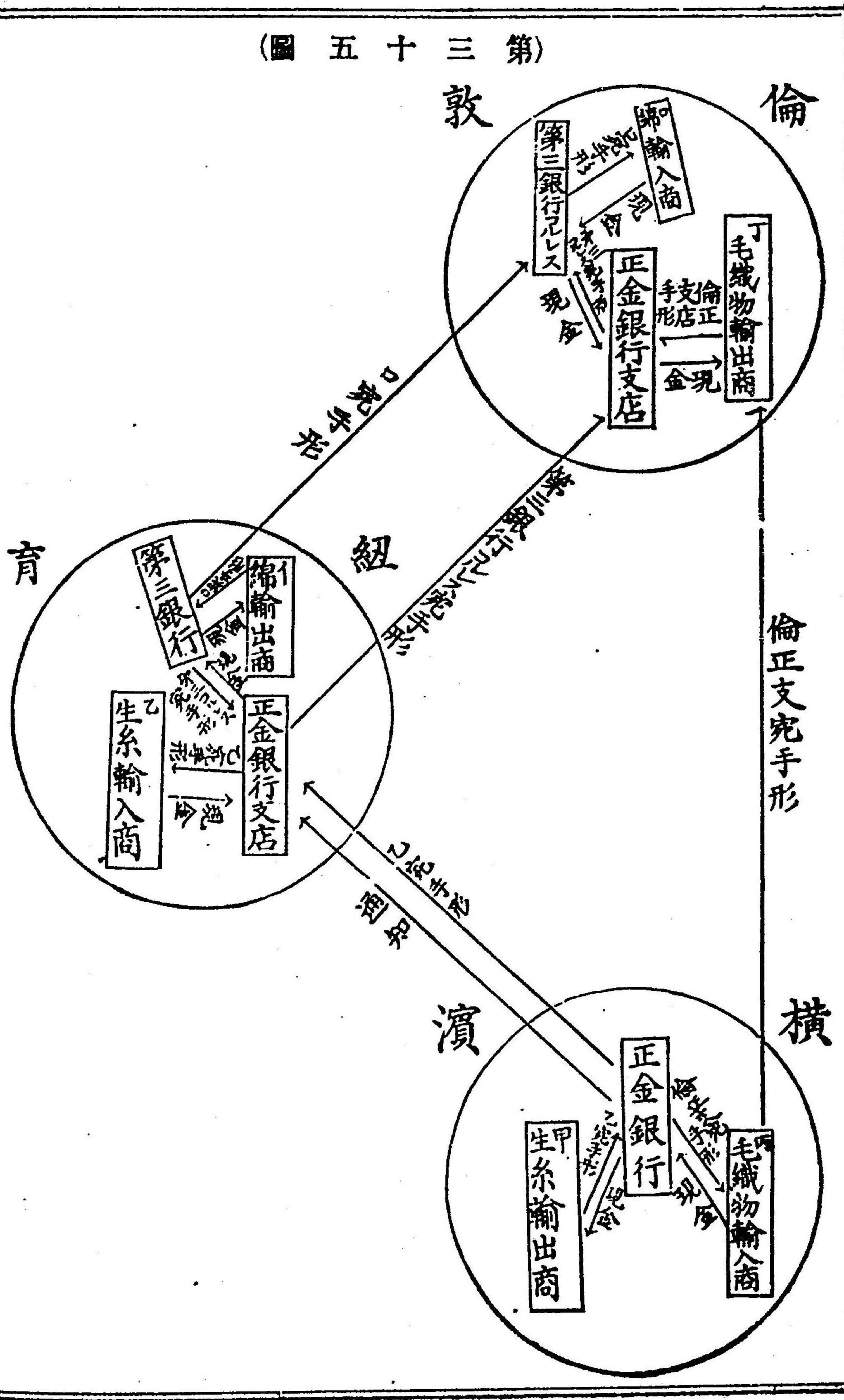


(圖三十三第)

として倫敦に宛て、振出すが如き手段を採る者少からず或は又手形を米國某商に宛て振出しながら手形面には倫敦某銀行に於て金額を支拂ふべき旨を明記したるもありとす今圖に依りて此理を説かんに第三十三圖の如くイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、トの諸國皆中心たる英國とは常に取引絶ゆる事なしとすればイ國がロ國に對して支拂を爲すに英國宛手形を以て送附すればロ國は之を以て英國に

英國宛手形の賣手
由宜き買手

對する支拂を爲すの用に使用すべし或は又ロ國がハ國に對して支拂を爲すべき必要ありながら而かも直接にはハ國宛手形を振出す便なき時は前にイ國より受取りたる英國宛手形を轉送すべしハ國亦英國と取引あるを以て此手形は異儀なく受取るべし而してハ國若しニ國に對して支拂を爲すべき義務あらば此手形を以て其用に充つればニ國も亦之を受くるに不都合なし何とならば是も亦英國に對して支拂を爲すべき必要あればなり此理あるが故に現今我國より魯、獨、蘭、奧、白等の地に向けて送金せんとするにも倫敦の橫濱正金銀行支店宛手形を以てするを得るなり此に於てか今日英國宛手形は諸國に於て賣れ口よく此手形の流通盛なるを見る而して此手形の多數は英國が仲立となり他國に代りて引受支拂を爲すものにして英國自らが文拂の義務あるものにあらず是等多數の手形に對しては英國は其支拂の義務ある諸國より金員を受取る権利あり此權利と英國が多少諸國に向ひて支拂を爲すべき義務とを差引くもの及諸國が互に英國を仲に置き以て受拂をなすべき權利義務を相殺するもの即ち倫敦が世界の手形交換所たる所以なり



間接爲替
實際取引
の一斑

し以て諸國に對する貸借の差引を整理す
 今一々之を説明せんには繁雜冗長に失するの嫌あるを以て我國が米國に輸出す
 る生絲に對して得る所の金額を英國より輸入する物品の支拂に向くる實況を示
 し以て讀者をして銀行が中間の機關となりて取引を整理する手續の一斑を知ら
 しめん第三十五圖の如く横濱の生絲輸出商甲なる者例へば同仲會社紐育の生絲
 輸入商乙なる者例へば同仲會社支店に二十五萬弗の生絲を送附し之に對して乙
 宛二十五萬弗手形を振出し之を所謂荷爲替として正金銀行に賣り正金銀行は之
 を紐育の同支店に送りて其取立をなさしむ同支店は此手形を乙に出して引受を
 爲さしめ期日に二十五萬弗を受取るものとす然るに横濱の丙なる者五萬磅の毛
 織物を英國の丁より輸入し之に對して支拂を爲さんが爲に正金銀行より五萬磅
 の手形を買入る此手形は倫敦に在る正金銀行支店に宛たるものなれば同支店は
 丁より此手形を呈示さるれば其支拂を爲さざるべからず然るに我國は英國に輸
 出する物少なく隨て英國に於て直に取立つべき金員少なきを以て同支店の有金
 は僅少にして五萬磅の爲替資金なし此に於て横濱の本店は紐育の支店に通知し

て曩に乙より取立てたる二十五萬弗を倫敦に送附せしむ而して紐育支店は向地の第三銀行より例へば一磅に付き五弗として二十五萬弗を出して五萬磅の倫敦手形を記入るべし此手形は第三銀行のホルレスボウデン社に宛たるものにして第三銀行は此手形の爲替資金として前に紐育の綿輸出商より振出したる倫敦綿輸入商宛五萬磅手形を其ホルレスボウデン社に送附し置きたり向ホルレスボウデン社はより五萬磅を取立て之を以て倫敦正金銀行支店より呈示さるべき五萬磅の手形を支拂ふなり倫敦正金銀行支店は此現金を得て丁より呈示さるべき本店振出しの手形を支拂ふものとす右の次第なるが故に紐育の正金銀行支店は常に倫敦支店に廻金するものにして其廻金したる丈は正金銀行本店に於て丙の如き英國に對する債務者に手形を賣渡して現金を領收す而して此の領收したる資金を以て甲の如き米國に對する權利者より又手形を記入るべき以上は最初に示したる第三十一圖の取引を實地に顯はしたるものにして其他如何に混入りても皆之に準じて手續を爲すものと知るべし尤も第三十五圖に於て説きたる處にては日本の丙が能く正金銀行本店の手形を丁に送りて毛織物の代

正金銀行の
間接爲替
に於ては
利息の起
るに由り
起る

價を支拂ふものとしねれども實際は第十四章に於て説明する如き信用狀に對して丁が手形を擬出して之を倫敦の正金銀行支店に出し以て代金の支拂を受ける方法もあり此場合も亦同支店は五萬磅の資金を要するを以て其代金は紐育の支店より受取らざるべからざることを前に説明したるが如し右に説きたるは我國が英國に對する輸入超過額と米國に對する輸出超過額と恰當したる場合なれども若し我國が英國より輸入するもの更に多し之に對する支拂の爲め正金銀行本店が倫敦支店宛手形を賣出したる額八萬磅にして米國より廻金するを得べき額五萬磅に過ぎざる時は差引三萬磅の正金を支店より支店に送りざるべからず之を爲せば費用少からざるを以て止むを得ざる迄は他の手段を探らざるべからず即ち佛國獨逸國其他に宛てたる手形を記入れ之を佛獨等に在る正金銀行の支店又はホルレスボウデン社に送附して其取立をなさしめ其代金を以て英國宛手形を記入して同支店ホルレスボウデン社より三萬磅に相當する丈は倫敦の正金銀行支店に送附せしむべしされば我國に於て英國宛爲替不利となると同時に佛獨等に宛てたる爲替も亦不利となつ而して佛獨等に於ても亦英國宛爲替不利なる譯

なり是れ歐州大陸に於て英國宛爲替相場騰貴する時は之に連れて諸國の爲替相場亦騰貴する所以なり總じて正金の輸送は間接爲替を利用し盡したる後止むを得ずして起るものと知るべし

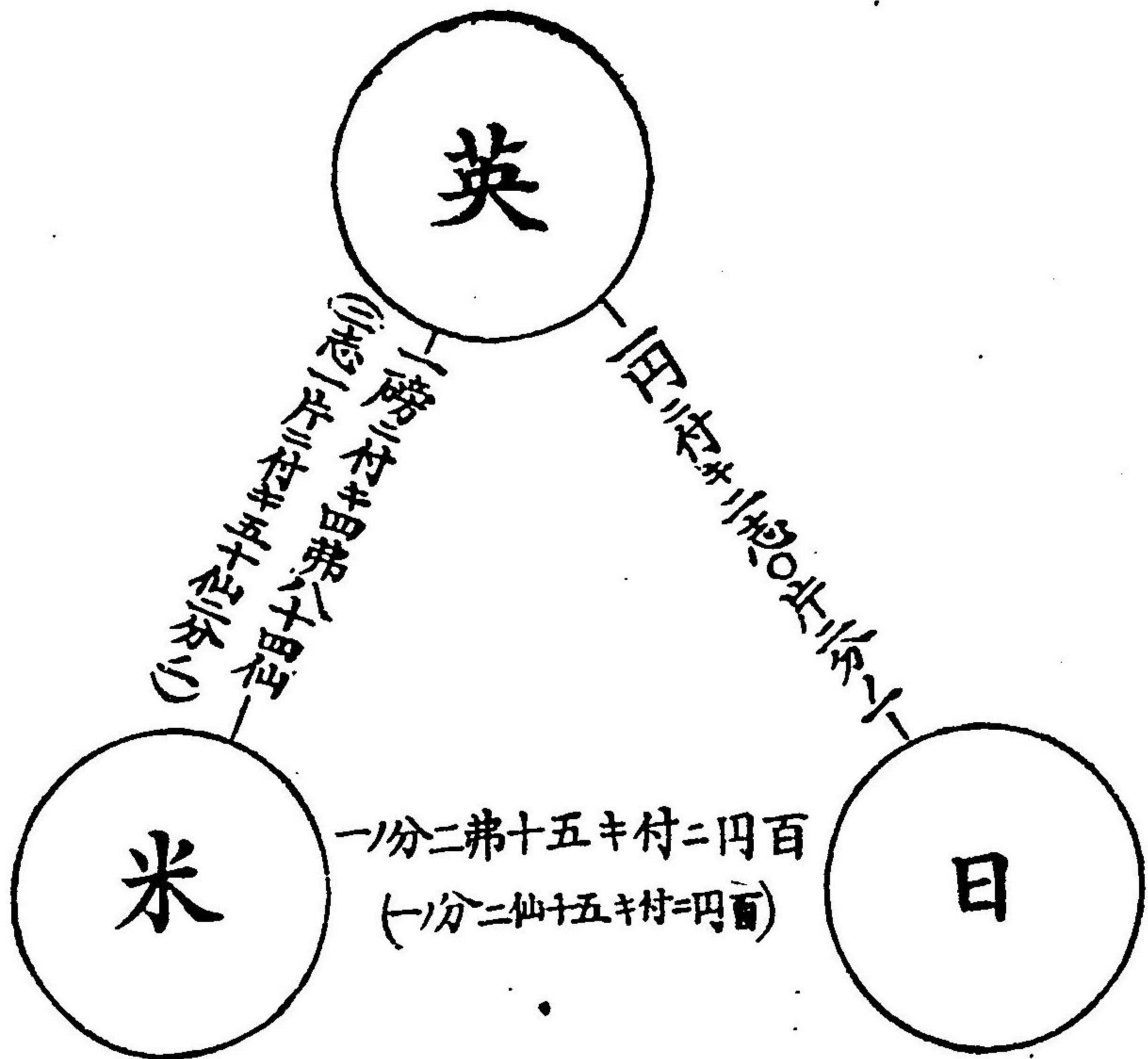
間接爲替の起るは唯直接の取引なきか或は爲替資金不足なるが故に止むを得ざるに出る耳にあらず相場違を計算して利ある方の手形を買ひて間接に送金をなす事あり此く間接に組みたる爲替相場を裁定相場と云ふ而して裁定に單一と重復との二種あり先づ單一裁定相場より説かん例へば第三十六圖に示す如く日本より英國に送金せんとするに當り日英間の參着拂爲替相場一圓に付き二志〇片二分の一日米間の同相場百圓に付き五十弗二分の一なるに英米間は同相場一磅に付き四弗八十四仙なりとする時は米國宛手形を買ひて米國に送り更に米國より英國宛手形を買ひて英國に送金する方百圓に付き四志二片餘の差益あり即ち之を算するに米英間爲替一磅に付き四弗八十四仙なれば同國間の爲替二志一片強に付き五十仙二分の一となる然るに日英間爲替二志〇片二分の一は一圓に相當し日米間の爲替一圓は五十仙二分の一に相當す故に一圓を以て米國宛手形五

相場の比
較より生
ずる間接
爲替

單一裁定

重複載列

(圖六十三第)



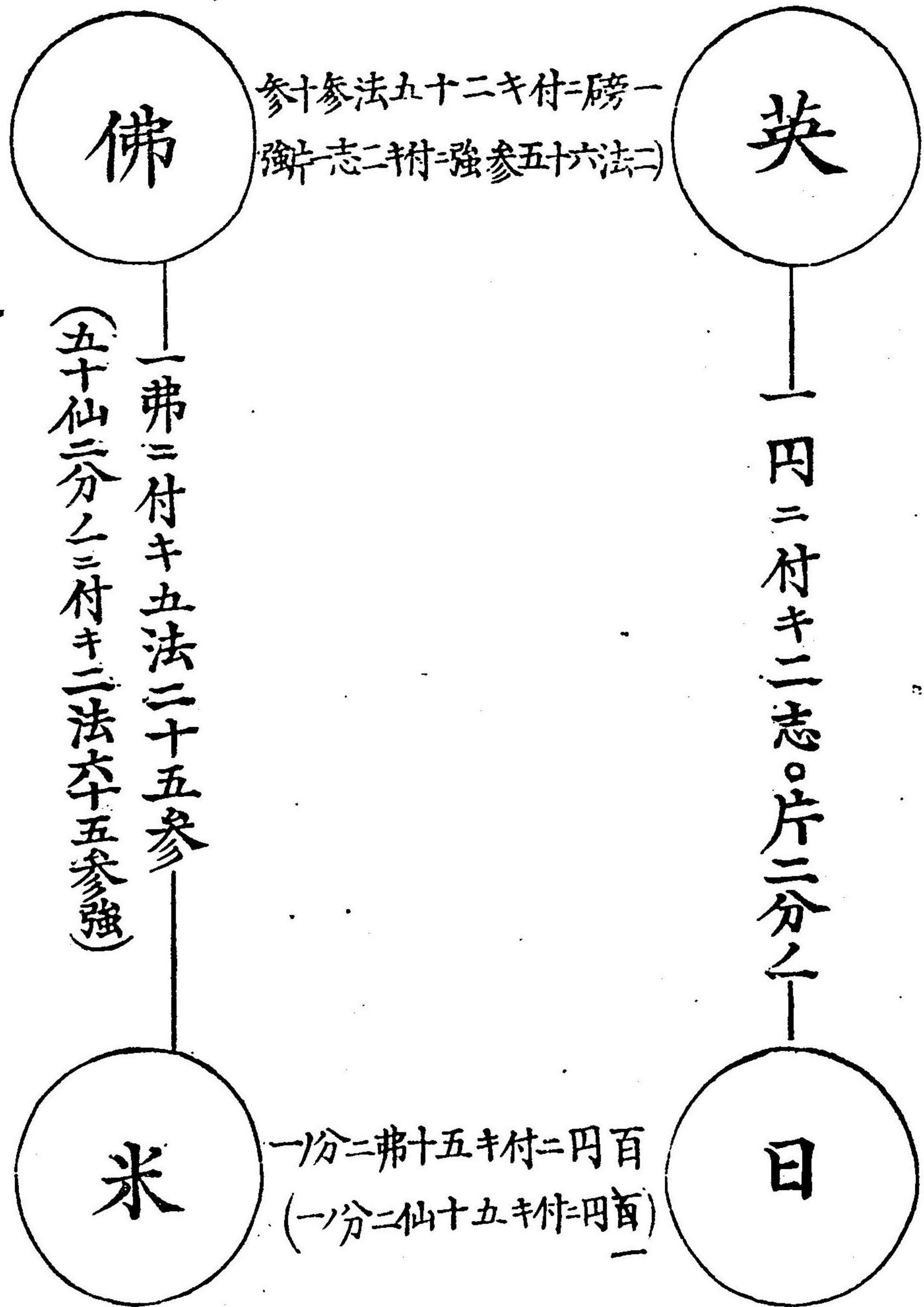
十仙二分の一を買ひ之を米國に送れば同國に於て英國宛手形二志一片強を買ふ

ひて送付するを得るのみ然るに英國宛手形を五十弗二分の一丈け前例の

英米間の爲替相場にて買はば十磅八志四片を得べし此英國宛手形と其儘日本に送りて賣らしむれば百〇二圓〇四錢餘となる勘定にて之を日本宛百圓手形を送くるに比すれば二圓〇四錢餘の益あり是れ英國宛手形を往々日本に送付し來る事ある所以にして又實に英國宛手形か諸國へ送金用として送付さるゝ所以なりとす

次に重複裁定相場とは例へば英國に送金せんに數ヶ國を經過する類を云ふ例へば第三十七圖の如く日英間の爲替相場は前例の通りなるに米佛間の參着拂爲替相場は一弗に付き五法二十五參佛英間は同相場一磅に付き二十五法三十參なりとすれば日本は宜しく先づ米國に送金し米國より佛國に送金し佛國より英國に送金すべし何とならば最初一圓を出して五十仙二分の一の米國宛手形を買ひて米國に送れば同國に於ては之を以て二法六十五參強の佛國宛手形を買ふを得べし而して此手形を佛國に送れば同國に於ては之を以て二志一片強の英國宛手形を買入れ直に之を英國に送附し得べければなり此くすれば則ち最初一圓を出して終に二志一片強を英國に送金したる事となる是れ恰も一圓に付き半片強の益

(圖 七 十 三 第)



なり

以上二種の間接爲替に依れば一圓に付き半片強の益ありと雖も是は大体の計算を示したるに過ぎず細に考ふれば中間に於ける爲替相場の変動手形郵送の日數に對する利子手形賣買に付き仲買人に支拂ふ日錢其他雜費をも算入せざるべからず例へば第三十六圖の場合に於て日本より米國に手形を送る時例へば一月一日(米英間の相場は一磅に付き四弗八十四仙なれども愈々此手形米國に達したる時例へば一月廿二日米英間の相場上らずとも云ひがたし若し大に騰貴せば間接爲替の差益なからん尤も相場の下る事もあるべければ斯かる折には豫算以上の益を得べし次に又第三十七圖の場合に就きて見れば日本より英國に直接に手形を送れば四十二日にして足るべきに米國を經佛國を過れば五十日を要すとすれば英國に於て實際金員を受取る期日に八日間の差あり此日數の利子丈けは間接爲替の益より差引かざるを得ず且つ又米國に於て佛國宛手形を買ひ佛國に於て英國宛手形を買ふにも若干の口錢を支拂ふものとすれば是亦差引くべきものなり此他迂回したる爲に要する郵便料は勿論國に依りては手形に印紙を貼用する

裁定爲替に要する費用

直接爲替の裁定

を以て其税金及中間國に在りて以上の手續を爲す者に支拂ふ手数料も亦差引かざるべからず是等の費用は中間の國多ければ多き丈け嵩むものなり此く算し來れば間接爲替の益は案外少なきものとなるべし就中日本と歐米諸國との間の如き手形の回送に長日月を要する場合に在りては此日數中に生ずる中間國の爲替相場の變動は随分危険なるものと云ふべし此故に唯諸國に對する爲替相場を比較しては一日間接爲替少しく益ある場合にては實際其取組を爲すものなき場合少なしとせず

爲替裁定と云ふ事は間接に爲替を組む場合耳に限らず二國直接の爲替にては兩國に於ける相互の爲替相場を比較して我より彼に宛て、手形を振出すか彼より我に送金せしむるか孰れか利ある方を取る場合にも用ふる法なり例へば日本に於ては米國參着拂爲替相場百圓に付き四十九弗二分の一なるに米國に於ては日本に對する同相場百圓に付き五十弗二分の一なりとする時は米國に送金せんには日本より手形を買ひて送附せず米國に於て日本宛手形を振出す方一弗の益あり又米國に在る金員を日本に取寄せんには日本に於て米國宛手形を振出方米國

より手形を日本に送るよりも一弗の益あり右の理由を示せば日本の甲者百圓を出して四十九弗二分の一の手形を買ひ之を米國の乙者に送れば乙者は四十九弗二分の一を受取るに過ぎず然るに若し乙者米國に於て甲者宛百圓手形を振出し之を賣らば同國の相場にて五十弗二分の一を得べし而して甲者は此手形を呈示されたる時百圓を支拂へば可なり是れ恰も甲者百圓を出して乙者五十弗二分の一を得る計算ならずや故に甲者米國に送金せんには乙者をして手形を振出さしむるに若かず次に甲者米國の乙者に命じて若干の金員を日本に送らしむるに日本宛手形を以てせしむれば五十弗二分の一を出して百圓手形を買はざるべからず然るに甲者米國の乙者宛四十九弗三分の一手形を振出して之を日本の相場百圓にて賣らば甲者は百圓の現金を取寄せたる勘定となるなり而して此手形米國に至れば乙者四十九弗二分の一を支拂ふのみ即ち乙者は四十九弗二分の一を出して甲者百圓を得たる譯にて是亦一弗の差ならずや

右の場合に反して日本は五十弗二分の一米國は四十九弗二分の一と云ふ場合には甲者は米國宛手形を買ひて乙者に送附し又乙者は日本宛手形を買ひて甲者に

送附するを可とす

右の如く兩國直接の爲替にても相場次第にて我より手形を振出して賣却する方彼より送金を待つに比して利ありとすれば之を第三十六圖の場合に應用して考ふるに日本より間接に英國に送金するに先づ手形を米國に送り同時に此事を英國に通知して英國より米國に對して手形を振出して賣らしむる方一層益ある事あるべく又第三十七圖の場合に於ても佛國より米國に對して手形を振出して之を賣り其金員に對して亦英國より佛國宛手形を振出して賣る方更に益多き事あるべし實は此くする方手数料少なきを以て實際に於て多く行はるゝものとす是迄で説きたる處にては重に二國間送金の必要ある場合に於ける爲替の比較裁定を述べたれ共裁定は必しも送金の必要ある場合にのみ起るにはあらず此差益を以て一種の營利となす徒あり外國爲替専門の銀行或は仲買人の如きは此種の業に明るきを以て計算上利益だにあらば躊躇せずして實行するものとす之を第三十六圖の場合に就きて見るに米國を経て間接に英國に送りたる二志一片強に對して日本に於て一圓に付き二志〇片二分の一の相場を以て英國宛手形を振出

營利的爲替の裁定

して賣却せば一圓に付き二錢の差益を得べし即ち二分の利益となるなり之を第三十七圖の場合に常嵌めて見るも同様なり或は又二國直接の爲替にても前例の如く米國は日本に對して五十弗二分一日本は米國に對して四十九弗二分の一なる時は米國の乙者其組合なる日本の甲者に宛て百圓の手形を振出して五十弗二分の一に賣却し日本の甲者は此手形の支拂に供する爲に米國の乙者に宛て、四十九弗二分の一の手形を振出して百圓に賣却すべし斯くして乙者は此手形に向ひて四十九弗二分の一を支拂へば前に得たる五十弗二分の一に比して一弗の差あり若し此益を日本の甲者に於て得んとならば乙者宛五十弗二分の一の手形を振出して百二圓二錢に賣るも可なりさすれば甲者は一方には乙者振出の手形百圓を支拂ひ一方には乙者宛手形を賣りて百二圓二錢を得る勘定にて差引二分の益なり而して此種の裁定も亦之が爲に要する危険諸費用等を算入すべきこと勿論なれば少々の相場之差違ありたればとて漫に裁定を爲すものにあらす是れ最も思はざるべからざる點なり

直接と間接とに論なく苟も爲替相場に裁定上諸費用を差引きて利益ある程差違

裁定爲替の効

生する時は忽に割の安き手形は需要増加し割の高き手形は需要減少するが故に競争の局終に自他相平均するに至る假令全く均一に至らずとも甚しき差は消滅すべし之を以て裁定爲替は諸相場の甚しき不平均を調和するの効ありとす

第十一章 爲替相場の変動及回復

爲替相場の高低は正金輸送點の範圍内に於て爲替手形の需要供給の多少に職由し而して爲替手形の需要供給は第四章に於て説きたる原因に因りて生ずるとすれば此原因だに調査すれば相場の高低は豫知するを得べきが如しと雖も實際に就きて之を考ふる時は複雑なる諸原因の混合したる結果によりて相場變動するものなれば一の原因を調査して他の原因に及ばず他の原因を調査して又他の原因に及ばずんば實際に於て何の効もなし而して一原因だに充分の調査を爲すこと容易ならざる者あり況んや又第九章に於て説きたる如き異例の場合あるに於てをや例へば現今我國の支那香港等に對する爲替相場の如き金銀の比價變動すれば隨て變動するを常とすれども何人ぞ雖も今日に在りて確に明日の金銀の比價を知るものあらざるべし之を知らざれば明日の爲替相場は豫知すること叶はば好し又金銀の比價を知り得たりとするも爲替相場は之のみが原因にて變動すとも限らず現に銀價安くなりて爲替相場變らざる事あるにあらざるは是に由りて之

將來の爲替相場を知るの困難

を觀れば學理上より抽象的に爲替相場變動の原因を列擧するは難からずと雖も實際に於て明日の相場を知るは容易ならずと云ふへし若し夫れ過去の爲替相場を捕へて其原因如何を調査するが如きは是れたゞ爲替相場の歴史に過ぎずして未來の相場を豫知する所以にあらざる此に於てか學者の豫言往々當らずして無學の商人却てよく相場の変動を豫知する事あり夫れ然り然らば即ち學問は無益にして此書亦不用に屬すべき乎曰く否理を講ずるの才と之を應用するの才とは必しも同一にあらざれども而かも理を講ずる方法にして成るべく實際に近くすれば亦應用の才を養生するに裨益なしとせず前に諸原因を列擧しながら實際に於て明日の相場を豫知する効なきものゝ如くに説きたるは是れ讀者が學理の一斑を伺ひて抽象的に之を實際に應用せんとする早計輕舉に陥らん事を戒め且つ爲替相場の変動は實に活潑敏捷なる事を示さんが爲め耳素とより輸出多くして輸入少なく他に重立ちて外國に支拂ふべきものなき時の如きは爲替の我に利となること豫知し難きにあらざれば歐米の銀行中外國爲替を取扱ふ店に於ては常に諸方より電報を受けて外國爲替に關する事項は輸出入の多少株券の相場外國

諸原因を調査するの必要

金利の歩合等細大漏らさず調査して爲替相場の變動を豫知するの資に供するなり未だ第四章に列擧したる諸原因を調査するは爲替相場の變動を豫知する所以ならずと云ふこと能はず讀者乞ふ熟慮勘考して自得する所あれ

需要増加すれば物價騰貴し物價騰貴すれば需要減少し供給増加するを以て物價又下落し一上一下譬へば猶は波の如く物價は常に變動して止まざるも常に水平線に復せんとするの傾向ありとは是れ需要供給の法則なり爲替相場も亦均しく電要供給の法則によりて支配さるゝ以上は焉ぞ此現象を見ずして止まんや即ち爲替相場は騰貴すれば忽ち下落し下落すれば復た騰貴するを例とす例へば輸入多きが爲に爲替相場騰貴すれば輸入の物品は我國に於て市價上らざるを得ず輸入品騰貴すれば之に對する我國の需要は減少すべし而して之と同時に我國に對して輸出多き外國に於ては我國宛爲替相場安きを以て我國より輸入する物品は其市價下落すべし市價下落すれば我國の物品に對する需要増加すべし乃ち我國は外國の物品に對して需要減少し外國は我國の物品に對して需要増加す此に於てか我國の輸出は増加し輸入は減少し終に輸出超過とならん輸出超過して他に

爲替相場
騰貴すれば
復た下落す

爲替相場
下落すれば
復た騰貴す

之に打勝つべき特種の原因なくば爲替相場は下落する道理なり是れ則ち爲替相場騰貴したるが爲に下落したるものならずや而して又爲替相場下落すれば外國品の市價下落するを以て其需要増加し隨て輸入亦増加すべし此くして外國に於ては我國宛爲替相場高きが故に我國の産出品は需要減少するの傾向あり隨て我國の輸出亦減少すべし我國の輸入増加し輸出減少すれば爲替相場騰貴すること勿論なり是れ爲替相場下落したるが爲に騰貴したるものならずや單に輸出入の上より見るも此の如し次に又爲替相場騰貴して我に不利となる時は終に正貨外國に流出するを以て我國の金融必迫を免かれず金融必迫して利子歩合上れば第十章に於て説きたる如く爲替相場は終に下落すべし又爲替相場下落して我に利となる結果は正貨我に流入して我國の利子歩合下落すべし隨て爲替相場は再び騰貴すべし此故に金融の點より見るも爲替相場は騰貴したる爲に下落し下落したる爲に騰貴すと云ふ自動的變動絶ゆるを知るべし

凡る爲替相場は異例の場合を除くの外は正金輸送點より超過して上下するものにあらずとなし而して正金輸送料を一分と假定すれば爲替手形の需要多きが爲

に百弗の手形が漸々騰貴して終に百一圓に達すれば手形の需要者中には正金を輸送する者を生すべし正金を輸送したる者は最早手形を需要せざるを以て夫だけは手形の需要減少すべし此くして續々正金の輸送始まらば續々手形の需要減少し且つ外國に支拂を爲す者は成るべく之を延ばして相場低落を待つを以て旁々手形の需要は終に供給に比して大差なきに至らん而して又一方には手形の供給増加するの事情あり例へば爲替相場漸々上りて正金輸送點近くに達すれば銀行者爲替仲買人等は其外國支店又はコルレスボンデントを媒介して手形を振出すべし相場だに能くば支店又はコルレスボンデントに一時爲替資金の借入を爲し利子を支拂ひても割にあふ事あるべし又正金輸送料とても普通は一分即ち百弗に付き一圓と假定するも第三章に於て説明したる如く特別の便利を有する銀行爲替仲買人等は實際一分以下にて正金を輸送するを得れば殊更に正金を外國の支店又はコルレスボンデントに送りて手形を振出すもあるべし或は又通常の輸出商も爲替相場大に高くなれば來月振出すべき豫定の手形も早めて之を振出し外國に預金ある人も爲替相場の高きに誘はれて之か引出しを爲さんか爲に

爲替相場
は正金輸
送點に達
する事少
なす

手形を振出す等要するに外國に對して金錢受取の權利ある者は出來得る限り早く手形を振出して高き相場に賣らん事を工風すべし此の如くにして爲替相場百一圓近くなるに隨ひて手形の需要は減少し供給は増加し以て相場を落とすものとす又前の場合の反對にて爲替相場下落して正金輸送點に近づけば手形を賣らずして正金を取寄する者を生じ或は成るべく手形の振出を延ばす者もあるべし而して又外國に送金の用ある者は相場安き中に早く手形を買はんと欲し我は將來の騰貴を見込んで手形を買入れ置く者もあるべく爲に手形の供給減少し需要増加して相場は再び騰貴せんとする傾向あり右の次第なるを以て爲替相場は實際正金輸送點に達する事は少なく好し達するも忽にして變動するものと知るべし

爲替相場は正金輸送點間際まで達すれば自動的作用を以て變動回復する者なれども此點に達せざるうちにも一高一低變動止む事なし故に相場上りたりとて必しも正金輸送點間際迄上るとも限らず又下りたりとて同様なり孰れにしても中途にして或は復た上り或は再び下る事ありと知るべし而して是れ唯前述の如き

自動的作用に因りてのみ起るにあらず此作用の外に例へば外國債の募集利子歩合の引上銀行維持策の施行國際株式の投機間接爲の取引等諸原因の爲に相場變動する事あり就中面白きは是等の原因が實際未だ成立たず單に風説思惑のみにて相場變動する事是なり是れ俗に所謂景氣上げに過ぎざれども苟も爲替相場を變動する點に至りては異なる事なし學者往々此景氣上げの一事に注意せざるを以て實際の相場に疎き誹謗を免れざる事あり風説思惑の如きは學理上豫め之を測量すると難きを以て輸出入の差額が爲替相場の原因となるが如く判然たる數を表はすこと能はず而して風説思惑にして眞實其圖に當れば可なり然らずんば相場は一頓座を來すべし蓋し此思惑なるものあるが故に相場變動の諸原因となるべき事件の結果を實際よりも早く顯はすものなり而して又思惑あるが故に爲替漸々不利ならんとするに當り後日の高直を當込みに手形を買入れ爲に相場の下落を防ぎ或は將來の利子歩合を見越して現場の割合より離れたる相場を以て手形の賣買をなすあり一事一件逸疾く相場社會思惑の種となるは之を從來の諸相場に徴して明ならずや此故に過去の爲替相場を分拆して其原因を調査するは

風説思惑
の爲に相
場變動す

易しと雖も將來の相場は將來原因となるべき事件を見越したる思惑に依りて左右され而して思惑は何日前より起るものか明瞭ならざるが故に大體の學理耳を知りたる者には明日の相場を知ること難しとなすなり正金輸送點の範圍内に於ける相場の變動極まりなきに搦て加へて第九章に於て説きたる如き異例の場合ありて正金輸送點以外に變動し之に加ふるに第十一章に於て述べたる如き裁定爲替の法ありて相場に影響を及ぼすを思ひ而して交通自在の今日は遠き外國に於ける不測の出來事も一打の電音忽ち相場に影響を來すを知らば實際に於て爲替相場が如何に鋭敏にして變化の極りなきかを覺らん

爲替相場は自然に變動回復すること上來説きたるが如しと雖も又殊實に人意を加へて相場を救済する事あり彼の英國銀行が爲替の英國に不利なるに當りて其利子歩合を上くるが如き即ち是なり然り而して英國の利子歩合を上くるに英國銀行獨り之を爲したりとて何の効能のあらざるべしと思ふ者もあらんが是れ我々に於て日本銀行か利子歩合を上ぐれば之に連れて諸銀行も亦利子歩合を上ぐると一般固と英國銀行は所謂銀行の銀行なれば諸銀行最後の金融を求むる所にし

金利を上
げて相場
を救済す